

平成30年第2回定例会

# 孺恋村議会会議録

平成30年3月6日 開会

平成30年3月16日 閉会

孺恋村議会

## 平成30年第1回嬭恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	12
○議案調査について	14
○議案第19号の上程、説明	14
○議案第20号の上程、説明	14
○議案第21号の上程、説明	15
○議案第22号の上程、説明	15
○議案第23号の上程、説明	16
○議案第24号の上程、説明	16
○議案第25号の上程、説明	17
○議案第26号の上程、説明	17
○議案第27号の上程、説明	18
○日程の変更について	18
○議案第3号～議案第10号の一括上程、説明	18
○日程の変更について	30
○議案第11号～議案第18号の一括上程、説明、質疑	30

○予算審査特別委員会の設置、付託について……………	6 1
○請願書・陳情書等の委員会付託について……………	6 1
○議員派遣の件について……………	6 2
○休会について……………	6 2
○散会の宣告……………	6 2

第 2 号 (3月12日)

○議事日程……………	6 5
○本日の会議に付した事件……………	6 5
○出席議員……………	6 5
○欠席議員……………	6 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	6 6
○事務局職員出席者……………	6 6
○開議の宣告……………	6 7
○議事日程の報告……………	6 7
○平成30年度婦恋村一般会計予算の撤回についての質疑、討論、採決……………	6 7
○日程の追加について……………	6 8
○議案第28号の上程、説明、委員会付託……………	6 8
○議案第19号の質疑、討論、採決……………	7 0
○議案第20号の質疑、討論、採決……………	7 1
○議案第21号の質疑、討論、採決……………	7 3
○議案第22号の質疑、討論、採決……………	7 4
○議案第23号の質疑、討論、採決……………	7 5
○議案第24号の質疑、討論、採決……………	7 6
○議案第25号の質疑、討論、採決……………	7 7
○議案第26号の質疑、討論、採決……………	7 8
○議案第27号の質疑、討論、採決……………	7 9
○平成29年度婦恋村各会計補正予算の質疑、討論、採決……………	8 0
○予算審査特別委員会報告……………	8 5
○休会について……………	9 0

○散会の宣告	9 0
--------	-----

第 3 号 (3月16日)

○議事日程	9 1
○本日の会議に付した事件	9 1
○出席議員	9 1
○欠席議員	9 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 1
○事務局職員出席者	9 2
○開議の宣告	9 3
○議事日程の報告	9 3
○請願書・陳情書等の審査報告について	9 3
○一般質問	1 0 1
土 屋 幸 雄 君	1 0 2
佐 藤 鈴 江 君	1 1 0
伊 藤 洋 子 君	1 1 9
大久保 守 君	1 3 1
大 野 克 美 君	1 4 3
○閉会中の継続審査申出について	1 5 1
○閉議及び閉会の宣告	1 5 2
○署名議員	1 5 3

平成30年第2回定例村議会

(第1号)

## 平成30年第2回嬭恋村議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

平成30年3月6日(火) 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵(落石)による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 6 議案第19号 嬭恋村辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 7 議案第20号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第21号 嬭恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第22号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第23号 嬭恋村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第24号 嬭恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第25号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第13 議案第26号 嬭恋村こどもふれあい館設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第27号 村道路線認定について
- 日程第15 議案第 3号 平成29年度嬭恋村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第16 議案第 4号 平成29年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第 5号 平成29年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第 6号 平成29年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第 7号 平成29年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第 8号 平成29年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第 9号 平成29年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第10号 平成29年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第23 議案第11号 平成30年度嬭恋村一般会計予算  
日程第24 議案第12号 平成30年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算  
日程第25 議案第13号 平成30年度嬭恋村介護保険特別会計予算  
日程第26 議案第14号 平成30年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算  
日程第27 議案第15号 平成30年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算  
日程第28 議案第16号 平成30年度嬭恋村上水道事業会計予算  
日程第29 議案第17号 平成30年度嬭恋村公共下水道事業特別会計予算  
日程第30 議案第18号 平成30年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算  
日程第31 請願書、陳情書等の委員会付託について  
日程第32 議員派遣の件について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰一 君
税務課長	土屋 和久 君	住民福祉課長	松本 芳男 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	小嶋 正 君
観光商工課長	加藤 康治 君	上下水道課長	熊川 武彦 君

教育委員会  
事務局長

宮崎 孝君

会計管理者

熊川 さち子 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長

黒岩 崇明

書

記

宮崎

清



開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成30年第2回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、黒岩忠雄君、熊川一君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの11日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（滝沢俣明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分を受理しましたので、配付のとおり報告いたします。

議員派遣の結果並びに12月定例会以降の主な諸行事はお手元に配付したとおりであります。

次に、平成30年3月2日、孺恋村教育長から平成29年度教育委員会点検評価報告書が本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

次に、2月27日及び本日開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） それでは、議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、2月27日及び本日午前9時30分から委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、平成30年第2回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第2回議会定例会の会期は、3月6日から16日までの11日間とし、一般質問の通告期限は12日正午までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告1件、議案25件、主な内容としましては、平成29年度3月補正予算並びに平成30年各会計予算、村道路線認定、孺恋村辺地総合計画の変更、それから村条例の制定、一部改正、廃止等が予定をされております。

また、当局から提出議案の説明を行いたいとの要望があり、6日の全員協議会において行うことと決定いたしました。

なお、平成30年度予算の審議については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月6日の全員協議会終了後から3月7日、8日に行うことと決定いたしました。

請願・陳情については、請願2件、要望2件の提出がありました。協議の結果、配付の請願・陳情文書表のとおり付託をすることと決定いたしました。

次に、各常任委員会及び村創生対策特別委員会は、3月9日に開催することと決定しまし

た。そのほか、議会基本条例等の議会改革については、予算審査特別委員会終了後、議員懇談会で協議することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（滝沢俣明君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うための発言が求められておりますので、これを許可します。  
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 3月定例会に当たりまして行政報告をさせていただきたいと思っております。

昨年の12月議会以降、我が村においては2つの大きなことがございました。

第1点は、オリンピックに土屋良輔選手が参加したということでございます。決定して以降、多くの方々から、やっぱりスケート王国なんだなというお言葉をたくさんいただいたわけでございます。良輔選手は、5,000メートルで16位、1万メートルで10位、パシュートで5位、マスタート第2組で11位という優秀な成績をおさめたところでございます。村民の誇りであると思っております。今後、ますますのご活躍を期待しております。

もう1点でございますが、1月23日、本白根山の噴火を見たところでございます。以降、草津町において、火山防災協議会等の会議もありまして、私どもも当然参加させていただいたところでございます。現在の噴火の地区から万座温泉まで2キロ前後ということでございます。今後におきましては、今月末か、もしくは4月の頭に行われます白根山火山防災協議会におきまして、交通の規制を導入するのかということ、現在、下話を草津町と担当者レベルでやっております。しっかりと調査を、気象庁、国土交通省等とも連携をしながら、また、群馬県の危機管理室とも連携をしながら、安心・安全のためにしっかりと対応してまいりたいと思っております。

関連いたしまして、風評被害の関係が万座温泉にございます。じわりじわりとこちらから進んでPRをしてこなかったわけでございますけれども、やっぱり地図が新聞等に出ますと、万座は近いんだねということで、これからゴールデンウィークに向かいまして、非常に厳しい状況が生まれつつあるという認識をしております。県のほうには、既に要

望書を出ささせていただきます、県のほうも補正予算で2,400万円の風評被害対策をしておるところでございます。知事さんにもじきじきにお願いをいたしまして、しっかりと対応できるようにお願いをしてきましたし、今後も連携して風評被害対策に取り組んでまいりたい、こう思っておるところでございます。

大分、春らしくなってきました、第1次産業のキャベツの苗の植えつけ等も、大分、毎朝生産者の皆様方が下のほうに作業に行っておる状況になってまいりました。いよいよ始まったなという気がしておるところでございます。

第2次産業の関係でございますけれども、去年は、災害が5回あったということで、災害対応の工事也非常に多かったということもでございます。あわせて、小学校の建築ということもございまして、入札回数12回、101件で18億4,700万円という状況でございます。対前年が7億強ということでございましたので、11億円、入札関係もふえたという状況でございます。今後も、第2次産業の発展のため、また財政の許す範囲で、特に、各地区の区長さんからの要望のございます道路の改修等については、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

第3次産業でございますが、バラギのほうにつきましては、今シーズンにつきましては、約106%、対前年でございますが、伸びている状況が続いておると思っております。ただし、万座温泉がちょっと厳しい状況に変わりつつあるという状況でございます。鹿沢のほうにつきましては、ほぼ横並びということでございます。村全体を見ますと、スキー場については、対前年で、一応、大体100%前後、大きな変化はなく、全体ではそういう状況で推移しておると認識をしておるところでございます。先ほども申しましたが、風評被害にしっかりと対応して、ゴールデンウィークに向かったのPR活動等もしっかり取り組んでまいりたい、こう思っているところでございます。

現在、国のほうでは、97兆円強の政府予算が提案されました。憲法の規定によりまして、衆議院の議決が優越するということでございます。2月28日、衆議院を通過しましたので、事実上、国の97兆円強の予算は成立するということになっておるところであります。働き方改革等でいろいろ議論があるようでございますが、我が村にとりましても、国にかかわる予算の仕事、事業は多々あるわけでございますので、今後の推移をしっかりと確認してまいりたい、こう思っております。

群馬県のほうにおいては7,329億円ということで、未来創生予算ということで、現在協議、県のほうでもしていただいております。あわせて、やはり村にとっても、

大変重要な課題が、県の資金によってあるわけでございますので、引き続き、しっかりと確認をしながら、我が村の事業にも反映させていけるものはしていきたいと思っておるところであります。

3月議会ということで、後ほどまた、一般会計、3月補正とあわせてご提案させていただきますが、説明責任を十二分に果たし、また、議員の皆様のご意見を賜りながら、ご承認いただければと思っております。後ほど、提案をさせていただきたいと思っておるところであります。

政策課題についてですけれども、財政状況につきましては、7.9%ということでございます。普通の健康体に戻ってきておると思っていますが、引き続き、財政規律を守りながら、財政運営をしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っております。

学校再編ということでございますが、本年度6億3,000万円ほど、また議会のご承認をいただいて執行したいと思っております。学校再編についても、現在の西部小学校の体育館プールが完成すれば、一応箱物については全て完成という状況になっております。残された田代、干俣地区の公園整備等、また地元の意見をよく確認しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

上信自動車道の関係でございますけれども、1月12日までにとということで、東部地区におきましては、仮称でございますが、長野原・嬭恋バイパスについて、パブリックコメント、アンケート調査ということで、群馬県の大きな茶封筒にアンケート用紙が、1,954世帯に配付させていただきました。区長様を通してほぼ回収ができて、さらにそれを県のほうにまとめておるという状況でございます。今後におきましては、それを関東地方整備局のほうに、県が協議をまとめた段階でお話をするという状況でございます。一日も早い整備局のかかわりのもとで、またしっかりと取り組んでまいりたい。また、議員の皆様とともに、しっかりとまたお願いするべきところにはお願いしてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

国道の144号の関係でございますけれども、この役場のすぐ前でございますが、昨年からは橋脚と大前橋については工事が始まっておりますけれども、次年度は2億円強のお金を投資しながら、また地元の地主の皆様方のご了解も得つつ、しっかりと工事をしてまいりたいと思っております。おおむね、あと3年ほどで完成の方向で進めてまいりたいと思っております。

鎌原観音堂周辺整備の関係でございますけれども、既に今まで実施した事業、カヤぶき屋

根の改修、あるいは宅地西道路の改修、あるいはトイレ、あるいは創作実習館の改修等がございますけれども、地代も入れましてざっくりですが約2億4,000万円、既に投資してきておるところでございます。

また、この後、来年度予算のお願いをするわけですが、諸事業、各課のまとめたものもまたしっかり説明をして、お願いしてまいりたい。また、特別委員会も設置していただいておりますので、そこにおいて、しっかりと説明をさせていただき、また方向性を定めていきたいと思っておりますので、また議員の皆様方の忌憚ないご意見を賜りたいと思っております。

浅間山の北麓ジオパークでございますが、日本のジオパークの認定を得たということでございます。新しく事務所も交流センターの中に設けましたので、今後はさらに連絡を密にしながら、事業がしっかりと推進できるよう取り組んでまいりたい。あわせて、万座方面については、1980年、既にユネスコに認められたエコパークでございます。嬭恋村は、北も南もジオパーク、エコパークということで、本当に自然に恵まれた国立公園にも入っておるという地域でございます。ぜひとも、エコパーク、ジオパーク、この両方が、自然環境のすばらしい嬭恋村ですと。その中のキャベツ畑ですというようなことで、エコパークについても少し前進させる方向で取り組んでまいりたいと、こんなふうと思っております。

浅間牧場の関係でございますけれども、800ヘクタールの有効活用ということで、県の畜産課が中心となりまして、観光も入れた形で嬭恋村、長野原町、浅間高原観光協会、あるいは北軽井沢観光協会の関係の皆様も参加した中で、プランニングをしてまいったところでございます。3月末までには売店等の建物も完成すると。あわせて、牛を10頭、とりあえずは見せるための牛を飼うという状況になっておるところでございます。また、嬭恋村にかかわる関係ですと、嬭恋村の隣接する土地についても、一応、道をオープンにしてイベントも一緒にできるようにということで、砂塚地区についてはそういうことで協議をしておるところでございます。

また、草軽バスのほうにいろいろお願いをしてまいりました。また、長野原の町長さんともお話をし、新幹線軽井沢駅からJR万座・鹿沢口までの間、ぜひともバスを新幹線の発着に合わせて運行していただきたいというお願いをしてきておるところでございます。現在、鋭意検討していただいておりますので、早ければ、ゴールデンウイーク前から運行できるという方向性で現在進んでおるといふふうに伺っておりますのでございます。浅間牧場と鎌原の観音堂周辺、ここを拠点に、長野原、嬭恋の拠点ということで、うまくお客様を誘導できる

ように取り組んでまいりたい。また、4月28日には、知事さんは参加できるかどうかわかりませんが、今、要請しておりますけれども、浅間牧場でオープニングの式典が開催される予定となっております。

万座温泉でございますが、ビジターセンターが既に完成しまして、引き渡しも終わっておるといふふうに伺っております。5月12日に環境省の幹部の皆様方もお見えになられまして、オープニングの式典を行う予定で、現在進めておるところでございます。万座とビジターセンターの中に、万座温泉観光協会もそこに入るということでもあります。

また、本白根山の観測体制についてのビデオといいますか、監視カメラの画像を、国交省と環境省のほうでお話し合いをしていただいております、それが常時観測できるモニターを設置するようお願いしております。万座温泉の観光の拠点として、より一層そこが有効になるようしっかり取り組んでまいりたいと、こんなように思っております。

これからの主な日程について、ちょっとご報告をさせていただきます。

12月27日でございますが、エムウェーブ、長野市のほうに応援に行っていました。5,000メートルで一戸君と競走したわけですが、2位だったということでございます。引き続き1万メートルでは日本のチャンピオンということで、良輔君のご健闘があったわけでございます。5日、6日でございますが、群馬県の新春交流会、上毛新聞社の新春の交歓会、吾妻郡の賀詞交歓会、続いてJA嬭恋村さんの6日には賀詞交歓会と、さらに7日には出初式、あるいは村の賀詞交歓会ということで、議員の皆様にも大変お世話になりました。

1月19日でございますが、上田定住自立圏ということで会議がございました。今までの事業の状況並びに今後のあり方について協議をしたところでございます。広域的に、福祉関係あるいは医療関係についても、より深い連携が図れたらなと思っております。

また、文化関係では、特に新しくできましたサントミュージーゼ、153億円かけた立派なホールがありますけれども、文化団体あるいは学校関係の皆さんとも一緒になって、いい連携を図れたらなと思っております。また、サントミュージーゼで招聘します素晴らしい音楽家を、嬭恋村のほうで、もしあわせてコンサート等開く場合にも、いろんな形の協力ができるというような話も現在進んでおるところでございます。

1月19日、神田雪だるままつりということでございました。大変、子供さんがたくさん来る、ここ2年ぐらいは特にふえてきておるといふことでございます。また、有意義な交流が継続してできればと思っております。

23日でございますが、本白根山の噴火ということでございました。

30日ですけれども、嬭恋高山須坂間県道整備促進期成同盟会要望活動ということで、長野県庁並びに群馬県庁のほうにお伺いさせていただきました。特に、長野県庁におきましては、知事さんにも直接お会いができてご挨拶もさせていただきました。会うたびに、一応お願いはしっかりとしまいたい、こう思っておるところでございます。

2月3日ですけれども、R a l l y o f T S U M A G O Iとウィンターフェスティバルということで、浅間高原を中心に展開されました。多くのお客様がお見えになられて楽しんでいただいたということでございます。

11日ですけれども、平昌オリンピックのパブリック・ビューイングということで、役場内で開催してもらいました。2階と1階のフロアも本当に満杯になるくらいに多くの方々にお集りをいただいたということでございます。また、結果として冒頭お話ししましたような成績を残していただいたということで、大変うれしく思っておるところでございます。

19日でございますが、群馬長野県境に係る道路整備打ち合わせ会議ということで、上田市さん、それから東御市さんの議長さん等も参加していただき、当村からも議長さん等に参加していただいて、渋川から上田インターの周辺の工事現場を視察していただき、あわせて上田の建設事務所で勉強をしたところでございます。一日も早い、以前から嬭恋村議会の皆さんの力といいますか、ご協力によりまして、3自治体の議会の連携もより一層深まってきたおるといふふうに思っておるところでございます。また、今後も3自治体の議員の皆さんとともに、特に長野県のほうにはしっかりとお願いをしまいたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

27日、商工行政懇談会ということで、議員の皆さんたくさん参加いただきましたが、商工行政の懇談会が開催されました。

3月1日、嬭恋高等学校の卒業式ということでございました。

3日は吾妻郡のスキー大会、草津の国際スキー場で、みんなで盛り上げようという意味も込めまして盛大に開催されたところでございます。

12月以降の行政報告ということで、主な点につきましてお話をさせていただきました。いづれにいたしましても、上信自動車道をどうするのか、それからグランドデザインといいますか、村の将来のあり方、どうあるべきなのか、それから公共施設のあり方も、昨年3月末に計画をまとめてございます。庁内でもしっかりと勉強しますけれども、また議会のほうにもお話をさせていただいて、役場はどうするのか、嬭恋会館をどうするのか、基金も積み立ててきておるところでございます。大きなその辺の計画といいますか、すぐできるものではご



ございませんので、しっかりと今から協議を進めて、前に進められたらと思っておるところで  
ございます。

以上、大変雑駁でございますが、村民の村民による村民のための政治をしっかりと執行し  
てまいりたい、こう思いますので、よろしくお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵（落  
石）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第1号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万  
円以下の損害賠償の和解、額の決定）に基づきまして、専決処分をいたしましたので、報告  
するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、裏ページの専決処分内容について説明をさせていただきます。

平成30年1月9日に、村道西窪・門貝線、西窪地内で、孀恋村内事務所の方が落石に車両  
を接触させ損害を与えました。これによりまして相手損害額は38万8,424円で、村は損害の  
2割、7万7,685円を村の加入する損害保険会社により相手に支払うことで、平成30年1月  
29日に和解となりました。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

黒岩忠雄君。

○6番（黒岩忠雄君） この件は、西窪・門貝線ということで私も防犯パトロールをやって、よく回っております。危ないところも何か所もあります。石をどけてくれと言ったようなこともありますけれども、このたびは車両の損害だけで済んだけれども、これが人命にかかわるようなことになれば大変な問題でございます。したがって、村の土木課長、よく点検をして、危ないところがあったら事前に制御すると、そういうことを心がけていただきたい。

よろしく申し上げます。一言、課長。

○議長（滝沢俣明君） 建設課長。

[建設課長 宮崎芳弥君登壇]

○建設課長（宮崎芳弥君） 黒岩忠雄さんのご質疑にお答えさせていただきます。

この事故の現場なんですけれども、石が落ちこちてきたところに車が、落ちていた石の上に車が乗り上げたというような事故の現状でございました。石の落ちたところに対しましては、緊急の仮設の柵とかがちょっとできないところでしたので、両側に落石注意の看板と落ちたところの上の浮き石の点検等をさせていただきました。そのところが、大分、網とかストーンガードとかしてあるんですけれども、これからも注意して、危険なところは随時直していきたいという考えでいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝沢俣明君） 黒岩忠雄君。

○6番（黒岩忠雄君） こういふことは、事が起きてから騒いでも遅いことなので、事の起きる前に、ぜひ点検よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（滝沢俣明君） 答弁はよろしいですか。

○6番（黒岩忠雄君） 答弁は結構です。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案調査について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。日程第6から日程第30まで本日は議案提案のみとさせていただきます、議案の審議は12日に行うこととし、本日から11日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6から日程第30までの議案は、議案提案のみとし、本日から11日まで議案調査といたします。

順次提案説明を行います。

---

◎議案第19号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第6、議案第19号 婦恋村辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第19号の辺地総合整備計画の変更についての提案理由を説明させていただきます。

議案第19号は、田代辺地にかかわる計画であります。田代辺地内の環境改善のため、村道の舗装、補修等を実施するため、計画を変更するものでございます。

詳細は計画書のとおりであります。事業実施に当たりましては、財源として辺地対策事業債を借り入れすることができますので、その償還時には交付税措置されるものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第20号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第7、議案第20号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が、平成29年3月27日に成立し、平成30年4月1日から国民健康保険の財政責任主体が都道府県になることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第8、議案第21号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第21号の提案理由を説明させていただきます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等により、国民健康保険施行令の一部が改正され、平成30年4月1日より施行されることに伴いまして改正するものでございます。

慎重審議をお願い申し上げ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第9、議案第22号 婦恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第22号の提案理由を説明させていただきます。

介護保険法の定めにより、3年ごとに財政運営期間における保険料率を見直して、条例においてこれを定めることとされているため、当村における介護保険料の有効期間を改正しようとするものでございます。

また、介護保険法の改正により、市町村の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者、もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、またはこれらであった者についてその対象となるよう範囲が拡大されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第23号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第10 議案第23号 婦恋村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第23号の提案理由を説明させていただきます。

改正介護保険法の一部施行に伴い、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることとなり、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるため、村の基準条例を制定しようとするものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第11 議案第24号 婦恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の

制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

婦恋浅間寮の完成により、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第12 議案第25号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第25号の提案理由を説明させていただきます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正により、借りかえ制度が継続され、文言の一部が追加されることに伴う条例改正でございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第13 議案第26号 婦恋村こどもふれあい館設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

孺恋村こどもふれあい館を閉鎖し、地域子育て支援拠点事業において、地域における子育て支援の充実を図るため、本条例を廃止するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第14 議案第27号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第27号の提案理由を説明させていただきます。

道路法の規定に基づき、団体営農道整備事業において整備された農道及び大前床固事業において整備された橋梁を新規に村道認定するため、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。日程第15から日程第22までは、いずれも平成29年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第15から日程第22までを一括議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第3号～議案第10号の一括上程、説明

○議長（滝沢倅明君） 日程第15から日程第22までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第3号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）の提案理由を説明させていただきます。

議案第3号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）から議案第10号までの各特別会計補正予算について提出をさせていただきましたが、私のほうからは議案第3号 婦恋村一般会計補正予算（第9号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

今回の補正予算は、年度末における各事業の実績に伴う補正が主な内容となっております。

補助事業関係では、国または県の補助等が認められず執行できなかったものについては、歳入歳出とも減額補正とさせていただきます。

一般会計では、歳入歳出予算に1億8,862万9,000円を追加し、総額82億5,258万円とするものでございます。

まず、歳入では、各交付金及び地方交付税について、額の確定に伴いましてそれぞれ補正をさせていただきました。国・県支出金につきましては、さきに申し上げましたとおり、事業費の確定に伴いまして、補助金等の額が確定したことによるものでございます。

歳出では、庁舎建設準備のために振興開発基金に3億円、文化会館建設基金へ1億円を積み立てる予算を補正させていただきました。その他、事業費の確定などにより、それぞれ不足額及び不用額について増額補正をさせていただきました。

続いて、繰越明許費につきましては、国の補正予算に伴うもののほか、年度末までに事業の完了を見込めないものについて予算の特例措置として行うものでありますが、詳細については第2表に示してありますとおり、12事業について予算を繰り越して実施するものでございます。

本補正予算の概要は以上となります。大変雑駁ではありますが、提出理由とさせていただきます。

慎重なるご審議の上、ご決定、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 初めに、議案第3号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）について、詳細説明を求めます。



総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第3号 平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,862万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,258万円といたします。

第2条、繰越明許費につきましては、7ページを見ていただきたいと思います。

こちらについて、全12事業ございますが、歳出の合計額としまして、5億7,058万円となっております。

続きまして、第3条の地方債の補正になりますが、続いて8ページをお願いいたします。

第3表にございますが、事業費の実績に伴う限度額の補正になります。

続いて、歳入歳出の概要について説明をさせていただきます。

9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書で、主な款について説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、款、補正額で申し上げます。

第1款村税1億2,129万6,000円、第2款から第10款地方交付税までにつきましては、県からの額の決定によるものの補正になります。次に、第14款国庫支出金マイナス7,040万2,000円、第15款県支出金1,075万6,000円、18款繰入金1億2,008万6,000円、21款村債マイナス2億1,820万円、歳入合計補正額1億8,862万9,000円、歳入合計額としまして82億5,258万円となります。

次に、歳出に移りますが、10ページをお願いいたします。

同じく款、補正額の順で申し上げます。

第2款総務費3億620万円、3款民生費マイナス1,137万9,000円、第6款農林水産業費マイナス2,981万1,000円、第7款商工費マイナス496万3,000円、第8款土木費5,017万4,000円、第9款消防費マイナス316万1,000円、第10款教育費マイナス1億1,918万5,000円、第11款災害復旧費156万3,000円、歳出合計補正額が1億8,862万9,000円、歳出合計額が82億5,258万円となります。

続いて、補正額の財源内訳、右の表に移りますが、国県支出金がマイナス5,875万5,000円、地方債がマイナス2億1,820万円、特定その他財源が809万3,000円、一般財源が4億5,749万1,000円となります。

次に、歳入歳出の主な内容について説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

第1款村税、第1項村民税、1目個人、補正額3,828万円、第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額8,301万6,000円、ともに現年課税分の補正となります。

次に、14ページをお願いいたします。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億7,670万7,000円になります。内訳につきましては、右の説明のとおりになっております。

続いて、16ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金及び17ページにございます第2項国庫補助金につきましては、実績に対しての減額補正となります。

続いて、18ページをお願いいたします。

第15款県支出金、第1項県負担金及び第2項県補助金につきましても、実績に対しての補正になります。

続いて、20ページをお願いいたします。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、補正額合計額で1億2,008万6,000円となります。

続いて、21ページ、第21款村債になります。第1項村債、各対象事業の実績によるものになりますが、補正額としまして、マイナス合計2億1,820万円になります。

次に、歳出に移らせていただきます。

25ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、14目振興開発基金費、補正額が3億円です。財政調整基金から組み替えるための積立金になります。

次に、30ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費マイナス1,252万5,000円。これは児童手当費給付実績による減額になります。

続いて、33ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費、補正額マイナス2,274万1,000円で、34ページの説明欄にございますが、上の段の県営事業負担金、こちらが事業確定による減額になります。

次に、37ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目機械管理費マイナス4,152万6,000円。こちら

については、38ページの説明欄を見ていただきたいと思います。公用車購入費、こちらはロータリー除雪車が今年度補助対象外ということで、減額によるものです。

続いて、第3目の国土調査費1,194万9,000円。13節の測量委託料が補助対象額の決定によりましての増額補正になっております。

次に、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、補正額7,484万3,000円。こちらにつきましては、右の説明欄、道路除雪事業、13節にございますが、除雪委託料等の増額分になります。

次に、42ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額マイナス2億1,533万9,000円。こちらにつきましては、西部小学校関係の工事、それと校舎の解体工事の進捗実績による減額になります。

続いて、43ページになりますが、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費、補正額1億33万1,000円です。こちらにつきましては、文化会館建設基金への積み立てに組み替えるものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

第6項保健体育費、第2目保健体育施設費、補正額1,152万円。こちらにつきましては、青葉湖のスケート場進入路の整備費が増額となっております。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第4号 平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、議案第4号 平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

歳入歳出にそれぞれ3,448万5,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ18億6,752万4,000円とするものでございます。それから、直営診療所施設勘定歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ85万円を減額し、歳入歳出それぞれ4,189万5,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の事項別明細書になりますが、款ごとに、第3款国庫支出金がマイナス271万7,000円、第4款療養給付費交付金が1,463万8,000円の増、1つ飛びまして第6款県支出金がマ

マイナス235万9,000円、8款の共同事業交付金として1,825万3,000円、その他繰入金を含めまして合計補正額が3,448万5,000円となっております。

続きまして、次の4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の款別の状況ですが、第2款保険給付費が998万2,000円の増、それから第6款介護納付金としてマイナス95万3,000円、第7款共同事業拠出金としてマイナス3,339万4,000円、それから9款の基金積立金として5,839万5,000円、合計補正額が3,448万5,000円となっております。財源補正内訳につきましては後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、各歳入歳出の詳細について説明をさせていただきます。

まず、5ページをごらんいただきたいと思います。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目の高額医療費共同事業負担金としてマイナスの244万7,000円、これにつきましては実績に伴うものでございます。

それでは、次の6ページをごらんいただきたいと思います。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金、1目の療養給付費交付金、これにつきましては、退職被保険者に関係するものでございます。補正額は1,463万8,000円となっております。これは交付決定に伴う補正でございます。

それから、1つ飛びまして第6款県支出金ですが、第2項の県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金として、244万7,000円の減、これにつきましても交付決定に伴うものでございます。

それから、次の7ページですが、第8款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目の高額医療費共同事業交付金として550万2,000円の増。それから、第2目の保険財政共同安定化事業の交付金として1,275万1,000円の増。合計で1,825万3,000円の増となっております。これも交付決定に伴うものでございます。

次の第10款の繰入金ですが、第1項他会計繰入金のうちの一般会計繰入金につきましては、679万8,000円の増でございます。この主な増につきましては、説明欄にございますように、保険基盤安定の繰入金の増額でございます。

それでは、9ページをごらんいただきたいと思います。

8ページから9ページにかけてになりますが、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第2目退職被保険者等療養給付費交付金、これにつきましては956万2,000円の増でございます。これも交付決定に伴うものでございます。

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

第6款の介護納付金として95万3,000円の減額でございます。これも実績見込みに伴うものでございます。

続いて、第7款の共同事業拠出金ですが、これにつきましても第1目の高額医療費拠出金が972万1,000円の減、それから保険財政共同安定化事業の拠出金が2,367万3,000円の減となっております。これも拠出金の確定に伴うものでございます。

それでは、12ページをごらんいただきたいと思います。

第8款保健事業費、第1項保健事業費、第2目の疾病予防費として165万円の増。これにつきましては、説明欄にございます19の負担金ですが、人間ドックの健診費の増額によるものでございます。

最後になりますが、第9款の基金積立金として5,839万5,000円の増でございます。これは、先ほど来申し上げておりますが、共同事業の関係で交付金等が増額になりまして、また、支出になります負担金等が減額になりまして、その関係で剰余金が発生しましたので、これについては年度内に基金に積み立てをして、来年度以降に備えたいと考えております。

それでは、次に直診勘定ですが、15ページをごらんいただきたいと思います。

まず歳入ですが、8款の繰入金として85万円の減額でございます。

次の16ページをごらんいただきたいと思います。

歳出ですが、1款の総務費として5万円の増、2款の医業費として90万円の減、合計で85万円の減額となっております。

それでは、17ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、一般会計の繰入金として85万円の減でございます。

それでは、最後18ページをごらんいただきたいと思います。

主な歳出の増の要因ですが、第2款医業費、第1項医業費、第2目医療用機械器具費として90万円の減、これにつきましては、29年度に診療所の機械整備更新を行いました。その実績に伴う差額の減額でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第5号 平成29年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、引き続きまして、議案第5号 平成29年度婦恋村

介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

まず、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ3,588万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億3,859万円とします。また、介護サービス医療勘定につきましては、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出それぞれ2,169万1,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の事項別明細書になります。

第3款国庫支出金として749万7,000円の減、第4款支払基金交付金として3,146万5,000円の減、一つ飛びまして繰入金として848万5,000円の減、9款の繰越金として8,352万8,000円、合計で3,588万8,000円の増額でございます。

次の、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の款別の状況ですが、第1款総務費としてマイナス146万4,000円でございます。

第4款地域支援事業費として29万7,000円の減、第6款基金積立金として3,764万9,000円の増、合計で3,588万8,000円の補正でございます。

続きまして、歳入の詳細ですが、5ページをごらんいただきたいと思います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金としてマイナス687万4,000円、これは実績見込みでございます。

それから、第2項の国庫補助金としまして、4目の事務費補助金が10万8,000円の減、第8目の地域支援事業交付金として50万5,000円の減、その他含めまして合計で62万3,000円の減、これにつきましても実績見込みでございます。

それでは、次の6ページをごらんいただきたいと思います。

第4款の支払基金交付金ですが、支払基金交付金のうち第1目の介護給付費交付金としてマイナスの3,141万7,000円、これにつきましても実績見込みによるものでございます。

それから、第5款の県支出金ですが、県負担金として介護給付費負担金がマイナス6万5,000円、それから第2項の県補助金につきまして12万5,000円の増、これも全て実績見込みによるものでございます。

それから、第8款の繰入金でございますが、第1項一般会計繰入金、第4目のその他会計繰入金として135万7,000円の減でございます。その他含めまして、合計でマイナス148万5,000円、これも実績見込みによるものでございます。

では、次の8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の第8款繰入金、基金繰入金が当初見込んでおりました700万円の減でございます。

9 款繰越金としまして8,352万8,000円の増でございます。

[発言する者あり]

○住民福祉課長（松本芳男君） はい、わかりました。

続きまして、支出になります。

支出ですが、それでは、10ページをごらんいただきたいと思います。

介護保険の給付費ですが、介護サービスの諸費としまして合計欄マイナス180万円、実績によるものでございます。

それから、第2款の介護給付費の諸費につきましても同額の180万円の増でございます。

それでは、第4款の地域支援事業費になりますが、13ページです。そのうちの100万円の増となります。

それから第6款の基金の積立金につきましては、3,764万9,000円の増でございます。

事業勘定は以上でございます。

それでは、16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

これは、サービス勘定になりますが、歳入につきましては、第1款のサービス収入が40万円の増、それから17ページ、歳出につきましては事業費が40万円の増、同額でございます。

内容につきましては、18、19ページになりますが、ケアプランの作成収入の増、それから歳出につきましても、同様に委託料の増となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第6号 平成29年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

[住民福祉課長 松本芳男君登壇]

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、引き続きまして議案第6号 平成29年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ348万4,000円を追加しまして、歳入歳出総額1億4,705万8,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況ですが、第1款後期高齢者保険料として532万4,000円の増、それから4款繰入金として148万円の減、その他含めて合計で348万4,000円の増となっております。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況ですが、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金として340万8,000円、その他含めまして合計で348万4,000円の増でございます。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の主な内容ですが、第1款の後期高齢者保険料としまして、第1目の特別徴収分として692万4,000円の増、普通徴収分として160万円の減でございます。一つ飛びまして、第4款繰入金ですが、第2目の保険基盤安定繰入金として198万円の減でございます。

それでは、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の主な要因ですが、第2款の広域連合納付金のうち、第1目の後期高齢者広域連合納付金として340万8,000円の増でございます。

以上、概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第7号 平成29年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第7号 平成29年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604万円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,367万4,000円とするものでございます。

3ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございます。経営戦略策定業務委託費の597万円と、簡易水道組合工事補助金の530万円を繰り越すものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

歳入について説明いたします。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金604万円の増額ですが、一般管理費の増額分を一般会計繰入金で補填させていただきます。

続きまして、7ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費604万円の増額ですが、経営戦略策定支援業務委託料と、水道台帳デジタル化業務委託料の減額と漏水調査委託料と簡易水道組合工事補助金の増額分の合計でございます。



以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第8号 平成29年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第8号 平成29年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳出予算の補正、第2条におきましては、歳出予算の補正後の歳出予算の金額は、「平成29年度婦恋村上水道事業会計補正予算実施計画」のとおり補正するものでございまして、収益的支出、第1款水道事業費用及び第1款資本的支出の総額に変更はございません。

2ページをごらんください。

平成29年度婦恋村上水道事業会計補正予算明細書でございます。

収益的収入及び支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費の修繕費を17万5,000円減額しまして、第2項営業費用、第2目雑支出のその他雑支出の修繕費を17万5,000円増額するものでございます。

次に、その下の資本的収入及び支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目土地を100万円減額いたしまして、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金を100万円増額する補正でございます。

以上でございます。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第9号 平成29年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 続きまして、議案第9号 平成29年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ336万9,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,199万6,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、290万1,000円の減額でございます。その下の第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金46万8,000円の減額でございます。実績に基づく減額でございます。

続きまして、6ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款で下水道費、第1項業務管理費、第2目管渠管理費86万9,000円の減額は実績によるものでございます。

それと、建物火災保険料の1,000円の増額でございます。下の第1款下水道費、第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費250万円の減額ですが、実績による減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第10号 平成29年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第10号 平成29年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万4,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億715万4,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。

歳入について説明させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項農集排水事業国庫補助金、第1目農集排水事業国庫補助金125万円の減額でございます。最適整備構想策定業務委託の確定によるもので、国庫補助金の減額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金が、96万4,000円の減額でございます。

6ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費225万円の減額ですが、最適整備構想策定業務委託費の確定によるものでございます。

第2目個別排水整備事業費3万6,000円の増額ですが、浄化槽設置個数の増による増額で

ございます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。日程第23から日程第30までは、いずれも平成30年度予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第23から日程第30までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第11号～議案第18号の一括上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第23から日程第30までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第11号 平成30年度予算、提案理由を説明させていただきます。

まず、平成30年度は、29年度に引き続きまして、総合計画及び総合戦略に基づき、「健やかな成長を支える子育て・教育環境の充実」、「防災・減災対策の強化」、「快適な暮らしをつくる生活基盤の確保」を重点政策と位置づけ、これらを着実に推進することを基本方針といたしました。

村民の皆様が安心・安全に暮らせる孺恋村を目指し、子育て・教育環境整備及び防災対策に重点を置く投資的予算といたしました。

平成30年度孺恋村一般会計の予算総額は、75億4,200万円で、予算規模は平成29年度当初に比べて6.7%の増となり、昨年に続き大型予算となりました。

主な財源についてであります。まず、村税収入は、固定資産税では償却資産の増加を見

込む一方で、村民税では農家所得の減少を見込むことにより、村税全体では対前年5.9%減の16億303万円と見込みました。また、地方交付税については、税収の減額を見込んだことにより、対前年1%増の20億円としてあります。臨時財政対策債は、前年とほぼ同額の2億950万円としたところですが、村税の減額に見合った額を確保するためと、平成30年度に必ず実施しなければならない各事業予算に充当するため、財政調整基金を7億4,700万円取り崩すこととし、当初予算に計上することとしました。

村債について、臨財債を含め、10億7,350万円を計上しております。主なるものは、防災無線のデジタル化及び西部小学校体育館プールの建設に充当するための起債となります。

続いて、平成30年度に実施する重点施策について説明させていただきます。

まず、「健やかな成長を支える子育て・教育環境の充実」であります。教育施設再編事業について、西部小学校の屋外運動場及び屋根つきプールの建設工事に係る必要経費6億3,300万円、東部こども園改修に係る経費6,000万円を盛り込ませていただきました。将来の村を担っていく子供たちのために、計画どおり遅滞なく整備を進めていきたいと考えております。また、保育料無料化に要する経費として1,350万円、給食費無料化については、4,390万円を計上してあります。その他、教材費保護者負担軽減対策及び英語検定受験料補助金等についても予算措置してあります。

「防災・減災対策の強化」では、防災行政無線のデジタル化について、国による電波網の改正に伴い、現在のアナログからデジタルへと切りかえるための工事を2カ年で計画し、平成30年度については、工事費として3億円を計上してあります。また、消防団資機材の更新として、第1分団ポンプ車の更新費用を計上させていただきました。

「快適な暮らしをつくる生活基盤の確保」では、公共交通対策事業として、高齢者等を対象にタクシー運転の助成、おでかけタクシー制度を新設し、997万円を計上してあります。

また、橋梁整備として、老朽化に伴う大前橋の架けかえ費用として2億250万円、道路維持改良事業として3億9,236万円を計上してあります。冬期間における除雪体制整備につきましても、除雪機械の購入費を計上しております。その他、田代、干俣小学校校舎跡地の活用として、公園整備工事費用を計上してあります。

また、昨年度設置された地域交流センターにおいて、人口減少に歯どめをかけるべく、移住・定住促進事業に取り組むための費用を計上させていただきました。孺恋村の魅力を体験、実感していただくための企画などを通じて、孺恋村への移住・定住を推進していきたいと考えております。

農業振興につきましては、土地改良関連事業を初め、有害鳥獣対策にも引き続きしっかりと取り組んでまいります。

この他、村民の健康意識が高まっていることから、ICT技術を活用した先端の健康増進事業を推進し、医療、介護費用の増加抑制につなげられるよう取り組んでまいります。

本予算に基づき、諸施策を効果的に執行することにより、人口減少を抑制し、孀恋村で豊かな暮らしができ、全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

村議会の皆様、村民の皆様のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

大変雑駁ではありますが、提案議案の概要の一端についてご説明申し上げます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、一般会計及び各特別会計、公営企業会計については、各担当課長から説明させていただきますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 最初に、議案第11号 平成30年度孀恋村一般会計予算について、詳細説明を求めます。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第11号 平成30年度孀恋村一般会計予算の説明をさせていただきます。

平成30年度孀恋村一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,200万円と定めます。

第2表、債務負担行為では、8ページをお願いします。

各利子補給と防災行政無線デジタル化工事の限度額になっております。

続いて、歳入歳出について説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書で、主な款について説明をいたします。

まず、歳入からですが、款、本年度予算額、比較の順で申し上げます。

第1款村税16億303万3,000円、1億86万4,000円の減額です。第10款地方交付税20億円、2,000万円の増額です。第14款国庫支出金6億8,328万6,000円、1億6,710万6,000円の増額です。15款県支出金5億1,443万5,000円、1,227万6,000円の減額です。第18款繰入金8億2,033万7,000円、2,167万8,000円の増額です。21款村債10億7,350万円、3億5,550万円の増額です。歳入合計75億4,200万円、4億7,400万円の増額になります。

続いて、11ページ、歳出に移らせていただきます。

第2款総務費9億442万2,000円、1億247万9,000円の減額です。第3款民生費11億6,090万9,000円、3,966万6,000円の減額です。第6款農林水産業費6億8,968万1,000円、2,614万7,000円の減額です。第7款商工費2億1,151万9,000円、1,659万5,000円の増額です。第8款土木費12億4,104万円、3億376万8,000円の増額です。第9款消防費5億6,934万1,000円、3億1,759万3,000円の増額です。第10款教育費15億439万円、7,911万2,000円の減額です。第12款公債費6億4,262万1,000円、6,409万6,000円の増額です。歳出合計75億4,200万円、4億7,400万円の増額になります。

財源内訳につきましては、国県支出金が11億9,769万6,000円、地方債が5億1,000万円、特定その他財源が3億2,124万2,000円、一般財源が55億1,306万2,000円になります。

次に、歳入歳出の主な内容について説明をいたします。

12ページをお願いします。

まず、歳入からでございますが、第1款村税、第1項村民税、こちら農業所得の減額見込みよりまして、全体で5億7,767万1,000円、6,006万8,000円の減額になります。

第2項固定資産税、土地分につきましては、いまだ毎年の下落となり、また家屋分については評価がえに伴う下落による減額となります。償却資産分は、太陽光発電に伴い増減になりましたが、全額で8億3,788万2,000円でマイナス3,565万4,000円になります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、税収の減額に伴う増額になります。予算額が20億円、2,000万円の増額になります。

続きまして、20ページをお願いします。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第4目教育費国庫負担金、西部小関連で1億2,460万2,000円、全体で2億9,114万円、3,961万9,000円の増額になります。

21ページに移りますが、第2項国庫補助金、第3目土木費国庫補助金、こちら村道の改良補助金、それと防災・安全交付金等によりまして1億5,718万8,000円の増になりまして、全体で3億8,918万円、1億2,769万円の増額になります。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第15款県支出金、第2項県補助金。

24ページを見ていただきたいと思います。第4目農林水産業費補助金、こちらにつきましては、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業補助金、強い農業づくり交付金によりまして、

7,276万1,000円の増額になりました。その他補助金が減額となりましたので、25ページにございますが、全体で4億343万2,000円、1,405万7,000円の減額となっております。

27ページをお願いいたします。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金7億4,741万7,000円、1億5,574万5,000円の増額になります。

続いて、28ページを見ていただきたいと思います。

全体で、合計で8億533万7,000円、2,167万8,000円の増額になります。

次に、33ページをお願いいたします。

第21款村債、第1項村債、11目過疎対策事業債、12款緊急防災・減災事業債、こちら防災行政無線のデジタル化分の増額によりまして、全体で10億7,350万円、3億5,550万円の増額になります。

次に、歳出に移らせていただきます。

40ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費2億4,957万3,000円、こちらシステムの完了に伴いまして、また、全体で1,906万1,000円の減額になります。新規事業としまして、おでかけタクシー事業、それと婦恋浅間寮の運営費が計上されております。

64ページをお願いいたします。

64ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目保育所運営費、予算額が1億3,100万円、こちらは待機児童解消対策といたしまして、保育士の人件費の増額と施設の改修費の計上で7,708万3,000円の増額計上となっております。

続きまして、75ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、予算額1億25万5,000円、こちら、「野菜王国・ぐんま」強化対策事業の増額、新規事業で、強い農業づくり交付金事業の計上によりまして、全体で5,418万7,000円の増額になります。

次に、83ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、予算額1億1,532万円、鎌原観音堂周辺整備事業の計上によりまして、合計で1,726万1,000円の増額になっております。

続きまして、89ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目機械管理費、予算額が1億3,907万9,000円、除雪ロータリー車の購入費の計上によりまして、5,271万8,000円の増額になっております。

続きまして、90ページをお願いいたします。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、予算額が2億4,046万5,000円、村道維持管理事業、それと道路除雪事業費の増額計上によりまして、4,298万8,000円の増額になっております。

次に、91ページをお願いいたします。

第2目の道路新設改良費4億9,300万円、こちらは大前橋関連事業費の計上によりまして、2億1,500万円の増額になります。

次に、95ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費3,486万4,000円、こちらは第1分団のポンプ車購入費の計上によりまして、2,308万4,000円の増額計上になっております。

次に、第5目災害対策費3億1,399万4,000円、こちらは防災行政無線デジタル化整備費の計上によりまして、2億9,923万2,000円の増額になっております。

次に、101ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、予算額が7億7,398万8,000円、全体で4,105万8,000円のマイナスになっておりますが、統合事業で、西部小学校関連の事業費が計上されております。

続いて、116ページをお願いいたします。

第6項保健体育費、第2目保健体育施設費、予算額が1億224万8,000円、こちらは田代、干俣地区の公園整備費の計上によりまして7,608万9,000円の増額になっております。

以上、一般会計の詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第12号 平成30年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、議案第12号 平成30年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

第1条、事業勘定の歳入歳出それぞれ15億5,070万4,000円、それから直診施設勘定としまして、歳入歳出それぞれ3,851万6,000円と定めるものでございます。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

30年度制度改正に伴いまして、歳入歳出の款項目が大分減っております。



歳入につきましては、第1款国民健康保険税として4億9,259万5,000円、マイナスの1億6,056万5,000円の必要税額でございます。第4款県支出金としまして9億8,617万4,000円、これも新項目になりますので、前年度はゼロでございます。第6款繰入金として7,101万円、マイナスの934万4,000円でございます。合計で15億5,070万4,000円の歳入でございます。

次の、6ページをごらんいただきたいと思います。

第2款の保険給付費が9億6,029万7,000円、マイナスの1,705万5,000円。第3款国民健康保険事業納付金、これも新たに設けられた項目でございます。これが5億3,733万1,000円。それから、第4款共同事業拠出金、それから第5款の保険財政安定化基金拠出金については廃目になりますので、計上は1,000円だけでございます。6款の保健事業費が3,278万5,000円、947万3,000円の増です。それから、第10款の予備費ですが、これにつきましては、県に納付金を上げますが、そのかわり医療給付費の交付金として交付されますので、予備費の額としては減額をさせていただきました。今年度1,000万円の計上でございます。合計で15億5,070万4,000円でございます。

それでは、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳入のかなめであります国民健康保険税ですが、第1項の国民健康保険税、それから第1目の一般被保険者分として4億8,970万2,000円、前年度より1億4,954万6,000円の減でございます。

それでは、9ページをごらんいただきたいと思います。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金、これが平成30年度におきまして新制度になりますので、保険給付費にかかわる歳入が県から全て交付されます。その額になりますが、9億8,617万3,000円となります。

それでは、10ページをごらんいただきたいと思います。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金としまして、7,100万8,000円、934万4,000円の減でございます。主な要因としましては、第1節の保険基盤安定繰入金の減額でございます。

それでは、13ページをごらんいただきたいと思います。

13ページから15ページにつきましては、29年度から30年度に新制度へ移行する関係で、全て廃目になった項目でございます。後でごらんいただければと思います。

それでは、16ページをごらんいただきたいと思います。

歳出ですが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費として540万4,000円、227万8,000円の減でございます。この減額の要因につきましては、平成30年度に向けて制度改正に伴うシステムの改修が今年度、29年度ございましたが、その額が今年度ありませんので、その額の減額でございます。

それでは、18ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険の主な歳出でございます保険給付費ですが、療養諸費のうち、一般被保険者分の療養給付費として8億2,331万7,000円、これは推計でございますが、マイナスの604万5,000円、退職被保険者については、208万5,000円減の1,214万3,000円。合計で8億4,711万円でございます。前年度比、マイナスの908万5,000円となっております。

次の19ページをごらんいただきたいと思います。

保険給付費のうちの高額療養費ですが、まず第1目の一般被保険者分として1億158万円、それから退職被保険者分として17万円、それぞれ789万5,000円と17万4,000円の減の見込みでございます。

それから、20ページをごらんいただきたいと思います。

第4項の出産育児諸費のうち第1目出産育児一時金ですが、前年同額の20人分を見込んでおります。840万5,000円でございます。

それから、21ページの第5項の葬祭費ですが、これにつきましても同額、5万円掛ける20人分です。

それから、22ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険の事業費納付金ということで、これにつきましては30年度に新設となります各市町村から納付される額でございます。第1目の一般被保険者分として3億4,957万8,000円、退職分を含めて3億5,017万6,000円。それから、次の第2項の後期高齢者支援金分として1億3,066万4,000円。それから、次のページの第3項の介護納付金分として5,625万1,000円、これを県に納付することになります。

それでは、次の24ページをごらんいただきたいと思います。

24ページの共同事業拠出金については、30年度は県のほうでやることになりますので、30年度におきまして精算で償還する等がなければ、償還あるいは精算の不足分がなければここに1,000円のままでありますけれども、とりあえず1,000円を計上させていただいております。

それでは、26ページをごらんいただきたいと思います。

第6款の保健事業費ですが、これについては合計額の欄に947万3,000円の増額となっております。この増額の要因ですが、説明欄の13の委託費のところにてデータヘルス計画策定支援事業委託、それから重複多受診者指導業務委託料、これが新しい計画策定委託料の増額でございます。それから、特定健診の事業費のところ、同じく委託のところにて特定健康診査等実施計画策定支援事務委託料として計上させておりました、この分が増額となっております。

それでは、32ページをごらんいただきたいと思います。

32ページから36ページにつきましては、歳入と同じく歳出も今年度から、30年度にかけて廃目になった項目でございます。後でごらんいただきたいと思います。

それでは、直診勘定についてですが、39ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況ですが、歳入の合計が3,851万6,000円、前年度比で297万円の減でございます。

次の、40ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況ですが、本年度歳出の合計が3,851万6,000円、同じく297万円の減でございます。

歳入歳出の詳細ですが、41ページをごらんいただきたいと思います。

第8款の繰入金、1目の一般会計の繰入金につきましては、189万5,000円の減の2,315万2,000円となっております。それから、第2項の事業勘定繰入金としましては、107万5,000円の減となっておりますが、これは今年度、直診の診療所の医療機器等の整備はございませんので、繰入金が減っております。

それでは、42ページをごらんいただきたいと思います。

10款諸収入、貸付金の元利収入につきましては、これは診療所に貸し付けたものが年度末に返ってくるものでございます。歳出にも同額を計上させていただいております。

次の歳出ですが、43ページをごらんいただきたいと思います。

一般管理費として94万2,000円の減、3,731万6,000円でございます。この減につきましては、昨年度修繕費を計上してございましたが、今年度はございませんので、その減でございます。

最後に、44ページをごらんいただきたいと思います。

医業費のうちの第2目の医療機器等の整備、医療用機械器具費でございますが、202万8,000円の減でございます。今年度整備する予定がないのでございますが、最低限、故障等に備えて120万円の計上とさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第13号 平成30年度孺恋村介護保険特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、引き続きまして、議案第13号 平成30年度孺恋村介護保険特別会計予算について、説明をさせていただきます。

第1条、事業勘定の歳入歳出それぞれ10億3,233万2,000円。それから介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ2,261万1,000円と定めるものでございます。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入の状況ですが、第1款保険料として2億600万円、230万円の増でございます。第3款の国庫支出金として2億3,769万5,000円、1,370万円の増でございます。4款支払基金交付金が2億6,814万9,000円、573万9,000円の増でございます。それから第8款の繰入金として1億7,110万5,000円、2,393万2,000円の増でございます。歳入合計が10億3,233万2,000円となっております。

では、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況ですが、第2款保険給付費として9億6,000万円、4,600万円の増でございます。第4款地域支援事業費として5,657万2,000円、1,140万8,000円の増でございます。その他含めまして、合計で10億3,233万2,000円となっております。財源内訳は、ごらんいただきたいと思います。

歳入歳出について、主なものをお話をさせていただきます。

まず、歳入、第1款保険料ですが、第1号被保険者の保険料として2億600万円、230万円の増を見込んでおります。これにつきまして主なものは、特別徴収分でございます。第3款国庫支出金として、国庫負担金、第1目介護給付費負担金として1億7,281万5,000円、920万円の増でございます。国庫補助金につきましては、財政調整交付金として4,790万8,000円、220万8,000円の増でございます。

それでは、8ページ中段、第4款支払基金交付金として、合計で2億6,814万9,000円、573万9,000円の増でございます。これは給付費の増に伴うものでございます。

それから、9ページ、第5款の県支出金ですが、同じく県負担金として第1目の介護給付費負担金が1億3,858万3,000円、514万5,000円の増でございます。

それでは、次の10ページをごらんいただきたいと思います。

第8款の繰入金としまして、1項一般会計繰入金が第1目の介護給付費繰入金として1億1,976万9,000円、それから、その他含めまして合計で1億4,230万5,000円、213万2,000円の増でございます。

それから、次の11ページ、繰入金のうちの基金繰入金ですが、これにつきましては、来年度以降第7期におきましては保険料を据え置くということで考えておりますので、その据え置く分を基金から取り崩しを行う予定でございますので、今年度に比べまして、取り崩し額が多くなっております。2,880万円を見込んでおります。

それでは、次に歳出ですが、13ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、総務費のうち一般管理費として288万6,000円、242万1,000円の減でございます。この減につきましては、これも同じく29年度におきまして、システムの改修委託費がございましたが、30年度にはございませんので、その減でございます。

それでは、次の14ページをごらんいただきたいと思っております。

総務費のうちの介護認定審査会の負担金ですが、658万2,000円、155万7,000円の増でございます。これは認定件数の増を見込んでおります。

それから、15ページ、これが介護保険特別会計の主たる支出になりますが、第2款の保険給付費、それから介護サービス等諸費として、まず、居宅介護サービス給付費が3億3,100万円、2,100万円の増でございます。それから、2番目の地域密着型介護サービス給付費が1億8,000万円、3,000万円の増でございます。この3,000万円の増につきましては、ご存じのとおり、4月以降、認知症対応型生活介護、いわゆるグループホームを村内に開設する予定になっておりますので、その増を見込んでおります。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思っております。

第2款保険給付費の第2項の予防給付費ですが、これにつきましては、合計で、17ページの下欄にあります。これにつきましては860万円の減でございます。それから、第2款の保険給付費のうちの高額介護サービス費ですが、これについては100万円増の1,550万円を見込んでおります。

それでは、19ページをごらんいただきたいと思っております。

第4款、これは地域支援事業費、総合事業の関係ですが、これにつきましては、第2項包括的支援事業・任意事業のうちの第4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費として1,384万3,000円、54万9,000円の減でございます。

それでは、21ページをごらんいただきたいと思っております。

第4款地域支援事業費のうちのこれも介護予防に関するものでございますが、介護予防・生活支援事業費として、合計で2,890万円、1,190万円の増でございます。これにつきましては、28年度におきまして給付からこの地域支援事業に移行した分がございますので、前年度よりも大幅にふえております。

それでは、22ページをごらんいただきたいと思います。

地域支援事業費のうちの一般介護予防事業費ですが、これはほぼ前年と同額を見込んでおります。

それでは、続きまして、サービス勘定になりますが、32、33ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入ですが、サービス収入としまして490万円。それから繰入金1,771万1,000円で、合計で2,261万1,000円でございます。次、歳出ですが、同じく合計で2,261万1,000円、これは事業費になりますが、同額で85万3,000円の増でございます。

それでは、34ページをごらんいただきたいと思います。

サービス勘定の主な収入としましては、介護予防サービスの計画費の収入でございます。これにつきましては、まず、介護予防サービスの計画として240万円、それから介護予防ケアマネジメント事業として250万円を見込んでございます。その他につきましては、不足となるものは一般会計から繰り入れを行いますので、その額は1,771万1,000円となっております。

それでは、続きまして歳出ですが、第1款の事業費、居宅介護予防支援事業費として2,044万3,000円。それから第2項の介護予防・日常生活支援総合事業について、216万8,000円でございます。この主な支出につきましては、主に人件費となりますが、その他につきましてはケアマネジメント計画、いわゆるケアプラン作成の委託料が主なものでございます。これが216万8,000円となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時59分

○議長（滝沢倅明君） 再開いたします。

次に、議案第14号 平成30年度婦恋村後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、午前中に引き続きまして、議案第14号 平成30年度婦恋村後期高齢者医療特別会計予算について、説明をさせていただきます。

第1条、予算総額が1億5,516万2,000円と定めるものでございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

主な款別の歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料として1億725万5,000円、974万9,000円の増でございます。第4款繰入金が4,097万2,000円、180万9,000円の増でございます。その他諸収入を含めまして、合計で1億5,516万2,000円、1,243万6,000円の増です。

4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出ですが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金として1億4,509万1,000円、1,098万5,000円の増です。第4款保健事業費が536万2,000円、3万1,000円の減でございます。その他含めまして、合計で1億5,516万2,000円となっております。

それでは、詳細ですが、5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の主なものですが、後期高齢者医療の保険料として第1目後期高齢者医療のうちの特別徴収分として6,872万8,000円、945万7,000円の増です。その他普通徴収分を含めまして、合計で1億725万5,000円、974万9,000円の増となっております。

次の6ページをごらんいただきたいと思います。

次の主な収入ですが、繰入金としまして、一般会計繰入金のうち第2目保険基盤安定繰入金として3,225万7,000円、58万円の増でございます。その他繰入金を含めまして、合計で4,097万2,000円、180万9,000円の増でございます。

7ページの第5款諸収入でございますが、第3項受託事業収入として、第1目受託事業収入467万1,000円。これにつきましては、広域連合からの特定健診料として受託収入でございます。

続きまして、歳出ですが、9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款の総務費のうちの総務管理費、一般管理費ですが139万7,000円、96万6,000

円の増となっております。この増の要因としまして、説明欄の13委託金でシステム改修費として108万円でございます。

続いて、10ページをごらんいただきたいと思います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金として1億4,509万1,000円、前年度比で1,098万5,000円の増でございます。

それでは、12ページをごらんいただきたいと思います。

第4款保健事業費、第1項保健事業費、第2目疾病予防費として536万2,000円。この主なものとしましては、説明欄の13節特定健診の委託料が主なものでございまして467万2,000円となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第15号 平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、議案第15号 平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,872万9,000円とするものでございます。前年比2,468万4,000円の増額でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをごらんください。

第2款使用料及び手数料8,191万5,000円、第4款県支出金400万円、第6款繰入金6,031万円、第7款繰越金720万円、第8款諸収入30万1,000円、第9款村債3,500万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをごらんください。

第1款衛生費1億4,130万3,000円、第3款公債費4,722万5,000円、第4款予備費20万円でございます。

6ページをごらんください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第2款使用料収入及び手数料、第1項使用料、第1目簡易水道使用料ですが、8,191万5,000円と、前年比492万1,000円の増額でございます。29年度の実績に基づく見込みでございます。



次に、7ページをごらんください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金400万円といたしました。簡易水道施設整備の補助金でございます。砂井地区と西窪地区の石綿管布設がえ工事の補助金が主なものでございます。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、6,031万円で、1,360万4,000円の増額を見込ませていただきました。

8ページをごらんください。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが720万円で、前年比320万円の増額でございます。第8款の諸収入、第3項雑収入、第1目雑収入は30万円を計上いたしました。

9ページをごらんください。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費が3,500万円で、前年比200万円の増額です。

次に、10ページをごらんください。

歳出の主な内容について説明いたします。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費1億4,130万3,000円で、2,883万6,000円の増額となっておりますが、職員人件費が982万2,000円で、366万6,000円の減額。11節の修繕費が959万9,000円で、39万5,000円ほどの増額。13節の減圧弁ボールタップ点検整備委託料が103万円で、これが2年に一度の実施となっておりますので、103万円の増額と、19節の簡易水道組合工事費補助が2,300万円となっております。それと、簡易水道整備事業につきましては4,730万円となっておりますので、650万円ほどの増額が主なものでございます。

13ページをごらんください。

第3款公債費、第1項公債費では、合計4,722万5,000円と、415万2,000円の減額となっております。

14ページの第4款予備費は20万円と、昨年と同額でございます。

そのほか、15ページの地方債の現在高、16ページ以降の給与費明細につきましては、後ほどごらんいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第16号 平成30年度孺恋村上水道事業会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 熊川武彦君登壇]

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、続きまして、議案第16号 平成30年度孺恋村上水道事業会計予算について、説明させていただきます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数5,540戸、年間総配水量180万8,000トン、1日平均配水量4,955トン、1日最大配水量8,060トンの予定となっております。主な建設改良事業といたしましては、本管布設がえ工事でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定でございますが、水道事業収益は1億9,533万6,000円、前年比925万2,000円の減額でございます。支出の水道事業費用は1億8,223万1,000円、前年比2,969万円の増額でございます。

まず、1ページをごらんください。

収入ですが、営業収益における給水収益を1億8,287万円とし、前年比300万2,000円余りの減額といたしまして、営業外収益の長期前受金戻入を1,142万1,000円としております。

4ページをごらんください。

支出なんですけれども、支出では営業費用におきまして、配水費及び給水費が1億1,501万9,000円で、前年比3,604万円ほど増額です。職員給与関係が、法定福利費関係まで含めまして、合計3,178万4,000円で、635万円の増額。委託料の減圧・フロート弁保守委託料が、2年に一度の実施によりまして99万4,000円の増額。経営戦略策定委託料の2,261万6,000円の増額が主な増額の理由となっております。材料費におきましては、定期交換用量水器が交換器数の多い年になりまして、935万1,000円で、291万3,000円の増額となっております。

表紙に戻っていただきまして、第4条になります。資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入といたしましての見込みは本年度はありません。資本的支出につきましては、8,828万6,000円を見込みました。前年比551万3,000円の増額でございます。

主な支出につきましては、6ページをごらんください。

建設改良費の中の大口径水道管測量設計委託費791万6,000円、配水管の工事設計委託料と配水管布設がえ工事費の合計が4,519万9,000円、親メーター更新が324万円などが主なものでございます。なお、不足額の8,828万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

表紙に戻っていただきまして、第5条になります。議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費3,178万4,000円、第6条たな卸資産の購入限度額につきましては1,045万3,000円とさせていただきます。

7ページをごらんください。

30年度の上水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

右下になりますが、資金期末残高の予定が4億2,539万円ほどでございます。

次に、8ページをごらんください。

給与明細になりますが、職員数は29年度と同様の4名の予算となっております。

11ページをごらんください。

30年度の上水道事業会計予定貸借対照表でございますが、固定資産の合計が12億9,179万1,000円。12ページ上段の流動資産合計4億8,947万6,000円でございます。資産合計が17億8,126万8,000円でございます。

次に、13ページ中ほどからになりますけれども、負債の部でございますが、6、繰延収益、負債合計が4億9,636万6,000円。資本の部では、剰余金合計5億8,671万8,000円、資本合計が12億8,490万1,000円、負債資本合計は17億8,126万8,000円でございます。

なお、14ページから17ページにかけては、29年度の予定損益計算書並びに予定貸借対照表でございますので、後でごらんいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 次に、議案第17号 平成30年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 続きまして、議案第17号 平成30年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,499万6,000円でございます。前年比が1,364万5,000円の増額でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金50万1,000円、第2款使用料及び手数料が6,726万5,000円、第3款国庫支出金860万円、第6款繰入金2億3,832万9,000円、第7款繰越金700万円、第9款村債330万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをごらんください。

第1款下水道費8,137万3,000円、第3款公債費2億4,352万1,000円、第4款予備費10万円でございます。

6ページをごらんください。

歳入の主な内容について説明いたします。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目下水道事業費分担金ですが、50万1,000円と、前年比20万円の増額です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料ですが、6,726万5,000円と、前年比が2万1,000円の増額でございます。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金ですが、860万円を見込みました。

7ページをごらんください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、2億3,832万9,000円と、前年比153万3,000円の増額です。第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円と、前年と同様の計上でございます。

8ページをごらんください。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債ですが、330万円を見込みました。

次に、9ページをごらんください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,445万8,000円で、ほぼ前年と同額でございます。第2目管渠管理費も1,642万6,000円で、前年とほぼ同額で、施設修繕費を639万5,000円ほど見込みました。

10ページの第3目処理場管理費3,009万円で、53万7,000円の増額ですが、施設修繕費の増額が102万6,000円の増額、電気代の電気料ですが、36万円の減額が主な増減の理由でございます。

11ページの第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費は2,039万9,000円で、1,523万9,000円の増額、主なものといたしまして、公共下水道再構築基本設計委託料の1,060万円と、下水道工事費の960万円で、これが前年比460万円の増額にが主なものでございます。

13ページをごらんください。

第3款公債費、第1項公債費では、計2億4,352万1,000円と、214万円の減額となっております。

14ページの第4款予備費は10万円と、前年と同様でございます。

それ以降、15ページの地方債、16ページ以降の給与明細につきましては、後ほどごらん  
いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、公共下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしく願いいたしま  
す。

○議長（滝沢俣明君） 次に、議案第18号 平成30年度婦恋村農業集落排水事業特別会計予  
算について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 引き続き、議案第18号 平成30年度婦恋村農業集落排水事  
業特別会計予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,274万8,000円で  
ございます。前年と比較しまして1,090万9,000円の減額でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金120万2,000円。第2款使用料及び手数料6,192万8,000円。第3  
款国庫支出金450万円。第4款県支出金90万円。第6款繰入金1億1,361万7,000円。第7款  
繰越金700万円。第9款村債360万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費9,308万6,000円。第2款公債費9,956万2,000円。第3款予備  
費10万円でございます。

6ページをごらんください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目集落排水事業費分担金20万1,000円で、  
11万9,000円の減額でございます。第2目個別排水整備事業費分担金100万1,000円で、10万  
円の増額でございます。第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目集落排水使用料で  
すが4,606万円と、前年比12万4,000円の増額でございます。29年度の実績見込みに基づく  
増額でございます。第2目の個別排水使用料は1,586万8,000円と12万3,000円の減額ですが、  
これも29年度実績見込みに基づく減額でございます。

次、7ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項農集排水事業国庫補助金、第1目農集排水事業国庫補助金450万円  
です。第4款県支出金、第1項県補助金、第2目浄化槽市町村整備推進事業県費補助金90万

円です。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが、1億1,361万7,000円で、前年比889万1,000円の減額を見込んでおります。

8ページをごらんください。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円で、昨年と同様でございます。第9款村債、第1項村債、第1目下水道債360万円で、下水道工事関係でございます。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

9ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費が2,159万2,000円で、前年とほぼ同額でございます。第2目管渠管理費では、10ページ上から2行目の施設修繕費が300万円で、前年比50万円の増額。13節のマンホールポンプ・管渠清掃委託料が436万9,000円で、77万8,000円の増額が主なものとなっております。第3目処理場管理費が2,928万7,000円と前年とほぼ同額で、こちらの施設修繕費が475万1,000円を見込ませていただきました。

次に、11ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費が159万3,000円で1,263万円の減額ですが、前年度最適整備構想策定業務委託を実施いたしました、その分が今年度なくなり、1,263万円の減額となっております。第2目個別排水整備事業費2,966万6,000円で、406万6,000円の増額ですが、第15節の浄化槽設置工事費900万円で、前年比360万円の増額となっております。これは29年度浄化槽設置基数の見込みにより見込んだものとなっております。

12ページをごらんください。

第2款公債費、第1項公債費では9,956万2,000円と、371万9,000円の減額となっております。

13ページの第3款予備費は10万円で、昨年と同様でございます。

14ページの地方債の現在高、15ページの給与明細につきましては、後ほどごらんいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（滝沢俣明君） 以上で、平成30年度予算に関する当局の説明は終わりました。

ただいまから総括質疑を行います。

については、質疑は総括的質疑に限ります。

ご質問ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 平成30年度予算編成に当たっての総括質疑を行います。

私は、この質問は村民から預かった大事な税金の使い道を決めるこの予算として、質疑をさせていただきたいと思います。

第1は、地域おこし協力隊の考え方についてですけれども、地域おこしは、ホームページ、ネット等で見させてもらうと、目的がしっかりとうたわれており、都市部に住む若者たちを地方の活性化に向けて、何か事業をしたいという、そういう方々を迎えて、移住・定住に結びつけていくというようなことがうたわれておりましたけれども、孺恋村でも、7名か8名くらいいらっしゃる中で、ことしは2名の方がもう既にやめて、他町村に行くのが決まっていますけれども、やはりその辺、村としてきちんと目的等、あと、こういう事業をしたいというか、そういうものをはっきりさせた中で各課の所属にさせていくということが大事なんじゃないかなと思いますので、村長から、また、新年度に当たって、どういう考え方でやるのか、そしてまた新たに迎えようとしているのか、ちょっと予算の中で詳細にわからないので、外れたことを言っていたら失礼になるかと思えますけれども、その辺のところをきちんと村長の考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、仕事創出に向けてなんですけれども、これは特に平成28年度の予算を決めるときに、青山国有地のことを述べて、村長としては仕事創出、それから村に訪れる方をふやすとかということでやったんですけれども、なかなかそれはうまくいかずに今日に至っております。村長からは、ずっと前からかなり光回線とか、そういうものを入れて、IT関連とかの仕事をする人を迎え入れたりとか、いろいろするとか、さまざまなことが言われてきたわけですけれども、そういうのを取り組んでいる様子も見られないし、やはりこれは先ほどの地域おこしと同じように、本当に受け入れるというか、そういうものを事業として決めたら、しっかりと村が発信したりとかして、1人でも2人でもこういう実践ができたとかということで、また新たに発信したりとかすることが、私は、緻密だけれども、きちんと取り組んでいくことが必要じゃないかと思えますけれども、その仕事創出に向けて、村長としては新年度に向けてどのような考えでいるのかをお聞きしたいと思います。

次に、移住・定住施策についてですけれども、以前の創作実習館を改築して、4,000万円以上もかけて、ああいう施設をつくったわけですけれども、以前にも私はこの場で申し述べましたけれども、やっぱりハード面でそういうのをつくっても、実際に具体的に、じゃ、移

住してきたらということで、例えばで申しますけれども、先日、上毛新聞に安中市なんかは、移住してきた人に住宅施策、うちもリフォーム制度が若干されていますけれども、しているとか、あとは自治体によっては固定資産税を何年かこうするとか、あとは私が言った、例えば暖房費補助とか、それから税金の何とかとか、そういうこととか、本当に発信して、1人でも呼ぼうとかというのを取り組むべきじゃないかなと思いますけれども、空き家のことをやっても、他町村のように空き家バンクのしっかりした台帳があって、訪れた人にこんなのがありますよとかというの、まだ整備されていないと思います。

その辺に向けて、まず一つ、ソフト面でのことをどう考えているかというのと、もう一つは、村を訪れた方が具体的に、村に何がいいんだろうとか、そういうことがわからないので、以前、私は前村長のときから村の便利帳みたいなのがあったらいいんじゃないかと言っても、それはかなりきちんとしたものは高いと言われたけれども、それだったら、移住・定住者に向けてということで、除雪に困ったらこんな方法がありますよとか、子育てだったらこうですよとかという、そういう簡単なパンフとかでもつくったりして、本当に移住者が喜ぶような、そういう冊子なんかあってもいいんじゃないかと考えますけれども、その辺のそういうことなんかも考えて、移住・定住支援室に置くようなことも、私はいんじゃないかと思います。それについて、一つお聞きしたいと思います。

それから、先ほどちょっと仕事創出でお話ししましたけれども、青山の国有地のことについては、平成28年度の予算編成で全会一致で否決されたことから、それからでも、議会とこの場でも、あと全員協議会、それから地方創生特別委員会の中でも随分と話し合われてきましたけれども、今度の予算に私が見つけられなかったようなんですけれども、どういうふうになっているかなというんで、ちょっと見たんですけれども、何か見当たらなかったし、やはりやらないならやらない、あれだけ青山国有地の活用について、プロジェクトチームもいろいろな関係者を呼んでつくったわけですが、そうした方々にも、よく村長、説明責任と言いますが、やはり私たち議会、そしてかかわった方々にもどうなったのか、そしてあれは測量費を5,000万円をかけたのが、今後何か、何年後には生きて、こういうこともできるんだという、そういう説明を、私はこの場でしていただいて、自分自身も聞かれる人たちにきちんと答えていきたいと思いますので、その4点について村長の答弁を求めたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕



○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、地域おこし協力隊についてでございます。

現在、嬭恋村には7名、地域おこし協力隊がおります。それから、今、募集で観光関係等で3名募集しておるところでございます。群馬県下で、一応、上野村と私どもの村で7名、8名で一番多い状況でございます。県を挙げて、全国山村振興連盟の会員の自治体を中心に、力を合わせて、群馬県全体に多くの地域おこし協力隊を招きましょうということで、ここ数年やってきましたが、始めるときは5名だったんですが、今74名ということで、実は県のほうも地域おこし協力隊に対する県全体の研修会等の新たな予算も組んでいただいております。

村も、35市町村の中でも、一応先進的に取り組んできたという気持ちも持っていますが、伊藤議員のご指摘のように、全体の地域おこし協力隊は、そこに残って結婚したり、あるいは仕事を起こしたりというのが6割ぐらいはいると、こういうふうに言われておったんですが、その定住率が少し最近落ちてきておるという話も聞いておるところであります。

その辺の動向もよく踏まえながら、今後も地域おこし協力隊の募集もいたしますし、またいい仕事が起こせるような状況にしっかりと取り組んでいきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解いただけたらと思っております。

第2点目、仕事の創出というお話でございました。新たな仕事をつくるというのは大変な、難しい問題であります。企業誘致等も、いろいろなところとお話もさせてもらってきたところでございます。現在、嬭恋村内にも外から来ておる企業、優秀な企業と申しますか、例えばですけれども、パルコーススキー場のBBHさん、あるいは嬭恋銘水株式会社さん、あるいはその他のいろいろな会社、いい会社と言っては何なんですが、それなりの企業もいろいろ来ております。また、そこで仕事が創出されている部分もございます。

そういう面も含めて、やっぱり有効求人倍率が1.0幾つになって、1を超えてきておる現状もあります。大学卒業生も、今、全くの売り手市場というような状況もありますので、以前と大分状況が変わってきているなと思っておりますが、地域おこし協力隊の募集、あるいはこの新たな仕事創出、これは両方関連があると思っておりますけれども、ちょっと、非常に難しい状況が生まれているのかなという気はしております。さりながら、仕事創出については、できる限り、また知恵を絞って取り組んでまいれたらと、このように思っています。

移住・定住の件でございますが、交流センターということで、あそこ、創作実習館、中を改修をさせていただきました。あその会議室を、結構、今、定期的に多くの会議をあそこ

で開いていただいております。駐車場が結構フラットなところであって、靴を履いたままぱっと入れて、会議もできるということで、ジオパークの関係の会議も相当やっていますし、それから先日は浅間牧場の関係の会議もあそこを使わせてもらってやってきたりしております。そういう意味で、あそこに多くの人に来ることはいいことなんですが、あそこに一応、地域おこし協力隊のメンバーも入った、移住・定住の対策のルームも新たにできたわけでございます。それから、集落支援員の方もそこに今一緒に入っておるということでもあります。

データベースも、別荘の棟についてのデータベースはほぼ完成しておりますので、今後それをさらに有効に使っていきたいと思っております。私もあそこへ行って、どんな状況かなという話で、時折聞いておるんですけども、結構問い合わせがある状況であります。問い合わせはあるんだけど、なかなか移住・定住に結びついていないという状況があります。何で結びつかないのかなということを、より一層しっかりと調べて、問い合わせがあるんだけど、なかなか移住・定住に結びついていないと。ただしデータベースも今度できましたので、より一層中身の濃い受け入れ態勢を考えていく必要があると、こう思っております。

孺恋村は、先ほど申させてもらいましたジオパーク、エコパーク、そして大きな自然がある中で、風光明媚であるし、キャベツ畑も広大なキャベツ畑というイメージもある村でございますので、やっぱり村の魅力をもう少し、またしっかり捉えながら、PRにしっかり努めてまいりたいと思っております。

また、新たに来たときの便利帳でございますけれども、現在できておると思っております、ごらんになっていただけたらと思っております。不足があれば、外から来た人で、もっとPRの仕方があるのであれば、また、それはそれで検討を加えてまいりたいと、こんなように思っております。

4点目の青山の件でございますけれども、現在、国土交通省さんのほうが、以前も議会にもお話しさせてもらいましたが、あそこにストックヤードの計画をしていただいております。しっかりとした道路を中までずっとつくってもらおうと。あわせて、国土交通省さんの考え方をそこにしっかり体现してもらおうと。その進行状況に応じて、また私どもの村としては何ができるのかを並行して考えてまいれたらと、現状ではそう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） まず、地域おこしについてなんですけれども、やはり村がきちんと目的、先ほど言ったように、「地域おこしとは」というところで見ると、やはりそういうふう

に地域ブランドや地場産品の開発、販売PR等の地域おこしの支援や、それから農林水産業に従事するとか、住民の生活支援などの活動を行いながら、その地域への定着を図る、その取り組みを行うというふうになっていて、総務省としても取り組んでいるわけですから、その辺の目的、例えば、私は一つの地域おこしの募集要項を見させてもらったんですけども、水産業をやるというところでも、募集要項のいろいろなを見ると、水産業の経験がなくてもいいとか、1年でも何年でもいいとか、確かに総務省がうたっているのも1年から3年と言っているけれども、やっぱり村としては、その事業をきちんとやっていってほしいという、そういうものがあつたら、本当に研究熱心な、そういう人を対象に募集しなければいけないと思うんです。

それが、何となく、役場内ではできないから何か、誰かやってくれる人というような感じで、私としては募集して、就いてもらったというふうな感じに見えてしょうがないんです。だから、将来的にも、例えば今、その一つの例として言っていたんですけども、やっぱり今後、今、観光関係を募集しているとおっしゃいましたけれども、それがやはりその地域おこしで来る方がこの村に残って、何らかの事業を続けられるような募集要項もしっかりとつくってやっていかなければ、目的に沿わないようなものになっていっているような気がするんです。そこら辺は、余り簡単に考えてはいけないんじゃないかと思います。村の魅力とかもわかるようにして行ってほしいし、それで、その地域おこしについては、ぜひそういった視点をどう考えているかについて、答えていただきたいと思います。

それから、仕事創出、私もそんな簡単ではないというのは思っているんですけども、例えば、先ほど例に挙げた村長は「光ケーブルを接ぐことによって、IT関連の仕事の人を呼ぶ」と言ったら、じゃ、そういう人向けにどんな発信をされたのか、その辺を努力されたのか、それで1人でも来ている方がいるのか、実例があるのかどうか、やっぱりそういった取り組んだことが身になるということが、一つ一つの進むということになると思いますので、その点で報告していただきたいと思います。

ちょっと知っている人では、軽井沢から新幹線で通っているという人も、私は耳に入ったりするけれども、もしそういうのがあつたらば、そういう方が実際にいて、初めてお金が生じるから、例えばその人に新幹線通勤の何とかをやるとかというのを売り出せば、もうちょっと移住してきて、新幹線通勤をされるかもしれない。そういった、本当に移住にも結びつく、仕事はここでやっていって、時々新幹線でも行ってもいいとか、そういうこともあると思うので、その点について、何かIT関連の発信とかやって、何か実例があつたのかどうか

報告していただきたいと思います。

それから、移住・定住施策では、データベースができたということでは、今後、いろいろ相談があると思うんですけども、先ほど村長が「問い合わせが来ても結びつかない」というのは、それではなぜだろうということ。そのソフト面でどういうふうなことをしたら定住になるのかと、結びつかなかったらなぜだろうということ、うんと考える必要があると思うんです。それが、ソフト面でこんなことをやったらいいんじゃないか、あんなことをやったらいいんじゃないかというのが出てくると思うんです。

私が、この間、2月のいつだったか、浅間座談会に出席させていただいたんですけども、やっぱりそういう中では、いろんな移住してきた人の要望なり、「本当に自然豊かでいいけれども、収入は余りなくてもいいけれども、この自然の中だけで自分たちは満足しているよね」というような声もあったので、そういったことを発信しながら、例えばそういうパンフレットをつくるとか、相談員がこういう声もあるんですよとか言って、やっぱり移住・定住に結びつくようにしていけると思うので、そのなぜ結びつかないというところは、うんと今後考えていかなければ進歩がないんじゃないかなと思いますので、その辺についてお願いします。

それから、青山のことでは、今、国土交通省の進捗状況というのと、そうすると私が質問したのは、それが測量費に5,000万円かけたのはもうまるっきり無駄になってしまうのか、それで、何か立木のことはどうのこうのと、ちょっと説明を受けたけれども、その辺について、村民の方々にもきちんと報告、説明できるような説明を、今この場でしていただきたいと思うんです。やっぱり、おちょんきねっとの皆さんともお話ししたときも、その辺の行方が気になっているというのを感じましたので、やっぱりきちんと、それだけ多くの村民の税金をつぎ込んで測量したわけですし、その行方はやっぱり説明をきちんと果たすべきだと思いますので、わかるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 地域おこし協力隊募集要項に沿わない募集という傾向があるのではないかと、目的を明確にした募集はいかがかというご指摘でございました。

それなりに、現在、働いている方々は自分の能力を発揮して、それなりに地域の皆さんともうまくおつき合いいただいて、頑張っていたいただいておるというふうな、私は現在も認識し

ております。他の町村よりも今現在、我が村では、一応、人数も多く募集してきておりますけれども、今後も観光面等も含めて、また、でき得るならばインバウンド関係も指示していますが、東南アジア関係の人材の協力隊ができないかということで今、いろいろなところを今、調べさせてもおるところでございます。引き続き、募集要項もしっかり定めて募集に努めてまいりたい。また、できる限り、自分で起業をする、あるいはこちらで結婚するなりしていただけるようなことに結びつくよう努めてまいりたいと思います。

2番目の仕事創出、光回線でIT関連の企業というお話だったので、ちょっとピンと来なくて申しわけございません。こちらの別荘で働いたらどうかという話だったのでしょうか。あとは新幹線で通勤できたらどうだということで、そういう意見も、前、土屋議員からもそんな話が、一般質問でもありましたが、そういうものも、これで高速度交通時代になりましたので、可能なものは今後も検討していく必要があるのかなとも思っております。そういう意味で、今回、草軽バスさんのほうが前向きに検討いただいておりますので、JR万座・鹿沢口と軽井沢駅になりますけれども、こういうふうにならざるに常時連絡がつくような体制が組めれば、一番、足の確保という面から見ればベターなのかなと思っております。

また、ITの関係ですと、浅間高原には、夏は結構ビジネスやってきている、こっちでも仕事をしている方もいるやに聞いております。私もちょっとフェイスブックの仲間でも何人かそういう人が現実にはおるわけでございます。ぜひとも、いい環境の中で暑いときはこちらで定住してもらうような方策も必要なのかなと思っております。

移住・定住ですけれども、データベースができてきております。ただし、結果に結びついていないという話を現場に行き行って聞いております。八十数人がいろいろな形で、ここ1年くらいで問い合わせ等があったり、あるいは現場に来て見ている方もいるというふうに、数字的なものも前ちょっと聞いたこともあるんですが、いずれにせよ、伊藤議員のご指摘のとおり、結果が出ていないというのも現実でございますので、何で結びつかないのか、その辺も担当とも、あるいは庁内でもしっかりと議論をしてみたい、こう思っております。

青山の件でございますが、測量費5,300万円ということでご指導いただきました。外部の点について、やっとな、これは以前も報告しましたが、土地が一応確定しておるという状況、法務局のほうも了解もしたという状況に来ております。その中で、国土交通省のほうで、再度の具体的な縦断図、横断図といいますか、そういう形の図面もつくってもらったり、土量調査もしてもらったり、それに応じた道も設計が今、始まっておりますので、それに従って、中が間違いなく変わってくると私も思っております。いつも状況については、利根川水系砂

防工事事務所にお伺いしてお話もさせてもらっています。また、吾妻森林管理署署長さんのほうにも、逐次お話もさせてもらっております。進展があれば、一日も早く国土交通省さんのほうの道路の工事が始まって、ストックヤードの平らな部分が早くできてきて、それに応じて一番手前のほうの私どもが何をするかという部分については、考え方をまとめて、並行して進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、国交省の工事がびしっと完成すれば、それなりの形が整って来ると思っておりますので、あとは上信自動車道の関係もまだ未定の部分もありますので、それとの関連性も含めながら、しっかりと前に進めていけたらと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さんの再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） それでは、地域おこし協力隊については、後ほど募集要項等ができましたら、私たちにも見させてもらえればいいかなと思います。ぜひ、移住・定住にも結びつくような方向でお願いします。

それから、仕事創出では、IT関連を、村長がそういうのを呼べるということで、だから光ケーブルにもお金をかけたりいろいろするんだというのを、この場でも言ってきたから、何か実例があったのかなということで、どんな発信をして、何か一例でもIT関連の仕事の方が見えているかなということ、そういう実例があったらということで質問させてもらったんですけども、まだないようなので、引き続きいろいろと取り組んでいただきたいと思っています。

それから、移住・定住のことでは、今後も考えていくということでしたけれども、先ほど答えた便利帳みたいなものについては議会のほうにも配っていただけるのかどうか、その辺について、また答弁していただければと思います。

それから、青山の問題は、今の答弁で確認なんですけれども、じゃ、国土交通省の道路とかがきちっとできた段階で、今度は県道側のところにどんなものをやるかどうかというのは、今後考えていくというふうに上信道との関係も考えながらというふうに私は捉えたのですが、それで間違いがないのかどうかというのが1点と、それから、先ほどお話ししたいろいろな大学の先生とか何かお店の関係者とか、住民の方でもプロジェクトチームをつくったけれども、そういう人たちには、そういう経過説明などして、きちんと説明責任を果たされたかどうかだけ確認したいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 村長、2点。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 光回線のIT関係、光ファイバーをやってIT企業を呼ぶというご指摘でございました。ちょっと、明確に言った記憶がなくてまことに申しわけございません。ただ、光ケーブルを入れましょうということで一生懸命取り組んだのは事実であります。特に、電波の不公平、不平等というのがないようにということで、国にも強くお願いをしてきた中山間地域でございますので、特に万座温泉や浅間高原への光ケーブルについては、情報の不平等のない村ということで、しっかりお願いしてきた経緯がございます。

移住・定住については、何でしないのかということにつきましては、私も痛切に感じておりますので、データベースの基礎をもとに、今後もさらに深く追求してまいりたい、こう思っております。

青山の件でございますが、先ほども申しましたように、国土交通省の事業の進捗状況、これに応じて村のほうもその進捗状況と合わせて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、道の駅といいますか、それについての勉強会を立ち上げてきた経緯もあります。会うたびに会う人にいろいろなこととお話はさせていただいておりますが、期を見て、しっかりとまた対応してまいりたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかに質問は。

大久保守君。

○9番（大久保 守君） 1点なのですが、いつものとおり、予算を組むと、その長は目玉を持って施策をするわけがございますから、この30年度に対して、我々にもこのような資料を配ってあるわけでありまして、その内容の中で、村長は何をもって一番の目玉としてこの予算を組んだのか、お話し願いたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 孺恋村、まず第1点、安全で安心な村づくりは、基本的にしなくてはならんなど、一つはまず思っております。それと、雇用創出等、あるいは働く場所等ありますので、産業政策、第1次産業を中心として、ひとつ予算をしっかりと有効に活用しながら、特に観光産業の振興をしっかりと定着できるように取り組んでまいれたらなど思っております。それに応じて、子育て支援、あるいは若いお母様が働く場所、こういうものも、産業振興を

通じながら確保できるのかなと思っておるところであります。

いずれにいたしましても、対前年で70億円が75億円で、約5億円ふえた予算になっております。基金から取り崩しもありますけれども、それなりに、いろいろな議員の皆さん、あるいは各種団体、あるいは各地域の要望も踏まえた中で、それなりに積極的な予算を組んだと思っておりますので、しっかりと産業振興を通じて、働く場所の確保も努めてまいれたらと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 大久保守さん。

○9番（大久保 守君） 今、村長の答弁ですと、産業振興に力を入れて、それなりの予算を組んだということであります。

我々議会も、それなりの提案をしてあるわけでございますから、それなりの予算を組んであると。これから審議委員会がありますから、予算審議の中でまた一々、我々も聞いていきたいと思いますが、そういう点では、議会の要望を十分に組み入れたかということ、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 3つの研究部会といいますか、引き続き前年から勉強なされたと、それを集大成したものということで、私宛てにも議長名で書面でいただきました。

それについて、基本的にはまた説明するつもりでおりますけれども、90点はつけてあると思っております。いずれにせよ、特に鎌原の関係は農水省の補助金の絡みもあって、H29でどうだという話もありますので、その辺がいずれにせよ特別委員会もございますので、今も毎日いろんな形で勉強したり、県とも協議しておりますので、当初予算に入っていない分が若干ありますけれども、それについては十二分な説明を、後の委員会の中でお話しさせてもらいたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありませんか。

佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） 今回、30年度の柱として幾つか事前に説明があったわけですがけれども、それに対して、さまざまな新規事業も組まれているわけですがけれども、やはり庁内で課長会議等、また職員全体が共通認識を持って事業に取り組んでいけるような体制づくりが必要で



はないかなというふうに思います。

例えば、デマンドタクシーの実証実験がされるということではありますが、私が見るところによると、第一観光の事業所も撤退をしたりとか、そういった台数的なことが足りるのかどうかという、そういったプランニングがきちんと事前に業者とされているのかどうかとか、あと鎌原観音堂の観光関連で、整備事業についても、やはりしっかりとプランニングをしている、また積み上げをしてきて、どのように改修をしていくのかということが大切になってくるかと思いますが、そういったところは、全職員——ある程度、大変日常業務で忙しいとは思いますが、やはりきちんと全職員が大きな目玉事業については認識をしている、そういう体制づくりがトップダウンではなくて、やはり村長に対しても、職員のほうからこういうふうに改善をしたほうがいいのか、そういった意見交換ができる、そういう環境が整えられているのかどうか、やはりそういったところが事業を成功させていく、また住民の人たちに納得していただける事業につながっていくのではないかなというふうに思いますので、その辺の全体の事業について、やはり庁内の情報を共有できる体制づくりが必要ではないかなというふうに思いますので、その点について、村長としてどのような形で情報共有していくのか、その点についてお聞きしたいと思いますが。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 月例の朝礼でも、時折ですが、重点項目については私からもお話を全職員にはさせていただいております。また、課長会議で重点項目については、各課の重点項目、一応、4月、新しい年度になれば各課の、また新たな30年度の重点項目をみんなで協議して、各課から出させて、共通認識を持って取り組んでまいりたいと思っております。

全庁一丸となってということですが、やっぱり本当に重要な案件については、特に上信自動車道とか、あるいは公共施設の再編計画とか、あるいは子育て問題の今回の東部こども園のこととか、こういうものについては、やっぱり全職員が知るべきことだと思われまますので、周知徹底して、その辺は庁内は図ってまいりたいと、こう思っております。

また、134人の職員が、全員一人一人が予算の役割を持って、自分の部署部署が積み重なって課長がまとめて予算というののでできておるわけでごさいます、誰もが予算にかかわりがある、職員はです。そういう意味で、おのおのが縦割りで一人一人が一つの駒となる部分もありますけれども、縦だけじゃなくて、庁内でもよく言っていますが、横の連携、隣の課との連携、こういうものをもう少し、お互い情報共有しましょうやということは、常日ごろ

から言っておるところでございますが、今後より一層、そういう認識を持って取り組んでまいりたい、特に重点項目においてはそういう認識を持って取り組みたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤さん、よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で総括質疑を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。議案第11号から議案第18号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第18号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎請願書・陳情書等の委員会付託について

○議長（滝沢倅明君） 日程第31、請願書・陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

### ◎議員派遣の件について

○議長（滝沢倅明君） 日程第32、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決により決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣をすることに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま議決された議員派遣について、変更が生じた場合は議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

---

### ◎休会について

○議長（滝沢倅明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により11日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから11日まで休会することに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（滝沢倅明君） 本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時02分

平成30年第2回定例村議会

(第2号)

## 平成30年第2回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成30年3月12日(月)午前9時58分開議

- 日程第1 平成30年度嬭恋村一般会計予算の撤回について
- 日程第2 議案第19号 嬭恋村辺地総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第20号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第21号 嬭恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第22号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第23号 嬭恋村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第24号 嬭恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第25号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第9 議案第26号 嬭恋村こどもふれあい館設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第10 議案第27号 村道路線認定について
- 日程第11 平成29年度嬭恋村各会計補正予算について
- 日程第12 予算審査特別委員会報告について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第12まで同じ

追加日程第1 議案第28号 平成30年度嬭恋村一般会計予算

---

### 出席議員(12名)

1番	佐藤鈴江君	2番	土屋幸雄君
3番	唐澤弘君	4番	松本幸君
5番	滝沢俣明君	6番	黒岩忠雄君
7番	熊川一君	8番	伊藤洋子君
9番	大久保守君	10番	羽生田宗俊君

11番 黒岩鹿二郎君

12番 大野克美君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	黒岩優行君
総務課長	松本源君	総合政策課長	下谷彰一君
税務課長	土屋和久君	住民福祉課長	松本芳男君
建設課長	宮崎芳弥君	農林振興課長	小嶋正君
観光商工課長	加藤康治君	上下水道課長	熊川武彦君
教育委員会 事務局 長	宮崎孝君	会計管理者	熊川さち子君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎清
--------	------	----	-----

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） 開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますから、平成30年第2回  
孺恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎平成30年度孺恋村一般会計予算の撤回についての質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、平成30年度孺恋村一般会計当初予算の撤回についてを議題  
といたします。

当局より、孺恋村議会会議規則第19条第1項の規定により提出されました議案第11号  
平成30年度孺恋村一般会計予算の撤回について説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成30年度孺恋村一般会計予算の撤回につきまして提案理由を申し上げ  
ます。

本定例会に提案させていただきました平成30年度孺恋村一般会計予算の撤回につきまして、  
平成30年3月6日の孺恋村議会本会議において上程させていただきました議案第11号 平  
成30年度孺恋村一般会計予算につきまして、当初予算に計上した一部の事業に関し、訂正の  
必要が生じたため、本議案を取り下げたいので、孺恋村議会会議規則第19条第1項の規定に  
よりまして議会の議決を求めるものでございます。ご審議いただき、よろしくご指導お願い  
いたします。



○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、平成30年度孺恋村一般会計予算の撤回については可決されました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。村長から平成30年度孺恋村一般会計予算が別紙のとおり提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり追加日程第1を議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、委員会付託

○議長（滝沢俣明君） 追加日程第1、議案第28号 平成30年度孺恋村一般会計予算を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成30年度一般会計予算案について提案理由を説明させていただきます。

今回提案させていただきます内容につきましては、取り下げをさせていただきました議案第11号に鎌原観音堂周辺整備事業の事業費を増額し、提案させていただくものとなります。財源としまして振興開発基金からの繰り入れとなります。

提案議案の概要の一端についてご説明申し上げます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

内容につきましては、各担当課長から説明させていただきますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第28号 平成30年度嬭恋村一般会計予算について説明をさせていただきます。

平成30年度嬭恋村一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ76億4,200万円と定めます。

議案第11号予算に対しまして鎌原観音堂周辺整備関係事業費1億円を追加する予算になっております。

歳入歳出についてご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入でございますが、第18款繰入金、こちら28ページでございますが、振興開発基金を1億円追加させていただき、本年度の予算額9億533万7,000円、1億2,167万8,000円の増額となります。歳入合計額が76億4,200万円、5億7,400万円の増額となります。

次に、歳出でございますが、11ページをお願いします。

第6款農林水産業費、こちらに1億円を追加させていただきます。本年度予算額が7億8,968万1,000円、7,385万3,000円の増額です。歳出合計が76億4,200万円、5億7,400万円の増額となります。財源内訳としまして、一般財源が1億円の追加となりまして56億1,306

万2,000円になります。

歳出の内訳としまして、78ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第7目実習館整備費、本年度予算額が1億11万円となります。こちらにつきましては説明欄をお願いいたします。鎌原観音堂周辺事業としまして、施設用消耗品代、施設整備費、修繕費、それと79ページに移りますが、設計委託料、公共施設の工事費、施設用備品購入費等が計上になっております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。議案第28号 平成30年度孺恋村一般会計予算については、予算審査特別委員会に付託して審査をすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成30年度孺恋村一般会計予算は、予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午後 1時00分

○議長（滝沢俣明君） 再開いたします。

日程第2から日程第10については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、各議案について、順次質疑、討論、採決を行います。

---

### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 初めに、日程第2、議案第19号 孺恋村辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 次に、日程第3、議案第20号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正  
についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 1点だけ質問を行います。

提案理由の中に、「財政責任主体が都道府県になることに伴い」とありますけれども、そうなると私たち村民が納める保険料の決まる仕組み、それと、これまでの基金があると思うんですけれども、その基金はきちんこのまま継続して村の保険財政に確保されているのかということと、それから、今後保険料が上がるのが予想されるんですけれども、試算的に考えても、今後法定外繰り入れとかをぜひ村民のためにもやっていただきたいと思うんですけれども、会計が県のほうになるということでは、今後どういうふうになるのか、その3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） 伊藤議員の質問にお答えをいたします。

今、保険税の税条例の関係の議案でご質問でございますが、まず、仕組みにつきましては、12月におきまして私のほうから説明をさせていただいたとおりですが、今回、財政責任者が県となって市町村と共同で運営をするという形になります。

まず、保険税につきましては、今回は県のほうで保険事業納付金という形で各市町村ごとに納付金の額を決定して、それを通知してそれを納めると。その納付するために、納付金に対して今までどおり保険税として徴収をするということになります。その徴収をした納付金をもとに、今度は各市町村で保険給付を行うための保険給付費交付金という形で全額支給されるということになっております。

2点目の基金でございますが、基金については伊藤議員おっしゃるとおり、これからも準備基金として継続して各市町村で基金を保有することになっております。

それから、保険料につきましては、伊藤議員ご心配なさっているように、各市町村において保険税が大幅に上がるのではないかとということでございますが、これにつきましては、以前も申し上げましたとおり、28年度を基準といたしまして、平成30年度におきまして大幅に保険税が各市町村で上がるといった場合には激変緩和措置が講じられることになっておりますので、28年の保険料水準より上がるということは6年間につきましては特別措置がございますので、それはないと思っておりますので結構でございます。

それから、保険料につきましては、当然保険給付費が県内全体でふえれば、当然各市町村におきましてもふえる可能性がございますが、そうでなければそれほど上がるということはないかと思えます。ただ、市町村におきましては、所得水準ですとか医療費水準を加味して納付金を県のほうで算定することになりますので、それについてはその年度年度で決定される額については変動はあるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 3点目の質問は、孀恋村はなかなかしなかったんですけども、法定外繰り入れというのはほかの町村でもやったりしてきたわけなんですけれども、それが今後県が財政の主たる責任者になるわけなんですけれども、今回はこのようになると。そうすると村の保険財政の中では、例えば、何か起こって、前は急にインフルエンザがすごくはやって、国保財政に響いたとき法定外繰り入れというのをやったことがあったけれども、そういうことが今後も村の保険財政の中でもやれるようになるのかということをお聞きしたかったんです

けれども。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これも12月のときに説明させていただいたんですが、30年度からは市町村単位で運営するわけではありませんので、先ほど申し上げた事業費納付金として各市町村が納付したものをもとにして、逆に今度は県のほうから給付費のための保険給付費交付金というのが交付されます。そうしますと、給付費そのものについては100%県のほうで交付はされますので、給付が急にふえたからといって基金から投入するということとはなくなるということ。逆に、今、保険税につきましても、当然激変緩和措置が6年間は講じられるわけなんですけれども、それ以外に急激に各市町村で保険税が上がるような場合にはその基金を活用して、それを緩和するということが当然これからもあろうかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 次に、日程第4、議案第21号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 次に、日程第5、議案第22号 嬭恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 1ページ目の「第13条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、「世帯の世帯主」の次に」ということがありますけれども、これはちょっと心配な点があるんですけれども、この内容をちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 住民福祉課長。

[住民福祉課長 松本芳男君登壇]

○住民福祉課長（松本芳男君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これにつきましては、今現在、保険料の関係あるいは介護保険の関係につきまして質問検

査権があるんでございますけれども、その関係で、以前はこの条例にもありますように、その質問検査権の適用範囲としましては、第1号被保険者、それから第1号被保険者の配偶者、それから世帯主ということで限られておりましたけれども、平成30年4月1日からはその世帯の全員に適用を拡大するというものでございます。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 次に、日程第6、議案第23号 婦恋村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。



直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 次に、日程第7、議案第24号 婦恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） この点で、第5条について質問させていただくんですけども、入寮資格のところですけども、「スポーツ・健康コースに在籍するスケート実技選択者」ということでありますけれども、その次に、「その他、村長が特別な理由により」というのがあるから、ここでちょっと緩和されていいのかなと思うんですけども、やっぱり婦恋村はスキーも盛んだし、そういう点で、私はより多くの人に浅間寮に入っていただきたいので、そういうところ、スケートに限らないで入れる余地があるということをここで確認しておきたいなと思って質問をさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） 総合政策課長。

[総合政策課長 下谷彰一君登壇]

○総合政策課長（下谷彰一君） それでは、入寮資格ということで伊藤議員さんからご質問いただいております。

ここにもありますように、当初の目的はあくまでもスケートでございますけれども、いろいろまたご意見をお伺いしておりますけれども、スポーツの方、そうした方も入れるように、そういうような形で、村長のほうの許可を得れば入れるということで項目を入れさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 次に、日程第8、議案第25号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 次に、日程第9、議案第26号 婦恋村こどもふれあい館設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） この件で2点質問したいんですけども、1点目は、これまでのこどもふれあい館では、結構急に行ってというか、いつ行ってもほかの親御さんたちと交流ができたりして大変喜ばれていましたが、学童と夏なんか一緒になったりするとちょっと怖いかというのもありましたけれども、この地域子育て支援振興事業になった場合でも、いつでも行って親子が遊んだり会話をしたり触れ合える場所になるのかどうか1点ありますけれども、そして、そこにはもちろん今までの遊具とかいろいろ置かれるのかなと考えているんですけども、どのような場所として提供しようとしているのか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

[住民福祉課長 松本芳男君登壇]

○住民福祉課長（松本芳男君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

いつでも利用できるのかということでございますが、改善センターの1室を使って一応事業を行う予定でございますので、改善センターがあいている時間、その開館時間についてはいつでも利用できるということでございます。

それから、一応、今現在、拠点となる部屋は1階の大きい和室を一応予定をしております。ただ、いろんな関係で館内全体的にいろんな行事をもし拠点事業で行う場合にはほかのところも使用しますので、当然多目的ホールですとか機能訓練室等も使う場合もございますが、一応拠点としましては広い和室のほう使う予定でございます。できる限り遊具等もそこに置く予定でございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 次に、日程第10、議案第27号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎平成29年度孺恋村各会計補正予算の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第11、平成29年度孺恋村各会計補正予算についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計補正予算から順次行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

それでは、孺恋村一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） すみません。最初に、25ページですけれども、村税賦課徴収事業というのが予算的に253万円ほどマイナスとして補正されているわけなんですけれども、これが今滞納とかもいろいろ言われている中で、何かこうスムーズにいったって、もうこれしなくても滞納の部分が整理できたとか、その辺で事業がこういうふうにならなくなったという点についてお聞きしたいと思います。

それから、すみません、前戻って20ページなんですけれども、森林整備協定書に基づく千代田区負担金45万円が組まれているんですけれども、これは年間100万円となっているのかなと思っていましたけれども、何か加えられた理由がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

それから、37ページの孺恋スキー場管理事業14の国有地使用料がマイナス35万1,000円、これもちょっと説明していただければと思うのが、年間で決まっていたのではないかなというのを1点お聞きしたいと思います。

それから、38ページの土木費、道路橋梁費の中の道路維持費で7,484万3,000円がプラスになっているわけなんですけれども、その多くが道路除雪事業となっていますけれども、17ページとの関連で、国庫補助金のほうが実績により減らされているわけなんですけれども、この辺で村道だからなのか、その補助金が減っているからこっちもマイナスになるかなと思ったけれども、5,939万1,000円がふえているので、その関連では説明をお願いしたいと思います。

それから、次に、42ページですけれども、小学校工事費が説明の中では解体の実績という

ことで説明を受けたんですけれども、この2億1,200万円というのは解体だけの差額なのかどうか。随分大きな差なんですけれども、その辺の説明についてお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 税務課長。

〔税務課長 土屋和久君登壇〕

○税務課長（土屋和久君） それでは、伊藤洋子議員のほうから質問のありました村税賦課徴収事業の減額について説明をさせていただきます。

これは、確定申告の会場を今まで村内12会場で行っていたんですけれども、それを集約して2会場という形でことはやらせていただいております。その関係で各公民館の改修工事、当初は12会場の改修を行う予定であったんですけれども、これを2会場に集約したことによって、不要な工事とか機械の購入費等が発生しましたので減額という形にさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、農林振興課長。

〔農林振興課長 小嶋 正君登壇〕

○農林振興課長（小嶋 正君） 千代田区との森林整備協定書に基づく負担金ではありますが、29年度に関しましては千代田区と事業費等を含めまして負担割合を検討しまして、当初は20万円を今回45万円増額しまして、合計65万円ということで合意をしております。

なお、平成30年度は負担金を100万円いただくということで合意しておりますので、予算計上してあります。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 続いて、観光商工課長。

〔観光商工課長 加藤康治君登壇〕

○観光商工課長（加藤康治君） それでは、37ページのスキー場管理事業の国有地使用料の減額についてであります。当初予算において前年度と同額の予算計上をさせていただきましたけれども、契約の改定時期でありまして、新たな契約改定に基づいて国から減額の決定がありましたので、その分について減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問に答えさせていただきます。

補助の減額は全協でも説明させていただいたとおり、除雪機械の補助金が2台要望してあったんですけれども、1台分しか使わなかったための減額になっております。38ページの一

番上にあるんですけれども、公用車購入費、これ除雪機械のことでありまして、その減額が補助の分になっています。

それで、道路維持費のほうの補正でありますけれども、これは除雪費の補正でありまして、5年間の平均が大体1億円ということで、6,000万円の補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 最後に、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） 伊藤議員のご質問の工事費の2億1,000万円の減額ですが、内訳的には2カ所の干俣、田代の体育館の解体工事が6,000万円ほど当初予定よりも余ったということ、あと残りの1億5,000万円ぐらいにつきましては、西部小の今の工事が2カ年事業でやっております。その辺でスケジュール配分の関係で29から30年度のほうに繰り越したというような形で減額をしております。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算（第9号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で孀恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、孀恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で孀恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、孀恋村上水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で孀恋村上水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、孀恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で孀恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、孀恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で孀恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

お諮りいたします。各会計補正予算について、一括で討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

各会計補正予算について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。



順次採決を行います。

最初に、議案第3号 平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第9号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成29年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成29年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成29年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成29年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成29年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成29年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎予算審査特別委員会報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第12、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

平成30年度各会計予算は、本定例会第1日及び本日、予算審査特別委員会に付託し、審査を願っておりましたが、審査が完了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りいたします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので省略いたします。

それでは一括討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 討論に参加をします。

まず、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計予算に反対、その他の会計に賛成の立場で討論を行います。

主な理由として述べさせていただきますけれども、一般会計では来年度予算の大きな事業である鎌原観音堂周辺整備の件で、予算審査特別委員会において委員からいろいろな意見が出された結果、その事業の立て直しを中心に考え、撤回、再提案ということになりました。今回の予算、私は反対の大きな理由として、当局の予算の対する考えに疑問を感じたところではあります。

本来、予算は、村当局が一丸となって、十分に話し合っただけで計画されたことに予算配分をしていくのが基本だと考えます。撤回し再提案ということになったことでは、これから細かな計画を立て、煮詰めていくことになろうかと思えます。採択になったこの時点では、村民のためにもふるさと村の発展のためにもいい事業となるように努めていただきたいと考えているところですが、やはり、順番というか、吟味された予算だったら村当局には本当にこれでいくぞという強い姿勢で臨んでほしい、これから計画を立てるような状況になっちゃっているということではちょっと逆だったんじゃないかなということで、これを大きな反対の理由とさせていただきます。

2点目として、基金の取り崩しがあったわけですが、少しでも村の財政にもしもゆとりがあるようなら、今現在、各施設を利用するときに徴収している光熱費など、無料にするなど、より多くの村民にも見える形で示していただきたいということが私の理由です。

村民の方々は村役場の職員とか議員の給与がもとに戻ったということを知っているわけですが、そうした中で光熱費が徴収されているというのでは、わずかな金額かもしれないけれども、毎回利用するに当たっては感じている村民の方もいるので、これは次年度にぜひ検討していただきたいという思いも込めて、反対の理由とさせていただきます。

国保会計特別予算については、広域化により、先ほどの説明で6年間は大丈夫というのか、緩和措置がされるようではありますけれども、やはり今後引き上げが予想されるのが、この広域化の

ことを私なりに学習したところではそのようでした。一般会計からの法定外繰り入れは今まで余りなかったわけですがけれども、先ほどの質問では緊急なことがあったら県のほうが給付するということでしたけれども、やはり一番問題は国保税の引き上げが予想されるということでは、全体の広域化に対する反対を理由として今回このような姿勢とさせていただきます。

介護保険特別会計では、国の改正により年々利用しにくい内容になっているのは皆さんもご存じだと思います。例えば、施設を利用するには要介護3にならないと利用できない、そういう、何ていうんですか、そういう決まりがあるので、なかなか利用したくてもできない、村民の声としては保険料払っているのに利用できないということでは2000年から始まった介護保険制度はやはり誰もが利用しやすく老後を過ごせるようにというのが目的でやったわけなんですけれども、それがなかなか国としては責任をそれに果たしていないということでありますので、村のそういう点、国が総合支援事業として村のほうに落としてきたという、じゃ村が新たにそういった支援事業にも取り組むというのでは、村の予算にも食い込むような制度になってきているので、それに対する反対という気持ちで私はこのように討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 各会計には賛成はいたしますが、2点ほど。

前回、今期と差しかえというような異常な事態を済ませてここまで来ました。村長は議員の我々のやっぱり意見を酌み取って、最後にこういう方針を出すじゃなくて、最初からこういう方針を出していただきたいと思います。

もう一点、鎌原の水車、我々がずっと言っていた水車、例えば、水車の屋根の補修、約200万円、水車の解体、約15万円。また、前にあった小川を埋めました。我々は水車をあの形で屋根をふきかえてください、水車を回してください、こういう要望をしていたんですよ。にもかかわらず、水車を壊しました、小川は埋めましたと。これ、貴重な財源を損失したんですよ。こういう問題は非常に今後大変な話になると思いますが、村長もこういうことを大いに反省してもらわないと非常に困りますが、この辺以後気をつけてから予算編成をしてください。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

については、委員長報告順に採決を行います。

最初に、議案第28号 平成30年度孺恋村一般会計予算について、委員長報告は可決でありました。よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第28号は原案どおり可決することに完成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成30年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第12号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 平成30年度孺恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第13号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

[「すいません、間違えました、私」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） 賛成ですか。

[「はい、座るの」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） 訂正させていただきます。

[「はい、お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は……

〔「多数にしてほしい、間違っ立っちゃったから訂正させてください」  
と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） それでは、本人の申し出により、多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 平成30年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第14号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 平成30年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第15号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 平成30年度孺恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第16号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 平成30年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第17号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 平成30年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第18号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。議事の都合により、15日まで休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから15日まで休会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

これにて散会いたします。

散会 午後 1時45分

平成30年第2回定例村議会

(第3号)



## 平成30年第2回婦恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成30年3月16日(金)午前10時00分開議

日程第 1 請願書・陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰一 君
税務課長	土屋 和久 君	住民福祉課長	松本 芳男 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	小嶋 正 君
観光商工課長	加藤 康治 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 崇 明 書 記 宮 崎 清

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。

再開いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、ただいまから平成30年第2回孺恋村議会定例会を再開いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎請願書・陳情書等の審査報告について

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、請願書・陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に陳情書等を所管の委員会に付託し、審査を願っておりましたが、いずれも審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

最初に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 佐藤鈴江君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） 総務文教常任委員会では、請願1件について、当委員会への付託を受け、3月9日午後1時30分から、委員6名、当局から村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査しましたが、その結果について報告をいたします。

全日本年金者組合群馬県本部執行委員長及び吾妻支部長の連名で提出をされた請願第2号年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願について、紹介議員の補足説明を受け、審査を行いました。請願の趣旨は、年金の支給月を毎月にして、高齢者の生活実態に合わせるよう

に政府に意見書を提出を求めるものであります。

慎重に審査を行った結果、基礎年金部分については、平成21年から国庫負担が3分の1から2分の1となったこと、支給月を毎月支給に改めることにより、振込手数料が月で数十億円負担増となること、さらに事務的なシステム改修費用が必要であることなど、経費負担の増額が見込まれることから、もっと必要な介護や福祉にこそ予算を向けたほうがよいのではないかとの意見があり、趣旨採択と決しました。

その他、報告事項として、西部小学校の体育館及び屋内プールの工事進捗状況と使用開始の時期を含め、今後の利用方法について説明がありました。

以上で総務文教常任委員会の報告は終わります。

○議長（滝沢倅明君） 請願第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 紹介議員として討論を行います。

先ほど、委員長の報告にもありましたけれども、振込手数料のことが問題にされました。手数料は、現在の2カ月ごとの支給では1回4億円なので、年間約24億円現在でもかかっております。それが毎月支給になると年間約48億円、倍になるわけですけれども、ただ、趣旨説明にもありましたけれども、年金受給者が本当に月単位で暮らして安心できるようにとか、10円負担してもいいから、1人10円振込手数料がかかるわけなんですけれども、そういう毎月支給にしてほしいという思い、また隔月支給は日本だけで、イギリスなどは毎週支給となっています。そうした現実、それから年金受給は、私たちは今現在12月と1月分を2月支給ということでもらっているわけですけれども、そういう手数料をやっている日本銀行には利子が入っているという、そうしたことをいろいろ加味しながら考えるなら、まずは私は村民や年金受給者の思いに応えることが議会の役割だと思いますので、ぜひ採択していただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。直ちに採決を行います。

請願第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第1号 一般廃棄物最終処分場の建設問題に対する施策を求める請願書及び要望第3号 村内道路清掃作業に対する要望書について、一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 大久保 守君登壇〕

○産業建設常任委員長（大久保 守君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、3月9日に委員会を開会し、請願書及び要望書の審査と各課からの報告を受けました。委員会からは委員6名、議長、副議長、当局側からは村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、孺恋村農業協同組合長及び廃棄物最終処分場建設に反対する会の連名で提出された請願第1号 一般廃棄物最終処分場の建設問題に対する施策を求める請願について、紹介議員の補足説明を受け、審査を行いました。請願の趣旨は、今井地区での一般廃棄物最終処分場の建設問題に対して、昨年8月10日の議会全員協議会において、熊川村長からの今後の廃棄物については、孺恋村外のものを村内に持ち込まないとの発言があったが、いまだに最終処分場施設に対する説明会等の話が浮上するなど収束が見られないとして、村長の公言を生かした施策を講じるよう求めるものであります。

村長からは、許認可権限は群馬県であるとしながらも、施設計画については、時期が来れば群馬県から村へ意見書の提出が求められるので、そのときは公言どおりの対応をするとの

説明がありました。

委員からは、嬭恋村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に施策として盛り込んでどうかとの意見もあり、担当課から条例の説明を受けました。

今後も施策については当局で検討が必要であり、村長の公言も広くみんなにわかりやすく説明する必要があるとの意見から、採択と決しました。

次に、嬭恋村農業協同組合長から提出のあった村内道路清掃作業に対する要望書について審査を行いました。要望の趣旨は、圃場より流出した土壌に対する清掃について、出荷組合員及び農協での対応だけでは十分な対応ができないこと、また交通事故の観点からも道路スノーパー車両による対応を柔軟にお願いしたいという要望であります。

委員からは、スノーパー車両運転手の村での対応の検討を含め、交通事故がないように柔軟に対応してほしいとの意見があり、採択と決しました。

その他、各課からの報告事項がありました。

建設課からは、役場前の国道144号の改良計画について、上下水道課からは、万座かん水水道施設関係で、吾妻森林管理署による万座熊池地区地すべり観測の報告について、また観光商工課からは、万座地区の風評被害による集客支援対策、観光案内所の終了時間の延長について、それから、万座鹿沢口駅のダイヤ改正についてそれぞれ報告がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、請願第1号 一般廃棄物最終処分場の建設問題に対する施策を求める請願書について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 採択になってとてもよかったなと思っているんですけども、1つだけ委員長報告に対して質問させていただきます。

先ほどの委員長報告の中で、村長が公言したことを広く知らせることが必要ではないかということで採択にしたというと、例えば、委員会の中ではどのような方法があるとか、話し合われたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大久保 守君） 伊藤さんの質問ですが、今、先ほど説明したとおり、委員の中からは嬭恋村にあります嬭恋村廃棄物の処理及び清掃に関する条例という条例があ

りまして、それに盛り込んだらどうだろうというような意見もございました。

なお、これはあくまでも、村長の公言が村民に広く行き渡っていないことが1つの問題点であるというようなことでありましたので、先ほど説明したようなことで採択とさせていただきます。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

熊川一君。

○7番（熊川 一君） 今井に関する最終処分場の関係ですけれども、先ほど来、委員長報告にもありましたけれども、その中で、村長が公言をしたとおり、これは今、群馬県で業者と、それから群馬県の法令に従った中で事前協議が行われているわけですよ。それを受けて、今井で説明会をやっていないということは、これは法令に従ってやっていることであって、これは業者と群馬県の問題であるから、これは村長がそれはまかりならんということも言えないわけです。この法令の中でやって、最適な報告があれば、村長のほうに公表を求めるという定義に基づいた、しかし、それで議会のほうに孀恋村の廃棄物処分場については、これは日本中にもう3,000からの処分場があるわけですから、そういったものは日本にとって、人間が生活していく上にはなくてはならない施設であるわけ。そんなことから、県と業者がそれについて報告書が来れば村長は応えてくれるということだと思います。

しかし、今井の処分場については、今は説明会が行われるのがおかしいということも言うんですけど。それは、今、私のほうでも、そういった法令の中で肅々とやっていかなければいけないんですよ。住民の理解をどういうふうに、安心・安全な施設であると、そういうことの中で……

○議長（滝沢倅明君） 熊川議員、質問をお願いします。

○7番（熊川 一君） はい。

○議長（滝沢倅明君） 今、質問のあれですので。

○7番（熊川 一君） ですから、村長は、その気持ちがあるのであれば、何らかの方法でそういった事細かな報告をした中で住民に知らせる義務があると思いますんで、その辺をしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 委員長の答弁は。

○7番（熊川 一君） 要りません。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 私は委員会のメンバーで大変申しわけありませんが、ちょっと、この問題、前回、説明会をお願いしますというような文書も出たんですけども、それも否決されました。これ、当事者も今井牧野組合という村民であります。せめて、村長さんも一緒に、どうも周りの人に聞きますと、牧野の組合の会議にも行かない、招待されても行かないと、余りにも一方的過ぎると思います。これ、ぜひ当局も議員の我々も、せめて説明会ぐらいは聞いてからこういう判断をぜひしていただきたいと思います。ぜひ、委員長……

○議長（滝沢倅明君） 黒岩議員、質問。

○11番（黒岩鹿二郎君） ああ、質問。はい。

ですから、村長さん……。

○議長（滝沢倅明君） いや、委員長に対する。

○11番（黒岩鹿二郎君） 委員長でいいよ。

ぜひ、委員長はこれに対して説明も何も聞かないで、結果的にはこういう判断が出たんですけれども、その辺はどう思いますか。

○議長（滝沢倅明君） 一応、産建の委員会のメンバー。

○11番（黒岩鹿二郎君） 一応、断りました。

○議長（滝沢倅明君） じゃ、委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（大久保 守君） その件につきましては、これは当初、最初に産業建設に請願が上がってきたときに、そのときも最終的には採択されたわけですが、そのとき、委員長報告の中で、たしか付託事項ではないんですが、説明会、いわゆる産業廃棄物の処理をどうするのかということ、我々も、議員も聞いてもいいんじゃないかという付託はさせていただいたような気がいたします。ですから、今回もちょうど、何でしょうか、太陽光の話と同じで、要は群馬県は環境アセスメントを主としてやるということですので、その環境がよければ、県のほうも肅々とそういうものは進んでいくというようなものではないのかなと思っています。

ですから、最終的には、やはり今回採択したように村長が自分で村外のものは入れないということを公言するのであれば、きちんとした対策を自分でとるべきだと、当局がとるべきだと思っています。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。



[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

松本幸君。

○4番（松本 幸君） 私は、この件に関しまして、賛成ということで討論をさせていただきます。

ただいま、質疑でいろいろありましたけれども、一番は、村民の不安というものはまだ消えていないという現実なんです。ですから、これに対して村当局は、この請願のとおり、何かの施策で講じていただけませんかというような請願なわけでございます。ですから、こうしてくれ、ああしてくれという問題ではありません。こうならいいんだろう、これをぜひとも6月の議会までに提案していただきまして、また6月議会で上程していただけますよう、私は望んでおります。

以上、賛成のほうからの討論といたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私も、この委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

これは確かに、今質問等でもありましたけれども、県の許可になっていることは事実です。ですから、私たちは、村の人たちが、不安だ、大き過ぎる、そういった風評被害とかそういうものに対応するためには、村全体の問題として、村全体の意思を外に発信することが大事だと思います。

その一つの方法として、先ほど、広く知らせるということでは、条例に盛り込むとか、もっと村長の公言を広めるというのがありましたけれども、私もちょっと知っている弁護士に聞いたときに、議会とかでそれを採択して、それで、それをうんと県内外とかに知らせるという方法もあるということを知りましたので、村にも顧問弁護士がいるわけですから、その辺をきちんと考えて、この議会の中に村長として上程したりして、ここで議決をして、うんと外に広めるという強い姿勢を望んで賛成といたします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） この請願に賛成の立場から討論をします。

村長が申しあげました言葉を、言葉だけじゃなくて、やっぱり何か文書で、言葉で残していくことが将来にわたって私は重要だと思います。委員会でもいろいろ話もしましたけれども、何か住民福祉課長さんが申しますと、何とか宣言をすれば、そういうのは一緒に村の例規集に載せるとかそういうこともあると思いますので、ぜひ、当局にはそれを実行できるように、そして議員の皆さんはそれをまた実行をしてもらうような努力も必要かと私は思います。

これが採択されますことを願い、賛成の意見といたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

熊川一君。

○7番（熊川 一君） 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

これを議会で採決するという事は重要なことでございます。しかしながら、今の一般廃棄物の現状というものをよく理解した中での採決が必要であろうと私は考えております。ですから、これは皆さん、今の現状をお互いに勉強して、どういった形の中で処分場がなされているのかという、これはぜひともお願いしたいと思います。

そんなことで、まだ議会としても説明会をお願いするという事も私は言っているわけですが、委員長もこれは承知しているわけですが、まだそういったことがなされていないので、ぜひ説明会を聞いてもらったり、勉強会をしたり、法律の関係もそうですし、全般にわたって勉強した中で、どこの議会に聞かれても恥ずかしくない議会としての職務をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。直ちに採決を行います。

請願第1号 一般廃棄物最終処分場の建設問題に対する施策を求める請願書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

続きまして、要望第3号 村内道路清掃作業に対する要望書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） この件に関しましては、孺恋村では環境保全型農業とうたって活動をされていると思いますが、グリーンベルトの推奨とかそういったものについて、同時に進行していくことが必要だというふうに思いますが、その点に関して賛成ではありますけれども、そういった環境保全型農業をより一層進めていくことが孺恋村にとって農業と観光という観点からしても必要と思いますので、その点、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。直ちに採決を行います。

要望第3号 村内道路清掃作業に対する要望書について、委員長報告のとおり採決に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

### ◎一般質問

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、一般質問を行います。

土屋幸雄君外4名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

---

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（滝沢倣明君） 初めに、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔2番 土屋幸雄君登壇〕

○2番（土屋幸雄君） きょうは傍聴大変ご苦労さまでございます。

議長から一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に、健康年齢の伸長と高齢化対策について質問をいたします。

今、嬭恋村の人口は、3人に1人が65歳以上の高齢者となっております。この状況は、戦後のベビーブームに生まれた、いわゆる団塊世代の人たちが75歳を迎える平成37年まで続くと言われております。私もその団塊世代の一人であります。日本は、社会、経済の進展に伴い、生活水準や社会基盤の向上及び充実等により、世界にも経験したことのない超高齢化社会を迎えようとしております。

厚生労働省の簡易生命表によりますと、日本の平均寿命は年々延びていて、2015年においては、女性は87.05歳、男性は80.79歳であります。まさに世界屈指の長寿国に数えられております。

そんな中で、今注目されているのは、介護を受けたり、寝たきりにならずに自立して生活できる健康寿命です。厚生労働省は、健康寿命を健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義をしました。同省の算出では、2013年の健康寿命は男性が71.19歳、女性は74.21歳となっております。

そこで、着目したいのは平均寿命と健康寿命の差であります。その差は、男性が約9年、女性は12年の差があります。この期間は、何らかの形で医療や介護の世話になっていることとなります。生涯の約1割の期間を日常生活に制限がある不健康な状態で過ごしていることとなります。

群馬県は、第3次食育計画に健康寿命を2019年までに男性72.30歳に、女性76.20歳に延ばす数値目標を盛り込みました。その実践となる県民運動を進めるために制定した「元気に動いてぐっすり睡眠」、「塩分ひかえて食事はバランスよく」、「仲間をつくって健康づくり」、「禁煙めざしてお酒は適度に」、「いい歯を保っていつも笑顔」のぐんま元気の5か条をつくりました。しかし、重要なのは実践項目を県民に理解してもらい、みずから取り組

んでもらうことだと思えます。こういったことを孀恋村でも取り入れていったらよいと思いますが、村長はどのようにお考えなのかお聞かせください。

健康寿命を延ばして平均寿命との差を縮めることは、おのおのが穏やかで心豊かに過ごす期間が長くなり、生活の質を向上させていくことにもつながります。それにより、高齢化で膨張を続けている医療費や介護費の抑制につながるかと感じていますが、いかがお考えでしょうか。

また、健康寿命を延ばすことについて、村はどのような施策を考えているのかお伺いします。

あわせて、超高齢化社会を迎えるに当たって、介護サービス、老人ホーム、在宅介護等の問題、地域包括センターの充実などについて、どのような方針や対策を持っているのか、村長のお考えをお伺いします。

次に、自主財源の確保についてお伺いいたします。

現在、国においては、地方自治体の財政調整基金やその他の基金の増加について問題視をしているような声があるようです。しかし、村としては、時にはつつましく節約していても、財源の縮小というような事態があっても、ある程度耐えられるようにしておかないと大変なことになると思います。そのために基金を積み増していくことも、もちろん重要であります。反面、その年の当初予算に計上された政策が過大評価になっていなかったか、その政策が実行できていないとも受け取れます。基金を積み増していくことも重要ですが、やはり、村の財政安定に必要なのは自主財源の確保であると思えますがいかがでしょうか。

そこで、新しい財源の確保の検討ということが必要であります。また、現在ある税収や手数料などの完全な徴収ということが、住民の間の負担の公平性確保の観点からも重要だと考えます。

平成30年度の予算の歳入の構成比状況を見ますと、自主財源が全体の38%、依存財源が62%であります。予算説明時に財政担当の総務課長より、これから自主財源の比率を上げていきたいという説明がありました。

そこで何点か伺います。

今、現在の村の税収の徴収状況などをどのように認識されているのか、また、新しい財源の確保について、日ごろから研究しているのか伺います。その研究状況についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の質問でございました健康年齢の伸長と高齢化対策についてのご質問でございました。

土屋議員のご指摘のとおり、平均寿命と健康寿命を延ばして、その差をいかに縮めるかということが大きな政策課題だと考えております。孺恋村では、健康寿命の延伸施策といたしまして、以前から介護予防サポーターの育成支援を行っております。また、昨年度から、公益社団法人地域医療振興協会のご支援を受けまして、高齢者の心身機能の低下を予防するためのフレイル予防サポーターの養成も行っております。今年度、そのフレイル予防サポーターにより健康教室も始めております。さらには、ICTを活用した健康維持向上プログラム事業も昨年度から実施し、初年度では大前地区において、今年度は三原地区において事業を実施しておるところでございます。来年度は鎌原、干俣両地区において実施をする計画を立てておるところでございます。将来的には、全村に広げていく予定でございます。今後、地域包括支援センターを中心に地域住民の協力を得まして、健康寿命の延伸に取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

高齢化社会を迎えるに当たりまして、高齢者が住みなれた地域で住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築も重要な課題だと思っております。そのためには、土屋議員のご指摘の在宅介護、施設介護等の介護サービスの提供体制の整備も必要だと考えておりますが、介護サービスもさることながら、高齢化が進行する中においては、高齢者の自立支援や認知症予防、また介護給付を抑制する意味から申しまして、介護予防の視点に立った取り組みが重要と考えております。

また、その介護予防の中心となる地域包括支援センターの機能強化も重要なことだと思っております。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業などを一体的に担っております。地域包括支援センターには、社会福祉士、保健師、介護支援専門員の3職種の人材を置く必要がありますが、今まで社会福祉士が欠員となっております。平成30年度においては、社会福祉士1名を採用し、支援体制の充実、強化を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、村の方針として、介護予防を最重要課題に取り組んでまいりたいと考えており

ますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第2点目のご質問でございました自主財源を確保、強化についてというご質問でございました。

自主財源につきましては、当然ながら村税の割合が最も高く、16億303万円となっております。次に、繰入金、繰越金となります。

孺恋村の村税の状況につきましては、住民税、国民健康保険税は農業所得が大きく影響し、天候などによる価格変動があるため、不安定な状況ではあります。ここ最近の状況は非常に良好だった中で、昨年のキャベツの値段がよくなかったことで、30年度の税収は、予算にもあらわれていますが低調となる予想となっておりますのでございます。

また、固定資産税につきましては、平成26年度に滞納問題が解決したときから、収納率が大きく向上しておりますが、浅間高原などの別荘を多く抱える特殊性から、困難案件も多く抱えており、過年度の滞納の処分や大口案件の解決に向け、さらなる取り組みの強化が必要だと考えております。

群馬県の県税事務所派遣による専門職員の育成の成果もあり、収納率は年々上昇しております。平成28年度では、当年度賦課の調定額に対しまして、徴収率は98.49%となっております。過年度の徴収率が16.92%で、合計では92.44%でございます。現状では、飛躍的な自主財源の向上は難しい問題でございますが、土屋議員ご指摘のとおり、税の徴収に当たっては、村民の負担の公平性を考慮した完全な徴収を目指して、今後も努力をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

村税以外の自主財源につきましては、ふるさと納税の積極的なPR活動による寄附金額の増額や、村有地の利活用による財産収入等の確保が必要であります。今後も、これらのふるさと納税、あるいは土地の有効活用等に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、新たな財源につきましては、今後の大きな課題となっていくこととなりますので、さまざまな可能性を検討していきまして、自主財源の比率を上げることに日夜努力をしまいたい、こう思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 健康寿命を頼っていても、いずれは介護が必要になるということは大半の人がこれから訪れてくると思います。高齢期が幸せかどうかは、健康寿命という1つの物差しではかりがちですが、健康でなくても心の平穏を保って生活ができていれば幸せであるかもしれません。健康寿命は世界一、一方で、寝たきりの人も世界一であるのも間違いな

い事実だと思います。ありがたいやら、ありがたくないやらでございます。

要は、全国的に高齢者行政を行政窓口に来させる形になっていると思いますが、それは高齢者にとっては大変なことだと思います。そこで、行政が考えを変えて、高齢者を待つから出向く形へと転換していかなければならないと私は思っております。健康寿命の伸展は、社会的な課題の一つでもあると思います。それには、やっぱり高齢者安心センターという、仮にそういうセンター的なものをつくって、いろんなサービスができる拠点づくりが婦恋村にも求められているのではないかと思います。それには、今、地域包括センターというのがあると思うんですけども、そこを充実していけば、いろんなサービス、やっぱり出向く政策がこれからは積極的に行政が取り組んでいかなければならない課題だと私は思っております。

そして、今、民生委員さんなんか毎日お年寄りさんのところへ行って、訪問したり何なりもしていますが、そのことをやっぱり地域安全センターですか、そこが中心となって、包括センターが本当は中心になっていけばいいと思うんですけども、いろんな課題を共有して、そういうことを電話がもしあったら、SOSがもしあれば、SOSの対策室をつくるのか、すぐに応えられるようないろんな対策もこれからは必要じゃないかと私は思っております。それをやっぱりしていくには、行政が待つ福祉から出向く福祉へを合い言葉に、担当者は地域の高齢者の福祉の拠点として活動していかなければならないと思います。それには、やっぱりいろんな問題が、今、買い物難民とか高齢者のひとり暮らしが多くて、食材とかそういうこともいろんなこれからは考えていって、有料でもいいけれども、そういうこともやっぱりこれからは考えて実行していくことが、高齢者にとって、そして私たちが親を支えている若い人たちの安心にもなるかと思うんですけども、ぜひ、ひとつその辺のところもちよっと、もう一度、質問いたします。

あわせて、各地域にお年寄りたちが飲み食い、それで遊ぶ、お茶飲みする場所づくり、一番、地域のきずなを持つのは、各地域でこういうお年寄りの寄り場があるという、そういう政策も、これからは本当に重要ではないかと私は思っております。

それで、財政の問題なんですけれども、多くの自治体は遅かれ早かれ直面することは、今、人口減少、そして超高齢化社会という人口の急激な変化が予測されております。人口減少による日本国内の人数が量的に減ることと、働き手が減少するという需要と供給の2つの側面があると私は思っております。

また、高齢化は団塊の世代が75歳を超える2025年を境に一気に進んでいき、医療や介護費用、年金の負担などがこれからどんどんふえていくと思います。そうすると、単純



に考えると、働き手の減少で住民税が減り、人口減少で土地需要が減るため、土地の価格も下落し、固定資産税も下落、一気に少なくなってしまう。これは、高齢化社会を迎える中で、社会保障費もこれからどんどんふえてきて、年金の税収にも、国全体の税収か、そういうのもこれからは少なくなってくると思います。人口が減ってくれば、自然に収入も少なくなってしまう。

それに自治体の財源は一気に膠着することが予測されております。今は何とかやっているとありますが、将来は大丈夫ということにはならないと私は思っております。それには、余計な経費をかけなくてもいいように、過剰な施設を整理していくことも必要になってくると思います。今は大丈夫という考え方を変えていき、何年か後の孺恋の財政予測もこれからはしていくことが必要ではないかと私は思っておりますので、その辺のところもお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まずは、1点目の健康寿命の延伸の件でございます。

超高齢化社会、世界一の超高齢化社会という現実がございます。現在、孺恋村の高齢化率は34.1%ということでございます。先ほど、土屋議員のご指摘の平成37年、いわゆる2025年には、38.1%になると想定しておるところでございます。38.1%の方は65歳以上というものがもう目の前に迫っておるのも現実でございます。

そういう中で、国のほうでは、地域包括ケアシステムをしっかりと確立しなさいよ、地域包括センターを充実させなさいよという方向転換を現在しておるところであります。

我が村におきましても、先ほどもちょっと申させてもらいましたが、ICTを活用した大前区を皮切りに現在三原と。来年度は鎌原、干俣、これを全村に広げていきたいと、こんなふうに思っています。

その他、地域、地域におきましては、公益社団法人地域医療振興センターのナカムラ教授を中心に、若いスタッフも全村を歩いて、お年寄りの皆さんといろんな会話もしてきた経緯もあります。そういうものを踏まえまして、議員ご指摘のとおり、飲み食い、遊びづくりと、こういうご指摘もございましたが、できる限り、地域、地域でそういうものが地域医療、地域福祉、こういう観点からも地域の方々のご理解とご協力をいただきたいと思います。思っております。

マンパワーが出向く福祉という言葉、さっき出向けという、出向いて福祉というお話がございました。やっぱり、それにはマンパワーが必要だと思っております。介護士も不足しておる、医師も不足しておる、医療も介護も本当に超高齢化でございますので、間違いなく国民の負担もふえてきております。法律事項でございますので、施設ができたり高齢者がふえれば、村の財政が当然支出もふえるという状況でございますけれども、今後は、議員ご指摘のとおり、健康寿命を延ばすための地域、地域のひとつセンター的、安心センターという言葉がありました、今現在も取り組んでおりますので、ぜひともそういう方向で地に足のついた形のものをつくり上げてまいりたいと思っております。要は、地域包括システムをしっかりと村民の皆様にご理解をいただいて、地域、地域の適正なマンパワーをそこに集中していくことが重要だと考えております。

人口減少が行けば、税収が減ってくるであろうというご指摘でございました。また、過剰な設備については、やはり過剰でない適正な設備にしたらいかがかというご指摘でございました。昭和の2桁成長の時代、高度成長の時代の施設、嬭恋村にも、現在建物が113、それから村道、農道の距離が465キロメートル、これは村民の財産でございますけれども、その他インフラ関係では上水道、あるいは下水道、こういうものも全て老朽化してきております。中長期に昨年の3月末には議会にもご報告させていただきましたが、税収見通しも厳しいんですけれども、公共施設の過剰な設備につきましては統廃合するという計画を示させていただいておりますので、財政規律をしっかりと守りながら、計画的に今後は進めていく必要があるであろうと思っております。

何とか自主財源をとということでございますけれども、固定資産税につきましては、ずっと3年見直しでやっていますけれども、嬭恋はずっと下がってきております。自主財源で中心なのは固定資産税ということでございます。ぜひとも、鎌原地域、あるいは浅間別荘ゾーン、これも上信自動車道の路線がしっかり決まって、投資されることによって、平米100円でも上がるような状況が生まれれば固定資産も上がるのかなという気はしております。今後も、引き続き、自主財源、特に中心は固定資産だと思っておりますけれども、税収が上がるように施策を反映できるように努めてまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再々質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 今、フレイル運動とか、そういうのをいろいろしていると思うんですけれども、そういうこともやっぱり、皆さんがそこへ出向いて参加してもらえなければ意味

がないと思うんだ。役場は、そういうことはするからにはある程度の人も来てもらえるような体制を、いろんな政策、運動教室とか何かをしていると思うんだけど、そういうこともしているだけじゃなくて、やっぱり来てもらえるように、本当に熱心に来てもらうようなこともこれからは本当に重要な課題だと私は思っております。

それと、介護なんですけれども、介護疲れによって家庭破壊が起きないように、これからも孀恋のいろんな施策を十分に発揮して研究をしていただきたいと思います。

それで、財政の問題なんですけれども、新たな自主財源の答弁がなかったような気がしますけれども、これから本当に真剣になって、新たな固定資産税とかそういうのは今までずっともらっているんですけれども、新たな何か産業を起こして、新たな収入を得るとか、そういうこともやっぱりこれからは進めていかなければ税収はどんどん減っていくこととなるので、ぜひとも今後とも研究して、いい税収政策を行っていただきたいと思います。

以上をして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） 答弁は要らないですね。

○2番（土屋幸雄君） 答弁はちょっとその意気込みだけ答えてもらって、お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 第1点目の超高齢化社会に対する意気込みということでございますけれども、先ほど、土屋議員からもお話のありましたフレイル予防サポーターということで取り組んできておるところであります。そこに人が多く集まるような施策もしっかり組めというご指摘ございました。全庁を挙げて取り組んでまいりたい、こう思いますのでご理解いただきたいと思います。

自主財源の確保ということで、先ほどは固定資産中心のお話をさせていただきましたが、今後も、ふるさと納税がいかに集まるか、こういうことも含めて、自主財源の確保にしっかり努めてまいりたい、こう思います。

あわせて、産業振興、基幹産業、キャベツ、基幹産業が伸びれば税収もふえるわけでございますので、またリーディング産業を観光ということで位置づけておりますので、産業振興を通じながら、税収がふえるように努めてまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

---

◇ 佐藤鈴江君

○議長（滝沢倅明君） 次に、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、2点ほど質問をさせていただきます。

国保運営主体が村から県へ移行することについてお聞きしたいと思います。

国民健康保険制度は、平成30年、この4月から財政単位を広域化し、新たに都道府県をその責任主体としてスタートします。今後は、都道府県と市町村は保険者として協働し、それぞれの役割と責任を果たすこととなっています。社会保険等に加入する方を省く全ての方を被保険者とする国民健康保険法は、公的医療機関制度として最後のとりでとして、国民皆保険制度を維持していくために大切な制度であります。

平成30年度以降の新制度において、群馬県が財政運営の主体として、中心的な役割を担うこととされている一方、村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理や国民健康保険税などの賦課や徴収、保健事業等の地域における手続は、引き続き村が行うこととなっていますが、運営主体が都道府県になることによるメリット、デメリットについてお聞きしたいと思います。

また、人間ドックや特定健診等の保健事業においては、村が行うこととなっているようですが、よりきめ細かな周知と徹底をしていく必要があると考えます。嬭恋村のホームページでは、今回の国民健康保険制度への周知は現段階ではされていないようですが、他の自治体では、既にホームページにアップし、わかりやすいように図柄等を用い、啓発活動をされている自治体もあります。嬭恋村としても、ホームページ等を活用し、啓発活動をお願いしたいと思います。

嬭恋村の子供たちの肥満やメタボ等の数値が、全国平均においても、全国的にワーストの状況にあるとお聞きしました。現状把握と、嬭恋村村民全体で情報を共有し、生活習慣病予防対策に取り組んでいくことは、健康長寿な村づくりに欠かせないものと思います。

ここ数年、人工透析者も増加傾向にあると聞いております。慢性腎疾患等を患い、医療機関を受診した場合、生活にも大きな支障があります。ご本人の精神的負担も大きいものと思います。ここで、将来の膨大化する医療費抑制の一環としても、保健事業の取り組みの一つ

として提案をさせていただきたいと思います。腎機能に重症化を防ぐために、特定健診後の二次健診後に微量アルブミン尿検査を実施していただきたいと提案するものです。この検査は、尿中にあるタンパク質、アルブミンを検出し、腎機能が低下していないか調べるものがあります。早期治療につなげ、人工透析が必要となる人を少しでも減らしていくために提案をするものです。村長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、婦恋村医療技術者育成奨学金制度についてお聞きしたいと思います。

村では、医師、保健師、看護師、准看護師、放射線技師、理学療法士、作業療法士等の医療技術の資格を取得し、村内の医療機関等に勤務をしようとする者に対して、修学に必要な資金奨学金を貸与することにより、本村の医療・福祉を支える人材を育成し、もって本村の地域医療等の確保及び充実に努めることを目的として施行されたものであります。

現在、この制度を利用して学業に励み、就職活動をしている学生さんがおります。この婦恋村での就職場所の確保は大変厳しい状況であります。この貸付要綱第17条で、奨学生が必要な資格を取得し、直ちに村内の医療機関等に勤務し、奨学金の返還の債務の全部を免除することができるとの要綱が定められております。奨学金を受け、勉強をしている学生にも聞いてみましたが、婦恋村で学んだことを生かすために、職場があれば、ぜひ村に帰り、働きたいと言っております。人材育成の観点から、また優秀な若い人材を婦恋村で暮らし、働いていただく環境をつくるためにも、人口対策の観点からも、婦恋村に住所を置き、広域で運営している西吾妻福祉病院等の西吾妻地域に広げていく必要があると思いますが、村長のお考えを伺います。

この制度は、婦恋村国保診療所の看護師や医師の確保のため設けられた制度でもありますが、看護師として国保診療所の現場で働くことができればいいのですが、即戦力として活躍するためには、しかるべき医療機関等で実務研修が必要との話を聞きます。他の機関でもしっかり研修をし、村で活躍する場を考えていく必要があると思いますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。また、要綱等の再考が必要だと思えます。村長のお考えで早期検討をし、改正の手続きをお願いするものであります。

以上、2点についてご質問させていただきました。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、国民健康保険の運営主体が嬭恋村から県に移行することについてというご質問に関するご質問でございました。

ご存じのように、4月1日からは35、群馬はございますが、市町村の運営主体が全て財政的な中心に群馬県を据えるということで、法律改正もございまして、今、移行の作業をやっておるところでございます。

まず、ご質問の1点目でございますけれども、市町村から県に運営主体が移行します。それについてのメリットとデメリットは何かというご質問でございました。

メリットといたしましては、広域化によりまして、国保財政の安定化や国民健康保険に関する事務の効率化が図られることでございます。個別、具体的に申しますと、年度途中において、医療費の高騰があっても、その年度に必要な保険給付費は全て県から交付されます。また、高額療養費の限度額が引き下げられる多数回該当につきましては、県全体で行われるため、県内の転居であれば、転入市町村へ引き継がれること等が掲げられるところであります。

また、反対にデメリットといたしましては、広域化以前は、保健事業の取り組みは各市町村の保険税に直結しておりましたが、広域化に伴いまして保健事業が低調になることが心配されます。また、県に納付する事業費納付金も県全体医療費の動向により、所得水準の高い市町村や医療費水準の低い市町村は負担増となる可能性があるところでございます。これらにつきましては、県のほうでは激変緩和措置ということで6年をめどに、6年間かけて、平等公平になるようにということで取り組んでおると伺っておるところでございます。

2点目の制度改正についての住民への周知の件でございました。

議員ご指摘のとおり、ホームページにも載っけておる自治体もあると聞いております。嬭恋村におきましても、少なくとも1週間以内ぐらいに、担当が今、作業をしておりますので、ホームページに上げて、村民にも理解をしていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目でございますが、腎機能の重症化予防のための微量アルブミン尿検査についてでございますが、前向きに取り組んでまいりたいと思います。詳細については、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、嬭恋村医療技術者育成奨学金制度についてでございます。

希望する生徒さんが奨学金を使っていただいて、また、その奨学金を出しますので、その方々が本村にまた戻っていただいて、いろんな技術を生かしていただき、村民の健康管理、

健康増進に努めていただけるための制度としてできておる制度でございますが、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、貸付要綱第17条でございますが、17条第1項に奨学生が必要な資格を取得し、直ちに村内の医療機関等に勤務し、奨学金の貸し付けをしていただいた期間の1.5倍の期間、継続して勤務したときには、奨学金の返還の全部を免除することができるかと規定しておるところでございます。

これは、不足する村内の医療機関などの人材確保を目的にこの制度を実施しておりますので、原則として資格を取得すると同時に、村内に勤務することとなっております。ですが、議員ご指摘のとおり、村内の医療機関などに採用がなければ勤務できないこととなりますので、そのような事情を考慮し、同条の第3条第2項におきまして、返還を開始した後においても村内の医療機関などに勤務したときは、未返還の債務を免除することとしておるところでございます。そこで、佐藤議員ご提案の優秀な若い人材に孀恋村で働いていただく環境をつくるためにも、勤務先の対象を西吾妻地区全体に拡大することや、一定期間村外で勤務した場合でも、それを認めるという免除要件の拡大、緩和をしたらどうかというご指摘ございました。そのようにしっかり取り組んでまいりたい、また、広域的にも考えたいと、医療機関等の人材確保を目的に、村税を人材育成に投資するわけでありますので、安易に拡大はできませんけれども、佐藤議員ご指摘の西吾妻福祉病院を含めた近隣町村の制度の実施状況をよく確認し、相互活用等も踏まえて検討してみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

補足を担当住民福祉課長からさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） それでは、補足説明をさせていただきます。

佐藤議員ご質問の微量アルブミン尿検査についてでございますが、これにつきましては、孀恋村では国に先駆けまして、現在は血清クレアチニンの測定を健診者全員で実施しております。また、その測定値に基づきまして、GFRを用いて腎機能低下のおそれのある方につきましては、受診勧奨あるいは受診確定を行っておるところでございます。

この微量アルブミン尿検査につきましては、数年前に実際には健診に取り入れることを検討しておりましたが、実際に、業者等と検討を重ねておりましたけれども、当時、健診会場で実際にすることはちょっと難しいということで断念をした経緯がございます。しかし、議

員ご指摘のとおり、微量アルブミン検査につきましては、糖尿病腎症の早期発見に大変有効だということは認識をしております。それですので、再度、導入に向けて今後検討してまいりたいと考えております。

また、糖尿病性腎症重症化予防につきましては、平成30年度におきまして、重点的に取り組むこととしております。今後、適切な情報提供、あるいは受診勧奨及び保健指導を行いまして、医療機関の検査、それから早期治療を促すよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） それでは、これからその検査を前向きに検討してくださるということですが、糖尿病予備軍の軽度の糖尿病の段階では、当然、自覚症状がありません。自分自身が気づかないまま病気が進行し、糖尿病慢性疾患、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害などの合併症を引き起こす可能性があります。現在では、新規透析導入者の原因の1位は糖尿病慢性腎症で約4割を占めており、糖尿病、網膜症についても、成人20歳から74歳までの失明原因の上位となっています。糖尿病を放置した結果、透析治療への移行や失明を引き起こしてしまうと、長期な医療を余儀なくされ、経済面を含め、心身的にも大変な負担となっていることを考えると、また、医療費においても1人当たり1年間500万円の医療費が必要となってくることを、そういった観点からも早期にこういった対応が必要だというふうに思っています。

また、孺恋村では、平成28年度、29年度において、慢性腎疾患で透析を受けなければならなくなってしまった方が多いと聞いております。そういった点から関しても、早期にこういったものを導入していく必要がある、また、この保険者が、孺恋村ができる特定保健健診の実施ということでもありますけれども、そういったことも含めて、村の考え方の中で位置づけることができるというふうに考えますので、これについては早期に対応していただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、もう一点、奨学金の関係ですが、もう既に始まって、初めて奨学金を受けている方は就職活動に入っております。また、もう3年生で平成30年からは4年制に行かれています方は4年生になって、既に就職活動をして、既に同級生等はまだ就職は決まっている状況であるけれども、この奨学金を使われて学校に行っている場合について、孺恋村に帰ってくれるかどうかはまだ決まらないために、就職活動も困難をきわめているという状況であります。



そういったことを考えたときに、やはり担当者レベルとしても要綱についてはもう一度再考する必要があるのではないかというご意見もお聞きしておりますので、その点について、しっかりと対応をしていただきたいというふうに思いますが、そしてまた、特定健診、また保健事業については人間ドック等の周知も、私たちも人間ドックが2万円から補助をされていると思いますが、年々、人間ドックを受けていったときに、最高限度額2万4,000円まで補助をしていただけるということが嬭恋村では実施をされているそうですが、そういった周知もしっかりとホームページ等で確認がとれるような、わかりやすいホームページの啓発活動をしていただきたいと思っておりますので、その点について、早急な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、わかりやすい点で先ほど村長のほうからも説明がありましたけれども、変わらない点については、資格管理とか高額医療費等は県内に転出した場合については、回数がカウントされるということではありますが、また、医療費等の平準化についても6年間をめどにというふうに説明がありましたが、やはり、嬭恋村にとっては国保税の高額というのはかなり厳しい問題でもあると思っておりますし、都市部においては稼働所得のある方が被保険者となっているということではありますが、嬭恋村では農業経営者を初め、稼働所得が多いという方が現実に被保険者であります。そういったところで、県内の保険料の平準化が図れるのかどうか、その点について、やはり医療費の抑制、そういったことの予防活動もしっかりと村として取り組んでいく必要があると思っておりますので、やはり6年間で保険料の平準化が図れるのかどうか、その点についても一度お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（滝沢徹明君） 佐藤鈴江さんの再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

糖尿病の関係から腎機能の早期発見の対策ということでございました。

担当課長からもお話しさせていただきましたとおり、必要だと思っております。なるべく早く対応できるように内部で検討し、また、前に進むように取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いたします。

第2点目、予防で人間ドックをもう少しふやそうということでございます。

議員ご指摘のとおり、現在も広報活動を一生懸命努めておるところでございますが、がん

検診等も含め、ドックのほうも2万4,000円ということでございますので、より一層、広報にしっかり努めていきます。そして、なるべく多くの方に受診率を上げるよう、今後もしっかり取り組んでまいりたいと、こう思います。

国保税の平準化の話でございます。

国保税につきましては、嬭恋村はここ数年、農家の皆様方の収入もあったということで、3,900名強の方が国保に加入していただいておりますけれども、所得割がございますので、農家所得の多かった方々は大きな負担を最高限度までいただいていたという状況もございます。35市町村の国保関係では、財政事情が非常に高いところと低いところとあります、そのために平準化を県のほうでは6年間かけてやるということでございます。嬭恋村は、ほかよりも国保税、負担するほうの金額も決して安いわけではございません。何とか、平準化を県ともよく協議をしながら進められるように取り組んでまいりたいと、こう思っております。

医療全体に国保税も含めまして、これからさらに医療費がかさんでくることはもう現実でございます。特定健診の話、あるいは国保税の話、あるいは医療費の平準化の話、こういう問題が本当に今日的な課題、村民に直結する課題でございますので、しっかりと今後もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

あと、奨学金の関係でございますが、先ほども広域でという話をさせていただきました。近隣の町村とも、やはり嬭恋村だけではとても医療機関が少ないということもございまして、広域に考えて、近隣の町村とも連携をしながら取り組む決意でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再々質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） 加入者の住民の生活実態をもとに措置をとること、これが国民皆保険制度の中核であります。最後のセーフティーネットである国保制度でありますので、そういったことに基づき、保健事業に係る質問など、一般会計から現在までは法定内繰り入れをしていたと思いますが、今後も保健事業に関して、一般会計より繰り入れをしていくことができるかどうか、もう一点お聞きしたいと思っております。

また、今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年をめぐり、高齢者が可能な限り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援、サービス提供体制、先ほど、土屋議員からもご質問がありましたけれども、地域包括ケアシステムの構築がより一層重要と考えております。また嬭恋村でも、これに関しては喫緊の課題であります。

また、平成30年度予算編成に当たって、議会よりも窓口の一本化ということをご提案させていただいております。そういった観点からも、包括ケアシステム、また包括ケアセンターがどのような役割を果たしているか、きっちりと住民の方にはわかるように広報をしていく必要があると思いますので、その点についても、先ほど10日以内にホームページにアップしていくというふうにご回答をいただきました。その点に関しても、しっかりときっちりやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、窓口の一本化においては、社会福祉士を平成30年度から設置をしていくということですが、より一層、今後、婦恋村、また村長として、包括ケアシステムの構築に向けての再度どのようなお考えか。

また、介護保険が平成30年度第7期計画がスタートします。それに当たっては、標準保険料は前回同様、今回の改定においては変わらないということで、我々、保険者にとっては大変喜ばしいことではあると思いますが、今後、また8期の計画を立てる3年後の計画のときは、やはり策定会議等でも標準保険料は8,000円ぐらいに上がるというふうにお聞きしておりますので、そういったときの住民の負担はかなり大きいものと考えます。そういった観点から、やはり長期的な予防事業、そういったところの村としてきちっと早期に手を打っていく必要があると思いますので、その点に関して、もう一度包括ケアシステムの点と、また保険料等の高騰に関して、村が打っていくべき手段、施策をもしあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

奨学金については、前向きな検討をいただけるということですので、早期に実施をしていただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝沢徹明君） 佐藤鈴江さんの再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国民健康保険の関係でございますけれども、現在、婦恋村で人口がざっくりですけれども9,700人、そのうち、3,900人強が国民健康保険に加入しておるところでございます。先ほど、国保が最低限のセーフティーネットの基本だというご指摘をいただきましたが、私もそのとおりだと思っております。国保につきましても、国全体では、ことし、今国会でも審議していただいておりますけれども、3,400億円を国民健康保険に充てるということで、国保連を通じまして、国のほうにも要望しておるところでございます。本当に困った方々を中心

に、また、セーフティーネットという意味からしますと、国保はしっかり取り組む必要があると考えておるところでございます。それについての一般会計からの繰り入れというご指摘がございました。どうするのかというご指摘でございました。本当は、独立会計でできれば一番いいところでございますけれども、財政全体を考えますと、平準化する意味からも、必要なら一般会計から投入する状況も必要なかなと思っております。

それから、関連で介護計画のお話でございました。

現在、3年に一度介護計画は見直しをするということで、現在、介護計画をつくっておるところであります。当初、1カ月2,600円という状況だったのですが、現在は5,000円を超えておると。今、佐藤議員ご指摘のとおり、これが8,000円になるんじゃないかというご指摘でございました。先ほど来、2025年問題、あるいは75歳の人口が相当ふえる、この時期どうするんだという意見も、ご質問もあったわけですが、介護につきましても、本来は国は上げないということで制度設計が原点はできておりましたが、現実には1つ制度ができると、どんどん介護もお金も財政も厳しいという状況なので、誰が負担するかというと、国民が負担するという現実があるわけでございます。

何とか、国が法律で決めてくる制度が原則でございますけれども、村としてどうするんだというご意見だと思います。先ほど来、土屋議員も含めてでございますが、やはり高齢化社会について、今は何が一番必要かということ、地域包括的なケアシステム、あるいは包括的なケアセンター、この機能をいかにするかということだと思っております。それには、やっぱりマンパワーがどうしても不足しておるのもこれも現実でございます。そういう意味から、マンパワー確保のために、税金を投入して奨学金制度もつくっておるという状況であります。これらを全体的によくしっかりと政策的に考えて、政策の整合性を持たせて、やはり予防、あるいは特定健診、こういうものが非常に重要な状況だと思っております。健康寿命のお話もございましたが、やはり、しっかりと多くの村民の皆様方に広報を行い、そして健診をしっかり受けていただき、村民に広報をしっかりして、予防をしっかりしていただきたいと考えております。

窓口の一本化というご指摘でございました。

庁内で現在、検討をしております。窓口を誰が来てもさっと対応できる窓口というご意見でございますので、現在、今、検討しておりますので、またご報告できればと考えております。

いずれにいたしましても、超高齢化社会においては、包括的なケアシステムをいかに充実

した形でできるか、これに尽きると私も思っておりますので、議員の皆様方のご理解もいただきながら、しっかり対応してまいりたい、こう思いますので、よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

---

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（滝沢倅明君） 次に、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔8番 伊藤洋子君登壇〕

○8番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

3月というこの時期、頭によぎるのは7年前の東日本大震災のことです。2万人以上の犠牲者、いまだに避難生活を余儀なくされている方々は7万人以上とされています。こうした方々に一日も早く平常の生活が戻ってくることを願ってやみません。

さて、3月議会は、来年度予算を審議するとりわけ大事な議会です。私は、村民の皆様から預かった税金を、より多くの方々の暮らしや営業を守れるように、そしてより多くの方々が婦恋村に住んでよかったと思えるような予算にしたいという気持ちで予算審査に臨みました。平成30年度予算は12日に可決されました。私は、今後、予算が執行されるに当たっては、村民が主人公であることを基本に、婦恋村がより住みよい村になるように、折に触れ意見を上げていきたいと考えています。その決意を述べて質問に移ります。

初めに、村長の政治姿勢についてお伺いします。

この質問で訂正がありますのでよろしくお願い致します。文章の中に、某団体とありましたが、某会と直していただきますようお願い致します。

質問に移ります。

3月議会に向けての議会運営委員会は2月27日に行われ、3月議会の日程や案件の確認を行い、6日から開会ということになりました。ところが、5日に議会事務局より議案の取り下げがあるので、あす、議会開会前に議会運営委員会を開きますという連絡がありました。その案件は、人事案件の取り下げでした。その後、本会議の後に設定された予算審査特別委員会中に、また議案の取り下げという事態になり、3回目の議会運営委員会を行いました。これまでも、議会中に議案を取り下げたことがありましたが、特に、今回の案件は来年度

予算という大事な案件、まして、とても心配りが必要な人事案件などがありました。当局は、予算については昨年から話し合いを積み重ねてきての提案だったと思います。このようなことは、ほかの自治体では余りないようです。今回のこの出来事について、何点か村長にお聞きします。

まず、1点目は、なぜこのようなことになったのか、村長自身が考えて反省すべきこと、今後に生かすことなど、検討されたことをお答えください。

2点目として、私は村長が日ごろ言葉にしていることと行動が一致していないことが今回の結果を招いた一つの要因だと考えています。例として挙げるなら、議会初日に、村長の3月議会に向けてという挨拶の中で、謙虚に受けとめて村政を云々と話されていきました。そのとおりに行動していたら、職員や議員一人一人の言葉を受けとめ合いながら話を進めるので、多少の違いがあっても行き違うこともなく、信頼関係ができると思います。また、説明責任を果たすということもいつも言われます。できるだけ早く対応するなら信頼が構築されるので、ある会からの抗議書が送られてくることもなかったと思います。自分が放つ言葉に責任を持つことについて、以前にも質問で取り上げましたが、覚えているでしょうか。それ以降、村長はどのように努力されたのか、具体的にお答えください。

3点目として、毎月、役場玄関に今月の言葉を掲示しています。毎月、いい言葉が掲示されているので、私も参考にすることもあります。全庁が一体になって取り組むことは、役場の変革になると考えます。そこでお聞きします。これはどんな目的で始めたのか、どのように決めて、どんな形で取り組んでいるのか、職員との関係なども含めてお願いします。また目的に対して、どんな結果になっているのか、効果などを具体的に説明をお願いいたします。

3つ目の質問、職員の働き方についてに移ります。

この問題は、国会でも審議されています。職員の働き方は住民サービスの向上にとって大事な問題です。以前、この質問の最後に職員の勤務時間把握のためにタイムカードの導入を求めたところ、今年度から実施されています。タイムカードを導入したことにより、職員の働く実態を把握できたとか、そのことで何か対処することがあったとか、利点があるのかどうかお聞かせください。

また、担当する仕事によっては、日曜日の仕事も多いと思います。そのときの休日出勤に対してどう対処されているのか、日曜日は公的な休日となっているので待遇は考えていかなければいけないと思いますので、そのことについても説明をしてください。

最近、教職員の働き方が問題になっており、過労死を招くのではとも言われています。婦

恋村内の小中学校の実態はどうなっているのか、お聞かせください。通告では、タイムカードはなく、実態調査もないような文章にして申しわけありません。教職員の働く実情など、わかっていることがありましたら説明をお願いします。

3つ目の質問、婦恋の集いの実施についてです。

以前、この質問を行ったときに、前向きに検討し、実施できるようならしたいという内容の答弁でした。今、婦恋村に引かれて移住してくる方もふえていると聞きました。これまでの取り組みの効果かとも思います。さらに、より多くの方々に婦恋村のよさを知っていただき、開発されつつある特産品をより多くの方々に広める取り組みが必要です。その一つの方法として、以前行っていた婦恋の集いの実施を再度求めるものです。村長がよく言われるように、今、婦恋村は多くの自治体、大学との交流を行っています。また、キャベツ大使の方々もいます。こうした方々や婦恋村出身者が一堂に会して語り、触れ合うことで婦恋村をより広く発信できると考えます。ぜひ、実現してほしいと思いますが、以前の質問以降、検討したこと、今回の質問に対する検討結果などをお答えください。

4つ目の質問、鎌原観音堂周辺整備の進め方についてです。

3月議会の予算審査の中で、来年度、村が取り組む一大事業として挙げたのが鎌原観音堂周辺整備事業です。予算審査途中で、当局がこの予算を取り下げるという混乱がありました。莫大な予算を使って行うこの事業の失敗は許されないと誰もが考えていると思います。そこで、今後の進め方として、これまでの検討グループに商工会や婦恋農協、東部地区農業者特産品販売者などの方々が参加したプロジェクトを組織し、より多くの知恵をかりて進めることを提案します。村長の考えをお聞かせください。

以上、明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、村長の政治姿勢を問うということでもございました。議会運営委員会にご指導いただき、議会の日程等をご審議いただくわけでもございます。議会運営委員会は当初の会議ということでもございます。ご存じのように、今日、国会でも国のほうでも、議会運営委員会が随時、毎日議論をされておるようでもございます。重要案件があれば、やっぱり議会運営委員会に諮る手順をしっかりと議運の皆様方にご指導いただいで進めるの

が議会の原則だと、私も思っておるところでございます。

その中で、提案をして、こういうふうに進めたいという話でございますが、話し合いをする過程の中で、これはこうだという意見が出てくるのもよくあることだと、これが現実の行政だと思っております。よく事前に話し合い、またよく事前に説明を申し上げて、また謙虚な気持ちで説明責任をしっかりと果たすと、これは我々に課せられた、私に課せられた義務だと思っております。十分でないことも多々あるわけでございますけれども、今回は、特に予算関係につきましては、賛成多数で一般会計予算をお決めいただきました。賛成なされた議員の皆様には、心から厚く御礼を申し上げたいと思っておるところでございます。今後も政治姿勢、今申しましたように、よく話し合い、謙虚に受けとめ、説明責任を果たすというつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目で、今月の言葉ということでございますが、これは、平成19年7月から毎日、各担当課は月の初めの月例の朝礼、全職員の前で、持ち回りで各課が提案をして、各職員に今月の標語と、今月の言葉ということで続けてきたところでございます。この意義でございますけれども、やはりいろんな職員から今月の言葉と発表することによって、発表する本人も非常に勉強になると思えますし、また、聞くほうの方々も本当にいい勉強になるなど私も思っております。今後においても、職員の士気を上げること、あるいは職員の意識の向上、あるいは職員はお客様に接する接し方、こういうものもみんなで勉強をして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

関連いたしますが、挨拶課という、これは内部の課ということでつくらせていただいております。若い職員がこれも毎日、朝、朝礼で発言をして、きょうはこういうふうにしましようとかという話もさせてもらっております。今月の言葉、あるいは挨拶課、こういうものは、今後も職員研修を含めて、しっかりとまた今後も取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

職員の働き方改革でございますが、タイムカードのお話もございました。タイムカードにつきましては、私が就任したとき、もう既にタイムカードを設置するという条例ができておったわけでございます。そんな中、こここのところ、働き方改革というようなこともありまして職員の方々と話をする中で、導入して実績を積んでみようという話で現在進めております。担当課長から、今までの経緯も含めまして、今後のあり方についてもお話をさせてもらえたらと思っております。

教職員の関係につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。



タイトルの大きな3点目でございますが、婦恋の集いの実施についてというご質問でございました。

第1回ふるさと婦恋の集いは、平成7年11月に婦恋村観光協会が首都圏在住の婦恋村出身者などに村の紹介や観光PRへの協力をお願いするため開催をいたしました。その後、東京で4回開催されまして、平成12年に婦恋プリンスホテルで行われた婦恋村観光協会50周年記念式典を最後に現在まで実施されておられません。

この件につきましては、平成27年6月議会で伊藤議員からご質問がありましたが、その時点で既に休止から15年以上経過しております。新たな住所録を作成するには、個人情報の問題もあり、その後、具体的に進展しておらないのが現状でございます。現在では、村のホームページやSNSに告知するなど、集い開催の周知や参加者を募集する方法があると思われませんが、当時から会費が安い一流ホテルでの会食会や同級会風のパーティーとなり、開催目的から若干、ずれが生じているというご意見もあったようでございます。

キャベツ大使につきましては、毎年懇談会を開催し、観光振興や村の活性化に向けた提案をいただいております。実施できれば、参加者と有意義な意見交換をすることが可能だと考えております。

本村出身で首都圏在住の皆さんや、別荘等を所有されている方は、さまざまな情報や人脈を持っている方が多数いらっしゃいます。それだけに、行事を実施しただけで終わらないような集いにするためにも、婦恋村観光協会や関係する諸団体の皆様のご意見を賜り、英知やご協力をいただいた中で、今後の開催するか否かにつきまして、協議をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第4点目の大きなご質問、鎌原観音堂周辺整備の進め方についてのご質問でございました。

鎌原観音堂周辺整備につきましては、議会のご意見も伺いながら、具体的な計画の立案に向け、取り組んでまいりました。庁内では、この地域を鎌原観音堂並びに郷土資料館を中心とした文教ゾーンとして位置づけ、来訪者には二、三時間滞在してもらえるエリアとするため、食事場所や農産物直売所などの整備を目指し、検討を行ってまいりました。

そうした中で、平成30年度当初予算に野菜直売所新設などの関連予算を計上させていただきました。現在、村ではそれらの施設を運営する事業主体として、仮称でございますが、婦恋農業活性化推進機構の組織化を目指して、関係する皆さんと協議を始めてきておるところでございます。この組織には、まだ協力の依頼はしておりませんが、JA婦恋村、あるいは商工会、観光協会などといった実績豊富な団体の皆さんや、特産品の開発、販売をさ

れている方にも加わっていただき、運営できたらと考えておるところでございます。

また、観音堂周辺の全体計画策定につきましても、議会や教育機関等、関係する皆さんの英知をいただきながら、早急に策定していき、前に進むよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。議員の皆様方のまたご意見もしっかり承りながら進めたいと思いますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 教育長。

〔教育長 黒岩優行君登壇〕

○教育長（黒岩優行君） 伊藤議員さんの教職員の働き方についての質問に対する回答をさせていただきます。

皆さんもご存じのように、3月14日の上毛新聞の一面に、部活動の運用に関する課題という形で載っていたと思います。現在、群馬県教育委員会では、教職員の多忙化解消に向けての取り組みを検討しています。

その中で、5つについて提言をさせていただいています。1として、業務に専念のできる環境の確保について。2として、部活動の負担軽減についてということ。3つ目として、長時間労働という働き方の改善について。4として、労働安全衛生管理体制の整備について。5として、学校の閉庁日の設定についてということで提言が既にされております。それを受けて、嬭恋村の村内の小中学校につきましては、現在、試行期間中ではありますが、県の教育委員会で作りました勤務時間記録表というコンピューターによる勤務時間の管理を始めました。まだ、試行期間で3学期から始めておりますので、細かい実態についてはまとも次第、報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、職員の働き方についてお答えさせていただきます。

まず、タイムカードの導入についてでございますが、昨年5月に試験運用いたしまして、6月から本格に実施することといたしております。庁内においてでございますが、データで集計することができ、庁外についてはカードで一覧を集計しまして、管理・運用をしております。運用を開始してからまだ1年経過していないことから、十分な実態把握はできておりませんが、勤務時間について各課、係での勤務状況が若干ではございますが把握ができるようになってきていると感じております。引き続き運用していくことで、さらなる実態把握が

できるようになるかと考えておりますので、この勤務状況を確認しながら、今後、人事配置等に活用していきたいと考えているところでございます。

また、休日の勤務についてのご質問でございますが、婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、対応をしております。議員ご指摘のとおり、課によっては休日勤務が生じてしまうところでございますが、基本的には休日勤務は代休処理として、休日比率を加えて運用をさせていただいているところでございます。職員の働きやすい環境は、事務の効率化にもつながることですから、今後においても、引き続き、職場環境の向上に努めていきたいと考えております。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 村長には、村長の政治姿勢では3点あったわけですがけれども、1点目については答えていないし、謙虚に受けとめてとか説明責任とか、ふだん3Sということで、サービス、スピード、スマイルとかお話ししているわけですがけれども、疑問な点が多いんですけれども、まず、1点目のことで、村長自身、今回の3月議会でこうして3回も議会運営委員会を開くようになったのはなぜかというところを本当に反省して分析してみたのかどうか、その点についてはまだ答えていないので、お願いしたいと思います。

それから、2点目については、今後も謙虚に受けとめてとか、説明責任を果たすということでしたけれども、先ほどの話したある会に対しては、それでは説明責任を果たしたのかどうか、それは去年の10月10日の出来事からのことなので、今さらやっていないということでおかしいと思いますけれども、その辺について、きちんと説明責任を果たされているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、3点目の役場玄関の言葉ですがけれども、私がお聞きしたかったのは、そういうことをやっていて本当に職員が今月の言葉に沿ってされているのかどうかとか、そういう分析をして、どんないい結果があったのか、その点についての説明をお聞きしたんですけれども、答えていただければと思います。

それから、職員の働き方では、国会のほうでも今問題になっている森友学園でも、自殺された方は月100時間だったということを聞いています。一応、労働基準法では週15時間、月45時間、年360となっていますけれども、その中でも、例えば月80時間でも、毎回続くとそれはやっぱり疲労につながったり精神的にまいるということがありますので、その辺で、以前私は労働組合のほうからデータを寄せたときに、やっぱり360時間に近い数字もあったの

で、今、総務課長からあったように、これから分析してきちんと対応していくということだったんで、それはきちんとお願いしたいと思います。

それから、休日出勤についてですけれども、きちんと代休をとって、あと休日の法的休日のほかの割合をちゃんとプラスしているということでしたけれども、代休が本当にちゃんととれているのか、仕事がどんどん重なっていけばなかなかとれないという声もちらちら聞こえてくるので、その辺で代休がきちんととれているかどうか把握されているかどうかお聞きしたいと思います。

それから、教職員については、本当に私も心配なんですけれども、私の知り合いの知り合いが教師のことを聞いて、朝も早いし、それから何か帰ってくるのが毎日7時とか8時だよということでは、本当に今後心配なのと思ってこの質問をしたわけなんですけれども、先ほどの答弁で、群馬県のほうでも取り組み始めたということですので、これはぜひ、嬭恋村から過労死を出さない取り組みの一つとして、今後、現状把握やら教員をふやすとか対応をしつかりやっていただきたいということで要望しておきたいと思います。

それから、嬭恋の集いなんですけれども、村長に質問したのは、私が以前質問した後以降の検討はどうだったのか、今度検討した結果はどうだったのかというと、それも含めて、今後協議していくということになっているんですけれども、じゃ、以前の質問のときには協議してくれなかったのか、やっぱりそこら辺の経緯もきちんとお聞きしたいと思います。

それから、これを私がなぜ質問したかというのは、先ほど、何人かの方からもふるさと納税のことも意見としてふやしていきたいとか出されましたけれども、ふるさと納税を納めている方々に聞くと、やっぱり村とのつながりというか、ふだんからのつながりみたいなものないとか、例えば別荘地の方だと、道をよくしてもらわないとか、そういう本当に日常を村がどれだけそういう人たちのかかわりを多くしていけばふるさと納税もふえることもあるんじゃないかというのを思いも感じたことと、やっぱり決められた人たちだけでやっているし、下條村でもやっていると言いましたけれども、そういったところでは、村の特産品、新しいものとか全部広げて、その場でも直売したりとかするから、そうすると本当にどんどん口コミ等でも広がっていくということでは、今後の村の鎌原観音堂との関係、周辺整備とも関連していいと思いますので、また答弁としては、今後協議していくことのでしたので、ぜひこれは積極的に進めていただきたいなと思います。ただただ、つまごい祭りに招待して、年1回だけ会するだけじゃなくて、そういった大きな目的も持って集いを開く

ことが必要かと思いますので、再度、この辺への熱意を村長からお聞きしたいと思います。

それから、鎌原観音堂周辺整備の進め方ですけれども、私の言葉足らずかわからないんですけれども、今現在、この間、議会に示されたのでは観音堂プロジェクトということでなっていて、その下には総合政策と農林振興課と観光商工課ということで書かれています。プロジェクトがここの中に書かれているのだけでやるんじゃないで、やっぱりもうちょっと商工会の方がいけば、こうゆう商売をするにはバーコードをこういうふうを導入できるとか、例えば金融機関がいれば、こういう事業をやるのにはこんなふうにできるよとか、そういう多くの人たちの知恵が集まって、あの一带をどうするかというのプロジェクトを私は開く。この推進機構は、そのプロジェクトの結果できる予定の推進機構で、その推進機構ができたときに周りにいろんなみずほの会とか奉仕会とか農協さん、商工会さんとか、皆さんが協力するというふうになるので、あの周り一带を推進機構の形もとっていかとか何か、いろんな形の基礎をテーマから、そしてどんな方法でやっていくのかと基礎的な部分を私はやっぱり多くの人たちの知恵をかりて、立ち上げていくことが必要だと思うんです。それででき上がるものがこの推進機構として具体的な活動部隊としてやっていくんだと思うので、その事前の話し合いをより多くの人たちでやっていくのがよりベターなのではないかということで述べましたので、もう一度、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、村長の政治姿勢を問うということでございます。

議運の関係で取り下げということがあったのも現実でございますし、また、話し合いの中で議運の議員の皆様方には、大変なご指導もいただきました。双方でよく議論をした結果、そのように進めさせてきたということでございます。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど説明責任を果たすということで、謙虚にという話もさせていただきましたが、某会からのということについてでございますけれども、やっと先方のトップの方とも連絡がとれました。なかなか調整できなかつたんですけれども、近日中にお会いをして、経緯等も説明させてもらうという段取りになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、今月の言葉ということですが、こちらに平成19年7月以降、毎月、毎月の

言葉が一覧表がございます。これを私も読み直してみて、毎月、毎月すごいことをやっているなという感じを持っております。一人一人担当がこの言葉をお話するには、それなりの意義を説明したり、今月はこういう意義にのっかって頑張っていこうというようなことを全職員の前で1人ずつが発表するわけでございます。それなりに発表した本人も、また聞いている人間も、この職員はこういうことを考えているのかというようなことも、よくお互いになるほどということも多々あるわけでございます。ぜひともこれは、今後も継続して毎月、今月の標語ということで努めてまいりたい、また意義、目的と言っていますけれども、職員の一体感の醸成、職員の相互の信頼、こういうためにも必要だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

働き方改革の関係ですが、先ほど、タイムカード及び関連することにつきまして、総務課長からお話をさせていただきました。国会のほうでも、今、議論をされておるところでございます。特に、教職員の関係については、先ほど教育長からお話しさせていただきましたとおり、しっかりと今、プランニングを県と全体と連携しながら取り組んでおると思っております。今後も、職員の働きかた、時間外、あるいは代休等については、しっかりと職員の意見も聞きながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

婦恋の集いでございますけれども、これからはやはり交流人口をいかにふやすか、定住人口はなかなか急にふえる状況にはございません。したがって、交流人口をいかにふやすか、その一つの手段として、婦恋村出身者の皆さんを当時、婦恋の集いということでやったということは確認しておるところでございます。当時、たまたまプリンスホテルのほうが非常に安くご利用できたということもお伺いしておりますし、また、同窓会の方々がまた別途、その延長線で会を、同窓会的なこともやったということも聞いておるところでございます。費用対効果があれば、当然やるべきだと思っておりますし、現在、大学との交流、あるいは姉妹都市の交流、あるいは横浜の中区等の交流等も、あるいは周辺の自治体とは定住自立圏ということで、上田市を中心とする6自治体との交流もあります。そういう中、全体で交流人口をふやす、こういうつもりで今後も取り組みますが、先ほど申しましたように、婦恋の集いにつきましては、過去の点もやっぱり反省すべき点がある、また費用対効果はどうだったのかということもありますので、その辺も含めまして、今後、検討を加えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

鎌原観音堂の件でございますが、周辺整備につきましては、3課でとりあえずたたき台の案ということで、過日、議会のほうには議員の皆様にご提案をとりあえずさせていただきますし

た。今、しっかりと事業主体を組むべく、協議をさせていただいております。事業主体をしっかりと組んで、法人格をとって、それに農協さん、商工会さん、あるいは大学等の教育関係のおつき合いのあるところ、あるいはシルバー人材センター、あるいはその他、商工会で商品開発をやっている皆様方、あるいは関連する観光客や別荘の移住者、あるいは鎌原のおにぎりの会とかボランティアの会とか、鎌原の奉仕会の皆さんとか、鎌原みずほの会とかいろんな組織がありますので、そういう皆さんとしっかりと連携できる中で取り組んでまいりたい、それには中心となる、今までは鎌原地区活性化協議会という形で、中心的に鎌原地区の区長さんを中心とした会で今までご指導いただいておりますけれども、全村的にやるということでございまして、鎌原というのではなく、孺恋農業活性化推進機構というようなことで、今、イメージを考えておるところでございます。しっかりとした事業主体を一日も早くつくり上げ、いろんな諸団体の皆様方のご理解とご協力をいただけますように努めてまいりたい、そのために事業主体だけはしっかりとご指導いただきながら、設立に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長、代休。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、代休のとれているかというご質問でございますけれども、課によってになると思うんですが、なかなか行事の多い課については、非常に難しい状況ではあるんですが、おおむね取得できているのかなという認識でございます。また、課長会議等の中でも、こういったことについてはできるだけ職員がとれるように、そういった環境整備をみんなですていしましょうということで統一をしているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 1つ目の質問ですけれども、村長は、自分の言ったことには責任を持っていると思っているから、これ以上言ってもだめかなと思いますので、ただ、今後やっぱり言葉にした意味をきちんと吟味して、それを自分で考えて行動していかないと、職員とも、それから議会とも信頼関係は崩れていくだけだと思います。それは、今後に向けて村長に努力していただくということで、最後に訴えておきたいと思います。

それから、先ほど、傍聴の方々には通じにくいかなと思うんですけれども、ある会というところでは、それは私も実は事前にこうなったというのは聞いているんですけれども、私としては、ある会は大きな組織だから説明するのか、それでは、たしか何日だったか、その周

辺の人たちも、個人個人も集められたわけですがけれども、そうした人たちの説明はないのかというのでは、村長はどうしても大きなところには気を配るけれども、一人一人のそういう一生懸命やった人たちに対する対処が足りないんじゃないかなというのを改めてまた感じたところなので、その点について、村長から一言、答弁をお願いしたいと思います。

それから、職員の働き方では、今、総務課長も今後も休日のとり方とかも考えていくということでしたので、せっかくタイムカードを取り入れてやっていますので、先ほども教職員のところでお話しましたがけれども、本当に実情をしっかりとつかんで、婦恋村から過労死を出さないという立場で、今後もそういった労働管理、職員管理をきちんと行っていくことを求めておきたいと思います。

それから、婦恋の集いについては、協議してくださるということでしたけれども、村長から費用対効果というのもありましたけれども、私はずっと見てきているとあると思いますし、そういう会があると、例えば東京のほうに兄弟で出ていると、兄弟同士も会ったりして、これをお土産にとかというので広がりには確実にあると思いますので、積極的にやっていただきたいと思います。それで、次回のときには、次回というか結果をきちんと出していただきたいと思います。

それから、鎌原観音堂周辺整備の進め方は、やはり私の言いたいことがまだ伝わっていないけれども、今、3つの会と教育委員会が入ってやっているんですけども、そのプロジェクトというところにいろんな関係者を入れて、それででき上がるのがこうした推進機構というところに、じゃ、ところを任せようかというふうにその基礎的な話し合いの部分をもっと多くの人の知恵をかりたらいいんじゃないかというのが私の提案なんですけれども、それが村長に伝わっていないのかなと思いますけれども、もう一度、その点については聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再々質問に対する答弁を求めます。

2点です、お願いします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、政治姿勢を問うということでございます。

議会に対しましても、また村民に対しましても謙虚に説明責任も果たしてまいりたいと思いますし、政策を執行するにつきましては、決定する段階でいろんな考え方がある中で、やはり、議会の皆様方も村民に選ばれた皆様方でございますので、その意見はその意見でしっ



かり確認しながら、また決めてまいりたい、こう思いますのでご理解をいただきたいと思  
います。

一番最後の鎌原の関係でございますが、話し合いをする段階でいろんな団体もご参加いた  
だいたらいかがかということでございます。いろんな団体に、既に資料をいただいたり、商  
工会のほうについては、どういうメンバーがいるのかとかというような資料もいただいたり、  
現にもうお話はさせていただきながら、現在の組織体系を考えてきたところでございます。  
一日も早く、いずれにいたしましても事業主体をしっかり確立する、そして予算を執行する、  
こういうことになってくると思われまますので、いろんな団体の皆様方にも並行しながら、ま  
たいろんな意見をいただきながら、事業主体の設立に向けて取り組んでまいりたい、こう思  
いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時02分

○議長（滝沢倅明君） 傍聴席の皆様、大変ご苦労さまです。

再開いたします。

---

◇ 大久保 守 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

〔9番 大久保 守君登壇〕

○9番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき  
質問をさせていただきます。

まず最初に、村有地の管理についてであります。

婦恋村は、言うまでもなく総面積は337.51キロ平方メートルであり、そしてそのうちの

約23キロ平方メートルが村有地であります。私は、ちょうど1年前に細原地区の農村地域工業等導入促進法によって、求めてある工業用団地の土地についてお尋ねをいたしました。土地の面積は7万636平米、そのうち3万6,390平米が村有地であり、いまだに買い手はついておらず、企業の立地は皆無であり、37年間塩漬けになっている現状を踏まえ、この工業用団地を墓地用地に活用すべきであると主張する中、目的変更することとなりましたが、村自体が農地を所有しているということはありませんと指摘を受けたりして、なかなか変更することは難しいとの考えを示されておりましたが、地目の変更をし、一般財産にしておくべきとのことで、今手続をしておる最中であると思いますが、農地に関しても管理のずさんさが露呈した格好になってまいりました。

また、今回、孺恋高校の支援の一環として、総合グラウンドの旧弓道場跡地に孺恋浅間寮を建設しております。建設時に、河川があるために建設位置に対して建築確認許可は大丈夫であるか調査したところ、今回の建設場所には係っておらず大丈夫でしたが、国の土地が細長く総合グラウンドに入っていることが判明いたしました。このように、孺恋村内において、国の白地があったり、また村有地の登記をなされていない土地や村民の方が知らずに隣地の村有地を利用していたりする例もあつたりすると思います。いずれにいたしましても、村有地は村の村民の財産でもありますので、しっかりと管理すべきだと思いますがいかがでしょうか。

そこで、まず第1に、当局はこのような白地や未登記村有地を把握なされ、台帳等の製作をなされておるのかお尋ねいたします。

第2に、このような土地を把握していようがいまいが、管理をするための調査をすべきであらうと思いますが、調査をなされておられるのかお尋ねいたします。

第3に、国の白地に関しては、必要であれば購入したりすべきでありますし、村有地においては、近隣の方が使用しておれば、売却するなりすべきであると思いますがお尋ねいたします。

そして、工業用団地のその後のどうなっておるのかもお尋ねいたします。

次に、課の設置についてお尋ねいたします。

まずは、監査委員会についてであります。

私は、以前から予算を持ち、執行者の総務課が監査委員会を配下に置き、月例監査、決算監査をするのはおかしいと述べてまいりました。4年前、私が議長職をさせていただいておるときにも当局に伺ったことがありますが、去年の4月、課の再編成の辞令を出し

たときに、総務課の分離と建設課と上下水道の合併、そして監査委員会も移動させるとの計画を当局は提示しましたが、一般会計の建設課と特別会計の上下水道課を一緒にすべきではないと議会より注文が付き、当局は議会にも提出させずに流してしまいました。村長はそのとき、監査委員会だけでもお願いに来るだろうと思っておりましたが、結局ナシのつぶてであり、今も総務課に残したままであります。そこで、村長は監査委員の移動の質問に対して、対処しますとの答弁であったにもかかわらず、なぜ、監査委員を今も総務課に置いておるのかお尋ねいたします。

今回、観光商工課が三原の観光会館へ移動するとのことが議会の中で承認され、4月より観光会館に移動いたします。観光課の部屋には国土調査係が入り、国調職員がいたところに上信道対策室を持つてくるとの説明がありました。今回、上信道対策室長に国交省より出向で1名来られるとの話であります。私は、12月号の議会報で上信自動車道について、産建の委員長として寄稿させてもらいました。整備区間になるには相当の努力と時間が必要であること、終着点である長野県側の考えを早々に示してもらうことが最優先であるとのこと、それには嬭恋村長、上田市長、東御市長の3者の会談が不可欠であり、上田市長の母袋市長は年度末には退任なされるので、早急にしてもらいたいとお願いしておきましたが、会談はなされたのかお尋ねいたします。

また、村長は村民の前で、来年には長野原嬭恋バイパス区間が整備区間になりますと話されますが、実際に来年度には整備区間になるのか、その根拠をお示してください。その後、嬭恋バイパス区間も整備区間になりますと言っておられますが、これについても根拠をお示してください。村民の方々は、村長が話すのだからそうだろうということになりますが、実際には違ってればがっかりいたします。正確な情報の上に立ち、話されておられるのかお尋ねいたします。

また、今回、国交省から来られる室長の対策室としてのどのような体制をとられるのか、現在も上信道対策室はありますが、どう違ってくるのか、また、室長に何を望まれるのかお尋ねいたします。

以上の質問に対し、明快なる答弁を求めます。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保守議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、村有地の管理についてのご質問でございました。

白地についてでございますけれども、既に、河川法、道路法などの適用または準用を受けない法令外公共物である道路、水路、ため池などは、平成12年に施行されました地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法でございますが、これに基づきまして、現に機能を有していたものにつきましては、平成17年3月末までに市町村に移管されておるところでございます。機能を喪失していた法定外公共物は、財務省が管理することとなっております。

法定外公共物以外の土地で、登記事項証明書がなく、地図に地番のついていないものが白地、いわゆる脱落地となりまして、これは国有地である可能性が高いかと思われまます。この場合、国有地であるかを調査する必要がありますが、国有地である場合は所管官庁の特定、国有地以外だった場合は所有者の特定が必須となりますが、それぞれ相応の証拠がない限り、特定は困難な状況でございます。

村においては、現に利用している部分についての白地はないと認識しておりますが、有無について確認を再度させておりますので、またご報告させていただきたいと思っております。

また、村有地の売却につきましては、普通財産であれば購入希望者があった場合には、近隣の方などから同意をいただき、売却に応じておるところでございます。

関連をいたしまして、村有地の管理でございますが、そのうちの細原の農村工業導入用地の件でございます。

現在、細原の農業地域工業導入地には、事業未実施による農地法第5条と農村地域工業導入促進法の2本の網がかかっておるところでございます。そのため、農地法の網を外すためには、現在申請している工業導入地としてそれを完成させるか、あるいは農地法第5条の変更申請を行いまして、新しい事業申請を行い、その事業を完成させ、群馬県の承認を得た後に網を外す、この二通りの方法がございます。現在、除雪ターミナルや公園墓地などに変更申請すべく検討中でございます。農村地域工業導入法の網は農地法と並行して外す手続を行う予定でございます。事業の完了が必要なため、費用がなるべくかからない計画を現在検討しておるところでございます。

続きまして、村有地の管理についてで、嬭恋高校の嬭恋浅間寮の件でございます。

嬭恋浅間寮は3月20日の竣工を目指し、現在、建築工事が進められております。ご指摘のように、ツーユニット用の8部屋を追加すると、内務省の土地に建築の一部がかかるのは実態でございます。しかし、この内務省名義の土地と隣接する河川側の道は昭和49年から嬭恋

村が中之条土木事務所に河川占用し、今日まで無償で借りておる土地でございます。このため、この土地に孀恋浅間寮を増築いたしましても、変更申請で許可を得れば建築は可能との中之条土木事務所のほうからご教授をいただいております。また、周辺土地で現地と公図が一致しない箇所につきましては、新たな開発などにより、整地が必要になったときに行えばよいのではないかと土木のほうからはご意見をいただいております。いずれにいたしましても、将来にはどこかの時点でこの国有地、中に入っておる土地につきましては、決着をせねばならんなど考えておるところでございます。

前橋の財務事務所のほうにもお伺いいたしまして、所長さんとも、現在、協議をさせていただいておりますが、四十数年間、平穩無事に村があそこの土地を村のものだと思って占有し、使用してきたという事実もございますので、謙虚に、よくご報告を申し上げて、財務局のほうのご意見も賜りながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

課の設置の件でございます。

大久保議員は前回の、1年前だったでございますか、この件についてご質問をいただいたところでございます。

現在、監査委員会につきましては、総務課に残したままの状態でございます。課のあり方については、大久保議員ご指摘のとおり、今回また、上信自動車道の対策室ということで、国土交通省からもお迎えするという状況でございます。早目早目にまた議会のご意見も賜りながら、しっかりと考えて対応してまいりたいと、こう思っております。

上信自動車の件で、上田市長、東御市長、3者の会談ということでございました。

実は、1月19日に定住自立圏の会議が旧丸子町の庁舎3階で行われました。その終了後に、3人でお話をさせてもらったところでございます。上田市長も東御市長さんも、一応、最終のところはどこだということについては、東御市長さんのほうは長野県及び国からしっかりとどこだというご指示をいただければそれに従うという意向でございました。

また、2月19日、群馬県、長野県、県境の打ち合わせ会議ということで、中之条土木、上田建設事務所の関係者及び3市村の議会の皆様と一緒に協議したその間でございますが、ちょうど時間がございましたので、上田の母袋市長さんともお会いをさせていただきました。以前から、長野県の副知事さん、太田様に母袋さんと1回お話をしましやというお話をさせてもらったところでございますが、2月19日の時点で市長をもう継続しないということが明確になっておった状況でございます。実現がこれはいたしませんでした。私も申しわ

けないと思っております。しかしながら、そこで話が出たんですけれども、上田母袋市長さんは上田インターということで何ら問題ないということでございます。いずれにいたしましても、花岡市長さんのほうが、上からの明確な指示があればというお話でございましたので、これを踏まえて、また長野県サイドにお話をさせてもらえたらと思っております。

また、過日は長野県土木部長さん、群馬県の県土整備部長さんにも、お電話で大変失礼だったんですが、お話をさせていただきました。以前から、長野県のほうの技監が申し出ておりましたように、長野県道路建設課長、群馬県県土整備部道路整備課長、高崎河川国道事務所長、長野県国道事務所長、この4者において、具体的な移動について、東部湯の丸インターから上田インターへの移動について、これは4者協議で実務的な話を詰めて、それをしっかりと上につなげていきたいというお話が長野県サイドからあったわけでございます、その件について、早目に協議をお願いしたいというお話をさせていただいておるところでございます。一日も早く、その会議も実務的な話が進むことを強く期待しておるところでございます。議員の皆様方ともまたお願いをする機会をつくりまして、一緒をお願いをしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、上信自動車道の長野原嬭恋バイパス区間の整備区間の格上げのお話でございます。これにつきましては、過日、群馬県の県土整備部の道路整備課長さん、道路企画室長さん、役場のほうにお見えをいただきまして、平成31年度末までにはダムは完成及びこちらの長野原嬭恋バイパスの整備区間の格上げ、これまでには必ずなるでしょうというお言葉をいただいておりますので、改めてここでお話をさせていただきます。一応、そういうことで来年度末までということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

嬭恋バイパス区間でございますが、県の担当の皆様方のお話によりますと、現在、測量、設計をしておるわけでございますけれども、遅くとも来年度、30年度には東部で行いましたような形のいわゆるパブリックコメント、アンケート調査をするという方向で進んでおるといふふうに聞いております。ただし、整備区間に格上げになるかならないか、これはまだ明確ではございませんけれども、吾妻東部バイパスの実績を見ますと、そう遠くない時期に吾妻バイパス、東吾妻バイパスということで整備区間の格上げが過去になされておりますので、自治体調査が終わって、群馬県の県土整備部が関東地方整備局のほうにその回答を上げれば、そう遠くない時期だと思えます。確定的なことは申せませんが、そういう方向で進むといふふうに思っておるところでございます。

また、国交省からお見えになられます上信自動車道対策室長でございますけれども、何を

望まれるかという話でございます。

関東地方整備局道路部長さんを通して、今回お願いしてきた経緯もございますので、一日も早い整備区間の格上げ、また調査等をしっかりとお願いするのは基本であると思っております。群馬県の担当部署、高崎河川国道事務所並びに関東地方整備局、道路関係の所長関係にしっかりとお願いをする、その室長を中心に実務的な話を進められたらと考えておるところでございます。

また、我が村におきましては、環境省、あるいは林野庁、あるいは農水省とももちろん国土交通省もございますけれども、国に直接かかわりのある案件につきましては、対策室長を中心にお願ひできるパイプをしっかりとつくっていただけるようお願いを、今まで道路部長さんのほうにもお願いしてきましたので、その辺は趣旨を向こうに、先方に伝わっておると思いますので、そういう方向で室長さんには働いていただけたらと考えておるところでございます。

あと、監査委員の件は、先ほど申しましたように、時期を見てということで現在進めてきておりました。また、議会の皆さんと話をさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君の再質問を許可します。

○9番（大久保 守君） 今、るる説明がありました。ありがとうございます。

まず、村有地の管理のほうなんですけれども、村長が言ったとおり、白地等は返還になっているというようなことはあると思うんですけれども、やはりまだ、あちこちにやっぱり白地はあると思うんです。実際に、急だったから申しわけないんですけれども、自分も調べればよかったですけれども、例えば村有地がどのくらい持っているんだという話をしたときにも、約23キロ平方メートルだろうということだとなると、やはりきちんと村有地が個々には多分あるんでしょうけれども、きちんとした数値がないんじゃないかなとは思っています。例えば、大笹に細長い村有地があつて、隣地の方が使っているという土地もあるんですよ、実際に。そんなような土地があるということは、広い婦恋からすればかなりあるとは思っています、だからそういうものを、例えば、再任用なされた方を使ってやっていくとか、きちんとしたやっぱりそういう数値なり、ものをきちんとしていくというのが村民の財産なものですから、それはすべきであると思ひますし、総務課長にも聞きますけれども、実際に今、きちんとした精査した台帳というのはあるのかどうかお聞きします。

あとはあれです、1年前に話した工業団地ですか、今、村長の答弁ですと、まだこれから

検討中であるというような話でありますし、あのときも、今、一般財産にすれば、もうその売り買いもできるし、きちんとできるような話になるわけですから、とにかく一般財産にしよう。工業団地という特殊性の網を外そうというのが目的だったわけですから、もう1年もたつてそれもやはり農地だったというえらい問題も出てきましたけれども、村自体が農地を持つということはありませんというようなことで、国に大分怒られたようですけれども、そういうのを踏まえても、1年たった中でやはりちょっとスピードがなさ過ぎるというような気がします。さっき、村長が除雪車等の重機の置き場だとか、あれは墓地にしていったらどうだろうという話が一番最初だったわけですから、やはりそういうものを、村長の説明ですと、目的のものをつくって、それを完成したもので許可をもらうというのが1つあるというような話だったわけですから、そういうものはきちんとやっぱりやるべきであるということなので、もう一度、そこら辺を村長にお聞きしていきたいと思います。

それで、次は課の設置なんですけれども、実際には、今回、あれから1年たつて、監査委員の課ぐらいどうにか出てくるのかなという気はしていたんですけれどもまだ出てこないし、この予算が過ぎれば、課の編成とか人事だとかいろいろあるんでしょうけれども、もう一度、村長にどのような考えであるのかお聞きしたいと思います。

それから、八ッ場じゃない上信道ですか、上信道について、るる村長が説明していますが、1つは、いつも村長、もう5年も6年も前から、もう来年は整備区間になるんだ、整備区間になりますよと、村民に声高らかに言っていたと思うんですけれども、実際には、やっぱり根拠がなく言うことに、村長さんがおっしゃるんだから村民は信用するわけですよ。村長が言うんだから、もう来年は来るんだろとなると、また1年おくれ1年おくれで来る。実際には、今度は長野原嬭恋バイパス、それから嬭恋バイパスと2本に嬭恋地内も分かれるという話でありますし、長野原嬭恋バイパスは、長野原の町が今度は係ってきますから、なると。ましてや、嬭恋の村長は、この上信道の促進期成同盟会の中で副会長という職をいただいているという話でありますよね。それで村長は、陳情に行くときにも小淵優子先生の代理であるというようなことを声高々に話しして陳情に行くわけですから、その点は、もう会長の代理者ということで行くわけですから、もちろん、もう少しスピーディーにやっていくというのが欲しいなと思っております。実際に、今の話ですと、県のほうももう来年度は整備区間に上がるだろうという話でありますから、それは確実であるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、あと、今度、上信自動車道建設室ですか、今も嬭恋は室長がおると思います。



建設課に置いてあると思いますが、今度は国交省の方が来るということで、これは2年の任期でいいわけですね。そうすると、村長があと1年で選挙を迎えるわけです。人事交流ですから、長がいようがいまいが、それは2年間いけばいいわけでないんでしょうけれども、来るほうからすれば、任命権者が1年でいなくなるかもしれないという中では、果たしてどうなのかなという気はするんですけども、なぜ、残りの1年でこういう話になったのか、ひとつお聞きしたいのと、実際には、やはり国交省から来られて、今、村長は陳情等の役目を踏んでいただきたいというような話ではありますが、建設課、私、建設を所管する委員長でもありますので、建設課の人数は決まっております。これから、人事を動かすんで人間がふえるのかどうかはよくわかりませんが、委員会でも話が出たとおり、災害等があったときに果たして上信室長さんも一緒に泥をかぶって仕事をしていただけるのか、また、逆に室長についちゃったから、私どもはそういうことはできませんよというようなことになると、やはり建設課が手が足りないというようなことにもなりますので、そういう点をどうお考えなのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、村有地全体の件でございます。

議員ご指摘のとおり、この質問事項にも書いてあるとおりで、第1、第2、第3とこう1ページ目に書いてございますけれども、白地や未登記村有地等の把握をなされておられるかというご質問でございました。

白地については、原則ないということで、先ほどの法律の改正があったので、そう思っております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、あるかもしれませんので、早急に、全村、337平方キロメートルのうちのうちを調べさせておりますので、またご報告をさせてもらいたいと思っております。

第2点目でございますが、管理をするために調査をすべきであるということでございます。そのとおりだと思っております。これも、させますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、第3点目で、必要があれば購入するし、不用であるならば隣地とも話をして、処分も今までも明確なところはしてまいったわけでございます。今後におきましても、この

原則は変えないで、大久保議員ご指摘のとおり、そのように処理をしまいたいと思っております。いずれにいたしましても、嬭恋の村民の財産でありますので、白地、あるいはその他の土地関係、もう一度しっかりと精査をさせてもらいたいと思っておりますので、また報告も議会のほうにできるように努めてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

第2点目で工業団地の導入用地の件でございます。

調べたところ、あれがまだ村がいろんな経緯がございます、嬭恋村が農地を持っているという状況でございます。したがって、農地のまんま農業者に処分するということが出来れば、これは1つの可能性はあると思われまして、しかしながら、お墓にしましよ、あるいは上信道があれば、除雪車等の置く空間も考えたかどうかということもございました。したがって、そちらも考えて取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。先ほど、お答えをさせていただきましたとおり、現在、県のほうとも協議をしております。また、農政局のほうのご指導もいただいて、しっかりとした目的を立てて、計画を立てて、それから農地法第5条の転用ということが可能性があるということも聞いておりますので、いずれにいたしましても、スピード感を持って、先ほど、大久保議員のご指摘のとおり、1年前から言っているじゃないかというご指摘でございました。今後、スピード感を持って対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

課の設置、人事ということでございますけれども、対策室長で今度はお見えになるということでございます。2年間ということで先方からお話がありまして、私どものほうからも、人事交流ということでございますので、私どもの職員1名も2年間向こうに派遣するということがございます。双方にとって、関東地方整備局にとっても嬭恋村にとっても人事交流ということでございますので、双方がプラスになるように働いていただくようお願いをしまいたい、こう思っております。私の任期云々もございますけれども、それを越えてぜひとも人事交流という観点からご理解をいただけたらと、こんなふうに思います。

来年度、確実かというご指摘で、はっきり明確な考えを示していただけたらというお話でございました。過日も先ほど申しましたけれども、県土整備部の道路整備課長並びに道路企画室長じきじき、平成31年度末というふうに述べていただいておりますので、それまでには少なくとも長野原嬭恋バイパスは整備区間に上がるものだと私も信じておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、最後のほうの質問でございましたが、人事交流の国土交通省からお見えになられる

室長ですけれども、災害があったときには全員で対応するのかということですが、当然、婦恋村役場の職員となるわけですので、全課を挙げて、災害があればそれに応じて、非常時でございますのでご理解をいただいて、指示も出してみんなで取り組んでまいりたいと、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 村有地の台帳整備がされているかどうかというご質問でございますが、村は平成27年度に公会計を導入するに伴いまして、固定資産台帳を整備しております。そちらに土地ですとか建物、道路、上下水道管等の公共施設の台帳というような形で整備されているんですが、現況確認については、10年ぐらい前から村有地の確認、管理をしているんですけれども、詳細な部分まではまだできないところもございまして、今後、そういったところをしっかりと管理できるようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君の再々質問を許可します。

○9番（大久保 守君） 土地の管理については、今、総務課長が話したとおりだと思います。台帳から引き出して、多分面積も出てきたのかなという気はするんですけれども、確かに、今、課長がおっしゃるとおり、詳細な部分がまだ多分調べていかなきゃいけないというのが残っていると思いますので、それは今言ったとおり、地道に、時間がかかるかもしれませんが、やっけていっていただきたいと思っております。あとは、村長が話したとおり、第1から第3の質問に関しては、答弁どおりやっけていただければよいかなと思っております。

それから、課の設置について、先ほども話したとおり、これから課の設置、議会に提出されるのかどうかちょっとわかりませんが、いずれにいたしましても、監査委員会、予算を持っているものが監査をするというのはおかしな話なものですから、それはやはり1年も2年も前から話があるわけですから、そういう点はやはり是正するものは是正していくことが必要であるのではないかなと思っております。そこら辺も頭に入れていただきたいと思っております。

あとは、上信道につきましては、いずれにいたしましても、これは我々の思いでもありませんし、我々が上信道ができたときに、果たしてその道路に乗れるのかというぐらいの長いスパンの話になってしまうのかもしれませんが、やはり今、村長が期成同盟会の副会長である

というような立場もありますし、どうしてもやはり嬭恋までは路線を持ってきていただきたいというのがやはり村民の願いだと思います。いろんな話が出てきて、長野県の終点地がなければ、ひょっとしたら群馬県も嬭恋で終わりにしちゃうんじゃないかというような話も出てきたりすることもあります。そうなると大変なものですから、やはり終点地が約束どおり長野県にあるということが大前提でありますので、今度は上田の市長さんも選挙が終わればかわってくるわけでございます。3月25日でしたですかね、それを過ぎれば新しい市長が誕生するわけでございますから、早く市長になられた方とコンタクトをとって、この上信道、なられる方は多分、全てを理解している上で市長さんになるんだらうと思いますので、ひとつそういう点をいち早くとっていただいて、上信道の話をしていただければと思っております。花岡市長の話が先ほど出ましたけれども、この前、私どもの議会と上田、それから東御と懇談会をしたときに、東御市の依田議長がいいことを言っていただいて、東御市はどこでもよいと、インターチェンジはどこでもいいんですと。そのかわり、そこまでタッチする道をよくしていただければ構わないので、それが上田に行こうが東御に来ようがそれは構わないので、ぜひとも早くしてくれというような意見も出ましたので、そこら辺を踏まえて、もう一言村長にお聞きして終わりにします。お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、人事の件、監査委員の課の設置の件でございますけれども、議会のほうにも、またご意見を賜れる機会をつくりながら早急に対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

上信自動車道の件でございますが、長野県サイドをはっきりしましょうというご指摘ございました。大久保議員のご指摘のとおり、東御の依田議長さん、また上田市の小林、新任の議長さん、やろうというお言葉を過日みんなで話し合ったところでございます。市長選挙が現在、もうじき始まりますけれども、どなたが市長になられても早急に方向を定めていただくべき最重要課題だと思っておりますので、また議員の皆様方ともよく日程調整をしながら、しっかりと長野県サイドをお願いをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、大久保守君の一般質問を終わります。

---

◇ 大野克美君

○議長（滝沢俣明君） 次に、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問の内容は、働き手不足についてということなんですけれども、そこにちょっとずつと初めのほうは書いてあるんですけれども、とにかく最近、私、自分は観光業をやっていますけれども、いろんな会によく出るんです。それで、ほとんどの場合、昔ですと売上げが減ったとか、あるいはそういうことが問題になっていたんですけれども、最近、どこへ行っても人手の不足、そういうことが起きて、なかなか人材を確保できないという問題が、今生じております。

例えば、うちの観光業、あるいは孺恋村は農業と観光というんですけれども、観光がどういふふうになっているかという、今、例の本白根山とかそういうのが噴火があったりして、先の道路とかそういうことがなかなか見通しが立たなくて、なかなか厳しくて、売上げベースでいうと、ちょっとした大型の旅館ですと、大体15%から20%ぐらい売上げが下がっている。この15、20というのは、実はかなり深刻な問題なんです。ですから、本当に大変な状況になっている。

それで、そこへさらに重ねて、どういう問題が起きているかという、なかなか今、人が集まらないんです。今の国会なんかで働き方とかが不足して、例えば働く場所は大学なんかのところを出てもかなりふえているんですけれども、こういう村とか地方のほうはどうなっているのかという、大体、例えば、うちなんかである従業員さんがやめてしまったといったらどうしてかという、東京なんかに行くと実は高くもらえるんです、時給が。大体1,300円とか1,500円ぐらいもらえたり、場所によってはそれよりちょっといいところもあったり、あるいは初任給が今30万円ぐらいなんていうところも出てきまして、大体、そういうところにみんな移ってしまいますから、だから、ますますこういう地方とかそういうところにおいては、働き手がみんな都会とか給料のいいところに移ってしまう、実はそういう現象が起きていまして、それで今度逆に、じゃ、そういう1,300円から1,500円ぐらい払って

もみんな成り立つかという、今度、それがまたできないんです。そんだけ給料払ったり、あるいは社会保険とかそういうものを払うとなかなか続かないと。だから、結局人材がそこへ確保できないという現象が起きてきまして、ますます人を集めるのが難しい。その結果、どういことになるかという、じゃ、もうやっぱり企業をやっていくのもなかなか大変だからというんで閉めてしまう、閉めてしまうのがいいことか、それかもしくは、本当にそういう経費とかがどんどん上がってきますから、そのまま倒産してしまう、そうすると、今度、ますます人手不足が起きてしまって、明らかに悪循環が今続いています。それ、今言った観光なんかです。

それで、その次、例えば今度は農業なんかもそうですけれども、農業は孺恋村の場合はよくうちでも出ますけれども、とにかく、自分たちのところの人だけでやるというはできないで、いわゆる中国とかインドネシアとか、あるいはベトナムとか、そういうアジアの国に頼らなきゃいけない、村長もよく言っていますけれども、そして、これがまた村の人口にも影響して、それで研修生がいるときには1万人かちょっと上、それがなくなっちゃうと九千何百人というふうになって、そこも影響しています。そして、とにかくこの人手不足は、そういうことが本当にそういう人がいてくれないともう成り立たないんです。農業自体も、今孺恋村の場合は成り立たないという状況になっています。

ですから、それで今度、田舎へ来てくれても、なかなか続かなかったり、あと、どんな現象が起きているかという、そうですね、働いてはくれるんですけども、中にはそのままもう帰らないという人たちも出てくるわけです。それはどうしてかという、日本にいたほうが給料がいいし、例えば10月ぐらいで仕事が終えても、ある程度不法であっても、とにかく日本にいれば給料が取れると。それで、インドネシアとかあるいはそういうところというのは、大体、日本と違って給料にすると3万円、4万円ぐらいですか、月にですよ。日本だったら20万円からもっと上に行くんですけども、そういう状況になっていますから、日本に1日でも1カ月でも2カ月でも、とにかくいたほうが有利であるということで、やっぱり居残ってしまったたり、あるいはほかに行ってしまったたり、そういうことが起きてくるんです。そうすると、今度、出入国管理って1つの法律で、そういう人が出てきた場合は、それはもう全部受け入れ側に責任があるというんで、今度、違うところからまた入れるとか、あるいはそういうことでまた人手が集まらないというこの変な悪循環が起きてきます。

それで、あとは介護の問題もちょっと述べますけれども、介護も昔はある程度いたんですけども、だんだん私たち団塊の世代、先ほども随分議論になっていましたけれども、そう

いうところで誰が面倒を見るかといった場合、なかなか今は若い人も集まりにくくなっています。それで、先ほどのいろんな議論を聞いていた中で、70、健康寿命ですか、あるいは平均寿命、男性が81とか女性が86、でも実際、一番手間がかかるというのが亡くなる二、三年前ぐらいが一番大変なんです。ですから、今、団塊の世代、よく言う私とか村長世代、唐澤さんもそうですけれども、そういう人たちが大体80近くなってくると、どっかが悪くなってくるんです、七十七、八とか。今、議論しているのは、私たちがやっているのは、2025年とっているのは、70幾つですか、75になってくる、その辺を今議論しているんですけども、こんなのはすぐに通り返して、今はもう政府でも100歳時代だということになって、そういうふうになっていますから、それで、この深刻なのは、健康寿命その他のことを皆さん論じていますけれども、それは問題のある意味では先送りになっているんです。ですから、亡くなる時期が78の人が例えば81になったとか、83の人が85になった。でも、何歳になっても、亡くなる時の二、三年前が実は一番大変なんですよ、介護なんかでも。ですから、そういうときに人材がいるかということを考えると、今は70やっているけれども、本当に深刻になるのは、あと6年か7年たってでしょう。それで、私がいつも言っているのは、介護人材が特にまた難しくなっているのが、いろんな議論で人手が足りなくても、何かロボットが出てきたり、そういうことが出てきて、何とかなるというけれども、それはなかなか現実をよく考えてみると難しい面が多くあるんです。ですから、ある程度やっぱり人に頼らなければいけない、そして、私たちぐらいの世代はなぜ心配するかというと、長生きをしたことによって、非常に長生きリスクというのが出てきて、さっき言った、二、三年前になると非常にがんになったり認知症になったり、介護が必要になる。でも、そのときのお金がそこにたまっていけばいいんですけども、それがたまっていない。ですから、みんな幾らの年になってもやる、お金をためておこうと思う、ですから消費も伸びない、全て根っこは将来の預金不安になるんです。ですから、どんなに政府が金融緩和で安倍さん、いろんなアベノミクスとかそういうことを言っても、みんな将来が不安ですから、それで子供に特に迷惑をかけたくないとみんな思っているわけですから、自分で何とかしなきゃいけない、それで……

○議長（滝沢倅明君） 大野君、質問をお願いいたします。

○12番（大野克美君） それで、質問へだんだん移っていきますけれども、これが今言った現状です。

それで、私の質問の内容はこれから村長にこの3つの分野で今、1、村長の農業、観光、

福祉の分野での人材の確保に対して、どういうふうに考えているかというのが1問目。

それで、2番目は、私が人手の対策になるかなりの具体的な行動ということになったりすると、そういう観光、農業、あるいは福祉、ある程度、外国の人の人材の助けをかりなければいけないという考えが基本的にあるんです。ですから、それで今度、このことに関して政府もその辺に気づき出して、そういう介護人材、あるいはそういう農業もそうですけれども、あるいはサービス産業もそういう人たちに対して入れなきゃいけないだろうと、こういうところに政府の考えもだんだん移ってきています。それで、今度うちの農業と観光に関して、例えば、今、10月前後で農業が終えたりした場合、これは将来ちょっとすぐはできないかもわからないですけれども、そういう特別区の制度を利用して、例えば、農業を終えたら観光のほうで働くとか、そういうようなところへ転換できる、そういう制度がちょっとずつ考えられているんですけれども、孺恋村は、これに関してどういうふうに対応していくのか、あるいは前にちょっと、村長、農林課長だったかな、聞いたときに、その特別区の案件が出ていましたので、じゃ、それはどのぐらい進んでいるのか、先の見通しをどう考えているのか、その辺をちょっと述べていただきたいと。

まず、以上です。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野克美議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問の要点でございますが、村長の農業、観光、福祉の分野での人材確保のための基本的な考え方を述べてくださいというのが第1点目のご質問でございます。

現在、孺恋村全体を見ますと、お医者さんが不足しています。看護師も不足しています。それから介護士も不足しております。また、子供たちを育てる保育士も不足しております。庁を挙げて、教育委員会も含めてでございますが、優秀な人材の確保に精を出しておるのが実態でございます。お医者様につきましては、公益社団法人地域医療振興協会、吉新理事長さんを初め、関係の皆様方にも、また今後もお願いをしっかりとまいりたいと思っておりますし、介護士さんにつきましては、まだまだ、櫻井先生や当時の藤田先生等がしっかりとまとめてくれた包括ケアシステムのあり方というようなことで、今後の医療や、あるいは介護や総合的に含めた村の福祉体制のあり方についてのご意見を賜りましたけれども、それを見ましても、介護士が足らんというのが実態でございます。また、大野議員のご指摘のとおり、



今後、さらに介護士が必要になるだろうと思っております。また、保育士についても、やはりまだ不足しておるといふこととございます。

さて、村長は農業、観光、福祉、これらの分野で人材確保のためにといふこととございますが、ケース・バイ・ケースでやはり福祉については引き続き、今申しましたようなところでしっかりお願いもしていきますし、それから、特に介護士の関係でございまして、国のほうもまだ給料をもっと上げろといふようなお話もございまして。また、国のほうではお医者さんにつきましては、将来、都市部における院長になる資格を得るためには、一定期間、中山間地に行ってきた人間を、しかるべき人間の資格を、院長なりになる資格のためには行ってこいといふようなことも今検討されておるといふこととございます。国でも検討しておりますし、我々も、当村にとつても、本当に人材不足については深刻な問題でありますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、観光分野でございましてけれども、地域おこし協力隊、さらに募集をかけておりますけれども、何とか優秀な人材が確保できればなと考へております。また、上毛新聞の以前トップにも出ましたが、群馬県内には、東南アジアからの大学生が1,000人以上いるといふ現実もございまして。総合政策課がしっかり指示をして、ぜひともそういう方々が地域おこしで協力隊で来ることも可能だといふことも可能だといふことも確認しておりますので、それらは特に東南アジアの関係の皆さん、観光のためのヘッドハンティングをしっかり努めてまいりたいと思っております。

福祉分野につきましては、特にお金の高いところに人が流れるといふ現実もあるわけとございます。特別養護老人ホームにおいても、例えばですが、20万円の給料やっただけけれども、23万円俺んちは払うよと言つたら、そのところから介護士さん等がみんなそちらに移つちやつた。そうすると、そこが閉鎖せざるを得なくなつたといふような現実も今日ではあるわけとございます。

給料を高く払う、いわゆる有効求人倍率が1を超えておりますので、売り手市場でございまして。大学卒業生はいかに早くいい企業に、企業のほうはいかに早くいい人材を確保するかといふ人材獲得競争が始まっているのも現状であります。給料を大野議員の言つとおり、時給1,500円出しますよといふようなところも出てきているのも現実でございまして。そういう中ですが、村としては、行政に必要な人材確保を、一つ一つ着実にふえるような方向、確保できるような方向でしっかり取り組んでまいりたいと思つております。

また、農業分野でございましてけれども、特に、以前、特区の話もさせてもらいました。ま

ことに申しわけございませんが、群馬県農政部と嬭恋村と昭和村で一緒になって特区申請をやってまいりました。3日前ですけれども、澁谷農政部長から連絡がありました。夕べもちょっと夜一緒だったんですが、今、特区の話につきましては国会で、ご存じのように毎日議論をされているわけでございます。特に、公有地の払い下げの関係もあるわけでございますが、現状から見て、今まで認めた件についてしか特区は認めませんという回答でございました。回答はゼロということでございます。したがって、今まで考えられて想定されてきたような研修制度、農業特区として東南アジア等から労働力、研修生を受け入れるというのは現実に特区としては不可能だと思っております。

しかしながら、現実では嬭恋村に今、外国人が390名おります。ピーク時ではございますが、去年の10月1日に390名おります。農業研修生、想定でございますけれども、多少前後しますが、329名が農業研修生として嬭恋に入ってきておるのが現実でございます。特に、農業につきましては、関係する生産者の方々としっかりと協議をして、今後も行政でサポートできることについては、本当に真剣に行政でもサポートしてまいりたい、こう思っております。いろいろな人材派遣会社を通して、関係する機関と、あるいは個人の方々も含めまして、外国の研修生を受け入れておりますけれども、さらに県なり、あるいは農水省のほうとも協議を進めながら、農業の研修生受け入れ体制をしっかりと取り組んでまいりたい、行政として最大限、努力してまいりたいと、こんなふうに思っております。長野原警察署管内、警備部警備課が担当でございますが、ご存じのように、ピースマインド協議会というのがございます。外国人が西吾妻全体で、嬭恋村で10月1日現在で390名ということなので、想定で550人ぐらい、間違いなく西吾妻に入っておるというのが実態だと思っております。先ほどちょっと確認させたんですが、ピースマインドで実数は、今現状つかんでおらんというお話でございました。また、それも長野原管内については、警察の皆さんともよく協議をしながら実数をしっかりと把握でき、それをまた行政に反映できる、政策に反映できるようなことを考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、人材が不足、マンパワーが不足の今日であります。やはりこういう時代ですから、6,300万人の勤労者、働いている方がおりますけれども、そのうちの2,800万人は女性であります。また、退職も公務員はいずれ65歳になるとか、シルバー人材の能力を活用しようと、こういうふうに政府も申しておるわけでございます。我々もいたしましても、女性がより一層働きやすい社会、それからシルバー人材で体の動く方々がより一層我が村でもシルバー人材を含めまして働ける環境をしっかりとつくって、足りない労働力と

いいですか、それを補填できるような制度もあわせて考えてまいりたい、こう思いますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝沢倣明君） 大野克美君の再質問を許可します。

○12番（大野克美君） 村長の話聞いていて、村長がちょうど今期で3期目かな、それで最初になるときに、市町村合併のことが話題になっていて、村長自身も、もし孺恋村の人口が1万人を割るような時代になったら本当に深刻になるから、むしろ市町村合併をして1万人にふやさなければいけないとたしか村長が言っていたと思うんだよ。それで、これは私も含めてですけれども、人口が減ったりしているんですけれども、それを何かちょっと当然みたいに、みんな締めてしまうんですよ。ところが、ヨーロッパとかほかの外国では、人口が減るということはその政策を誤るということは犯罪であるというぐらいに思っているわけなんです。ですから、人口が本当に減って、何の手も打たないと、国家が本当に崩壊してしまう。だから国家が成り立つということは、やっぱり人がいて、税金を納める義務、それともう一つは、人口が減っていくということを見逃さないで、やっぱりそれに必要な手を打っていく、これはもうアメリカでもヨーロッパでもどこでもそうですよ。でも、私たち議員及び村長も含めて、まさか人口が減ることが犯罪だなんて思っている人は多分そんなにいないと思うんですよ。でも、それをずっとやっておくとさっき言った悪循環に入って、人口が減る、さっき言った税収の問題が減る、それで今度は消費も伸びない、だんだん経済がしぼんでいってしまふ。だから、この人口減少というのはどこの国でも何でも非常に注視をしているんです。ですから、ちょっとフランスなんかは極端ですけれども、本当にもう子供が少なくなってしまうと、本当に働き手とかそういう国家の存続に影響するから、結婚していなくても子供に認めていったり、それでそういう子供は結局最後は国がやっぱり育てるんだという、そのくらい人口が減るということに対しての危機感を持っているわけですよ。ですから、時々村長は、いや、どこのところでもあったけれども、これは日本の傾向ですからと、こう言っていると、本当におかしくなってしまうんで、これを第一に、私が言ったのはちょっとオーバーに聞こえますけれども、人口減少をそのままほうっておくというのは、これは村長さんも私たち議員を含めても、これは犯罪であるというちょっと強い言葉ですけれども、そのくらいの覚悟で対処していかなければ、これはいろんな問題が解決できなくなります。ですから、まずそういうふうにしていく。

それで、ちょっとできるかどうかはわかんないんですけれども、うちの議員さん、私た

ちも含めて、人口減少の対策をやっているんですけども、どこかの段階で課を設置するならば、もう人口減少を人手対策課というぐらいに打たないと、どこか自然にあれば減っていますよと言って、そのぐらいになってしまうんで、あと婦恋村も6年、7年たっていくと、もう人材不足でそのまま消滅というそのぐらいのことに将来なってくるんじゃないかと私は心配しているんです。ですから、村長、ぜひ今言った課のこと、それとそういう人口減少に対してはやっぱり強い対策を打っていくと、その辺の表明をしていただきたいし、こういう面で頑張るということをやっぱりちょっと言っていただきたい。それ、どうですか。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在の日本の人口は1億2,700万人であります。国立の人口問題研究所、厚生労働省外郭団体の将来見通しを見ますと、平成37年には1億人を切るという数字が出ておる、これも現実だと思っております。特殊合計出生率が1.8だったですか、これ以上上がらないと人口がふえないという、これも現実でございます。子供を産む世代がやっぱり女性が24から38だったですか、この人口が少ないということは、人口、出生率も上がらんという、これも現実だと思っております。現実には現実で直視しながら、大野議員のおっしゃるとおり、人口が減るということは需要も減る、総需要が減れば生産もしても意味はないと、こういう現実も、経済の悪循環も生まれるわけでございます。

そんな中ですけども、今の日本国の労働力、活力を維持しようとするれば、観光関係ではやはり東南アジアからのインバウンドを中心にインバウンドも必要でしょう。また、労働力と言っってはなんなんですが、やっぱり規制改革をしていただいて、しっかりと東南アジアの6億人、中国は別といたしまして、東南アジアの方々と仲よくする、これが大変重要だと思っております。

そういう意味で、人口減少社会、これをすぐに解決するために対策の課をつくったらいかがかというお言葉でございましたが、全庁を挙げて、いろいろな先ほど申しました教育委員会は教育委員会で先生の、保育士の確保、あるいは介護士の確保、看護師の確保、医者確保、こういうものをこういうものでしっかり人手不足を行政の立場から確保をしっかりと努めてまいりたいと思いますし、課を設置するというのではなく、立場立場で観光担当はやっぱり地域おこし協力隊を本当にしっかりと探して、東南アジア等からお越しいただけるお客様をしっかりと探してまいりたいと、こんなふうな思っております。課設置についてどうかという

決意というお話でございましたが、課だけではなく、立場立場で課題がございますので、全庁を挙げて、しっかりと人口対策を取り組んでまいりたいと思っています。

また、出会いのためのイベント等も現在継続しております。少しずつでございますが、効果を発揮しておるところでございます。

また、移住対策もデータベース化もできました。先日ご報告させていただきましたように、55世帯がここ1年で移住をしてきておるのも現実でございます。ぜひとも、一步一步ですけれども、人口減少対策については、全庁的に取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様方からもまたいいご提案をいただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再々質問を許可します。

○12番（大野克美君） 私は、今回、全部かなり大ざっぱな個別問題という形では捉えていないんですけれども、非常に今後の村の中で人口減少に対する人手不足、村長がいつも言っている、マンパワーがなければ何をやるにしてもできないと。ですから、今、村長の答えでは何ですか、課はもちろんできないと、こういうことの答えなんですけれども、そのマンパワーを絶対に確保していくという強い決意と政策を頭に置きながらやっていただきたいと、こういうふうに思っています。答えはいいです。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、大野克美君の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定しました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢俣明君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、平成30年第2回婦恋村議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 熊 川 一

署 名 議 員 黒 岩 忠 雄